

第9期

小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画
(小金井市地域包括ケア推進計画)
(素案)

目 次

第1章 計画策定の背景と目的·····	1
1 計画の目的·····	1
2 踏まえるべき背景や動向など·····	2
3 計画の位置付け·····	4
4 計画の期間·····	5
5 国における第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針の考え方·····	6
6 計画策定体制·····	7
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題·····	9
1 人口·····	9
2 世帯·····	11
3 要介護・要支援認定者·····	12
4 認知症高齢者·····	13
5 圏域の特徴·····	15
6 前期計画の評価·····	22
第3章 計画の基本理念と視点·····	46
1 基本理念·····	46
2 視点·····	47
第4章 施策の展開·····	49
1 高齢者保健福祉施策の体系図·····	49
2 施策の展開·····	51
基本目標1 生きがいのある充実した生活の支援·····	51
基本目標2 地域で自立して暮らし続ける仕組みづくり·····	57
基本目標3 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりと人材育成·····	68

第5章 介護保険事業の推進	74
1 介護保険事業の基本的な考え方	74
2 介護保険事業の現状分析	75
3 自立支援・介護予防・重度化防止に関する取り組み及び目標設定	86
4 介護給付適正化に関する取り組み及び目標設定	90
5 サービス見込量の推計	92
6 施設整備に関する推計と高齢者の住まいについて	96
7 地域支援事業の推計	98
8 第1号被保険者の介護保険料	100
9 介護保険制度を円滑に運営するための方策	104
第6章 計画の推進	107
1 計画の推進体制	107
2 計画の評価方法	108

第 1 章 計画策定の背景と目的

1 計画の目的

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、2020年（令和2年）の国勢調査では高齢化率は28.6%となっています。また、2025年（令和7年）にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えることが見込まれます。全国でみれば、65歳以上人口は2040年（令和22年）を超えるまで、75歳以上人口は2055年（令和37年）まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035年（令和17年）まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

本市においても、2020年（令和2年）の国勢調査では高齢化率は21.3%と全国の調査結果と比べると低いものの、国と同様に、2055年（令和37年）まで高齢者人口の増加傾向が続き、2050年（令和32年）には高齢化率が30%を上回ることが見込まれます。

一方で、全国的に生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本市では、令和3年3月に策定した「第8期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画（小金井市地域包括ケア推進計画）（以下「前期計画」という。）」において、基本理念である「①人間性の尊重（個人の尊厳）」「②自立の確保（自立に向けた総合的支援）」「③支え合う地域社会づくり」の実現に向け、高齢者が自らの能力と活力を十分に発揮し、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる地域社会の構築を目指してきました。

このたび計画期間が満了することから、国の第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針等に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第9期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 踏まえるべき背景や動向など

本計画の策定にあたっては、これからの中長期的な社会保障や地域包括ケアシステムの深化・推進、認知症施策の推進、災害・感染症対策等、近年の社会潮流を踏まえ、市の現状と課題を整理しながら検討します。踏まえるべき背景や動向には次のようなものがあります。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

市区町村の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。

国においては、本計画の期間中である令和7年度を目指して、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進することとされています。

特に、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材の確保及び業務効率化の取り組みの強化が求められています。

また、8050問題や介護者（ケアラー・ヤングケアラー）等の多世代への支援、経済的理由からサービスの利用に至らないなどの複合的課題を生じている高齢者への支援等、高齢者福祉部門だけで支援することが難しい問題に対し、市として重層的支援体制整備事業の推進を図り、横断的な支援体制を構築する必要があります。

(2) 認知症施策の推進

国内の認知症の人は年々増加傾向にあり、2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると言われる中、令和5年6月14日、認知症の人が希望を持って暮らせるよう、国や自治体の取り組みを定めた「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が参議院本会議で可決・成立しました。認知症の人を含めた国民一人一人が個性と能力を十分に発揮し、互いに人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会の実現を目指し、基本理念として様々な項目が掲げられています。

(3) 介護人材の確保と育成

2040年（令和22年）には第二次ベビーブームに生まれた「団塊ジュニア世代」が65～70歳になります。65歳以上の高齢者人口は35%以上になると予想され、ピークとなります。

さらに経済を支える現役世代が急減し、労働力不足は深刻となり、社会保障財源はひっ迫すると予想されています。

介護職員数も高齢者人口が増えると同時に、全国的に不足が見込まれており、2040年（令和22年）までには現状よりも約69万人増やす必要があると予測されています。

将来、高齢となった人たちが問題なく暮らせるように、国は総合的な介護人材確保対策を打ち出しており、都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進していくことが求められています。

(4) 新型コロナウイルス感染症が与えた影響と回復に向けた取り組み

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、高齢者の外出頻度が減少したことや、移動時間の減少、地域活動への参加の減少など、高齢者の日常生活が大きく変化し、その結果、高齢者的心身機能に低下が見られるようになり、フレイル発症率が上昇しています。

特に、ひとり暮らしの高齢者については、コロナ禍において対面でのコミュニケーションの機会が減少したことにより、ひきこもりや孤独死のリスクが高まっていると考えられます。

今後は、コロナ禍における外出自粛などを機に、既に閉じこもり傾向にある高齢者や、身体機能が低下した高齢者に対し、ＩＣＴの活用等を含め、感染症対策に留意した活動支援を行っていくことが求められています。

3 計画の位置付け

(1) 根拠法令等

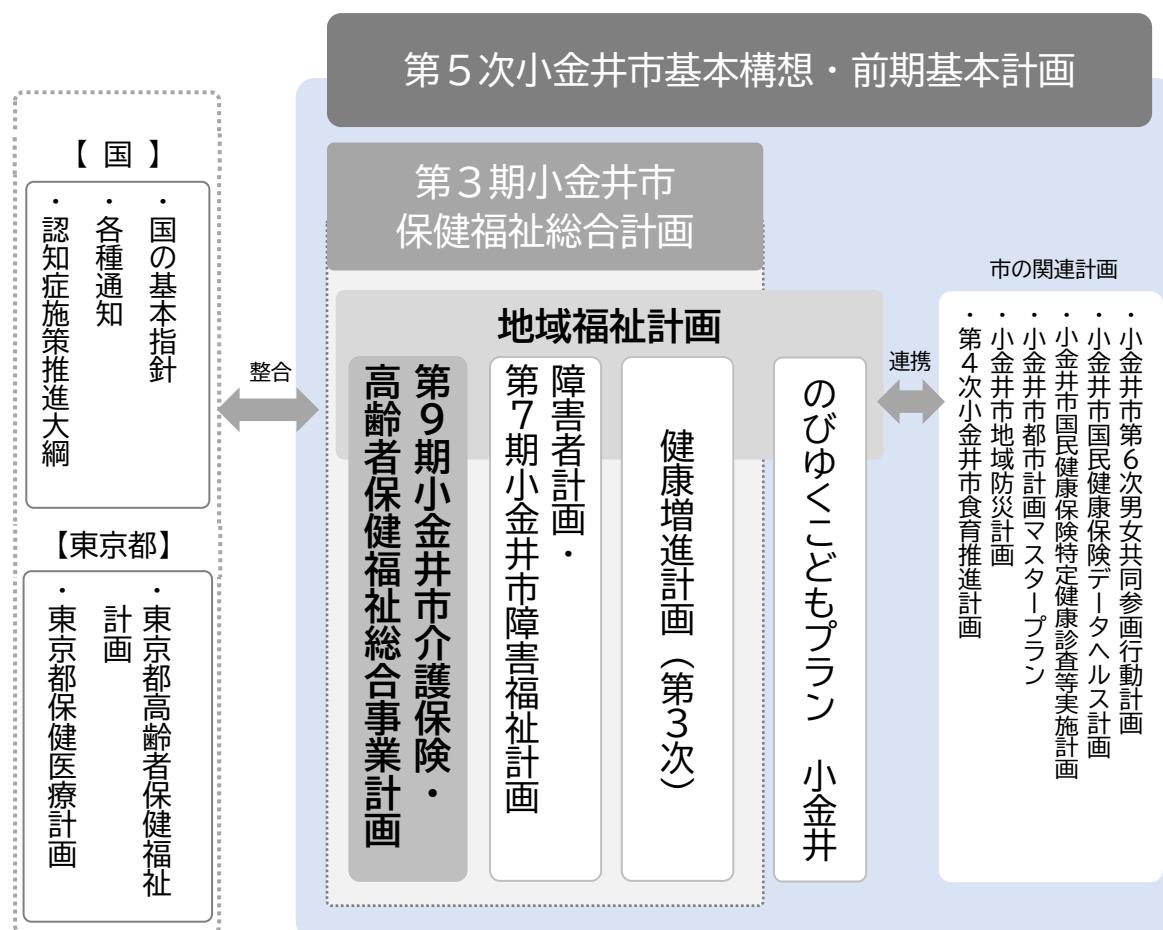
本計画は、介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画及び老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画です。

なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

(2) 関連計画との関係

本計画は「第5次小金井市基本構想・前期基本計画」の理念を実現するため、「第3期小金井市保健福祉総合計画」及び本市の保健福祉の基本的な視点や理念を示す「地域福祉計画」の分野計画として位置づけられます。

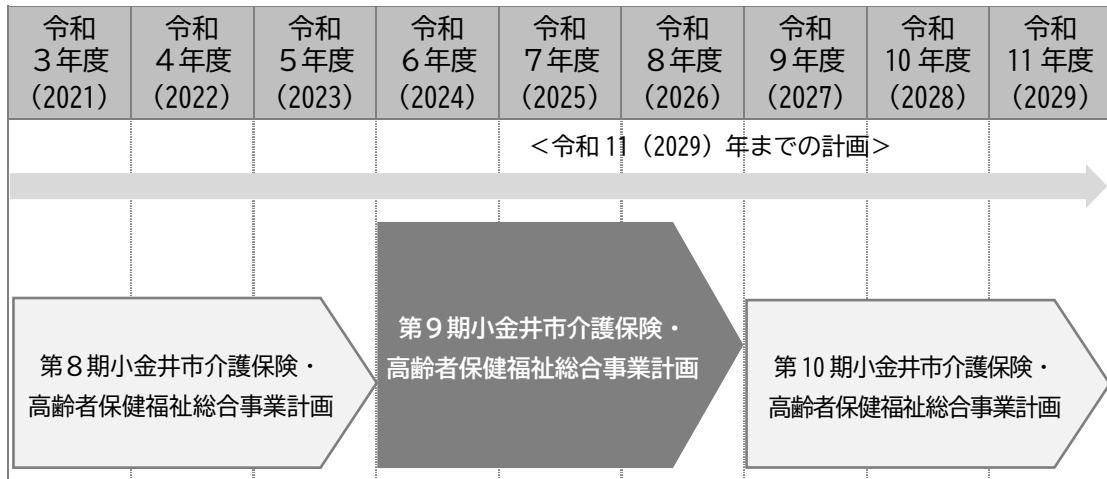
これらの計画及び「障害者計画・第7期障害福祉計画」、「健康増進計画（第3次）」等、本市が策定する他の計画との整合を図り、策定しています。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて見直し・改善を図ります。



5 国における第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針の考え方

◆第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針の基本的な考え方

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みについてサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、待遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

6 計画策定体制

(1) 介護保険運営協議会による検討

高齢者福祉事業・介護保険事業の運営には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとすることが求められるため、学識経験者及び医療・福祉・保健関係者、第1号・第2号被保険者・介護サービス利用者等の公募市民等によって構成する「小金井市介護保険運営協議会」を設置しています。

本計画の策定にあたって、「小金井市介護保険運営協議会」に「介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定に関する専門委員会」を設置し、各種施策等の計画内容を協議・検討し、意見や要望の集約を図りました。

(2) アンケート調査

本計画の策定にあたって、アンケート調査により市民や事業者等の実態や意向等を踏まえた計画としてくために、市民や事業所を対象にアンケート調査を実施しました。

【調査期間】

令和4年12月14日（水）～令和5年1月10日（火）

【調査方法】

郵送配付・郵送回収方式（介護保険サービス提供事業者調査及びケアマネジャー調査はWEB回答）。在宅介護実態調査の一部は聞き取りにて実施

【回収状況】

調査の種類	調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	自立・要支援認定者	1800通	1157通	64.3%
在宅介護実態調査	要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請者	1000通	523通	52.3%
介護保険サービス利用意向調査	要介護認定者	1000通	396通	39.6%
施設サービス利用者調査	介護保険施設サービスを利用する第1号被保険者	200通	83通	41.5%
介護保険サービス提供事業者調査	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅介護・介護予防事業所、施設サービス事業所	160通	84通	55.3%
ケアマネジャー調査	居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所に在籍するケアマネジャー	100通	66通	66.0%

(3) パブリックコメント・市民説明会の実施（予定）

より多くの市民の意見を反映させるため、令和5年11月15日から同年12月15日までパブリックコメントを実施しました。また、市民説明会を2回（令和5年1月18日及び同年11月22日）実施しました。（現時点の予定）

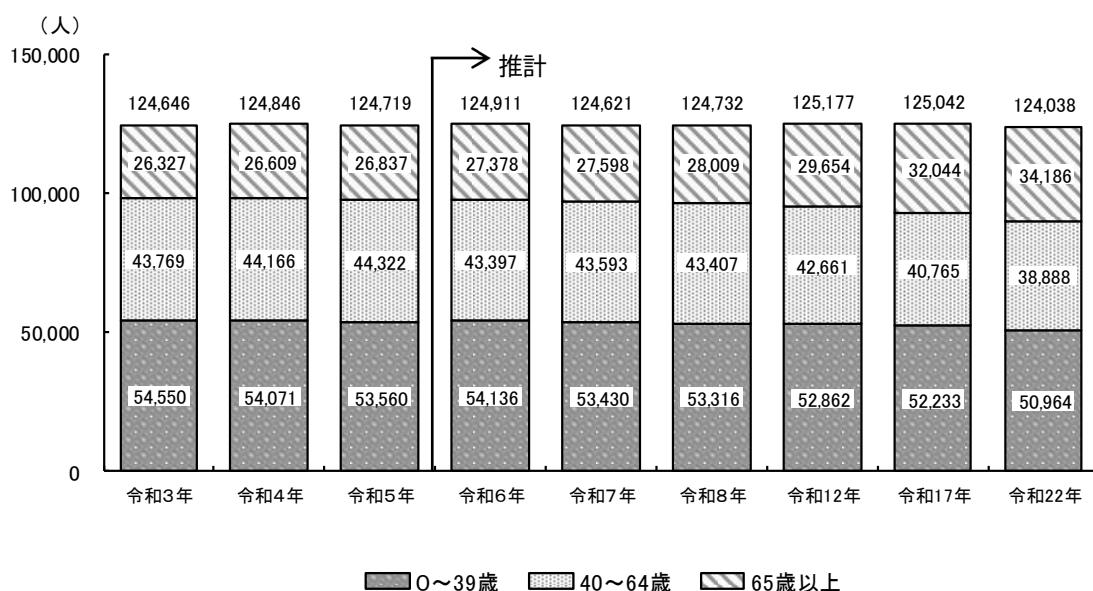
1 人口

(1) 年齢3区分別人口

市の人口は、近年横ばいの状態が続いている、令和5年10月1日現在には124,719人となっており、そのうち65歳以上の高齢者人口は26,837人となっています。

推計をみると、令和6年から令和22年にかけて、0～39歳、40～64歳の人口は減少し続けると見込まれています。一方、65歳以上の高齢者人口は増加し続ける見込みとなっています。

図表1 年齢構成別人口



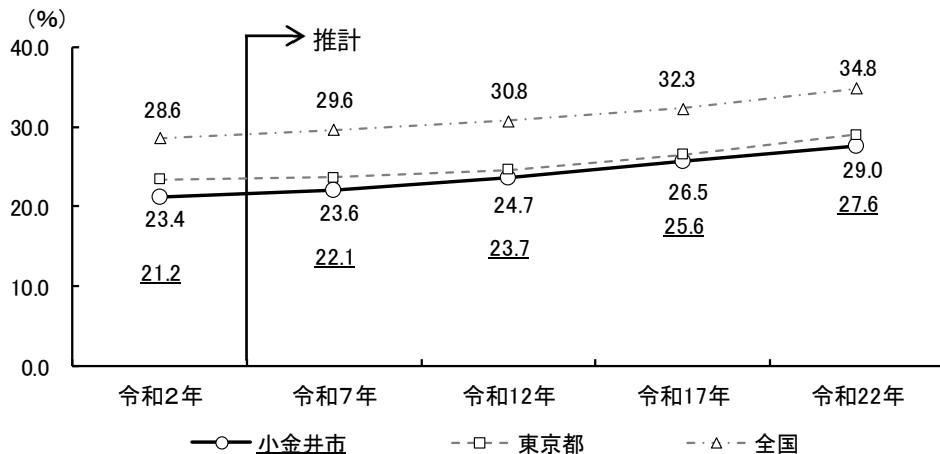
資料：市住民基本台帳（各年10月1日時点）

推計は厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』（各年10月1日時点）

(2) 高齢化率

市の高齢化率（65歳以上人口の割合）は、令和2年には21.2%となっており、東京都、全国よりも低い値ですが、緩やかに上昇を続け、令和22年には27.6%になると推計されています。

図表2 高齢化率の推移



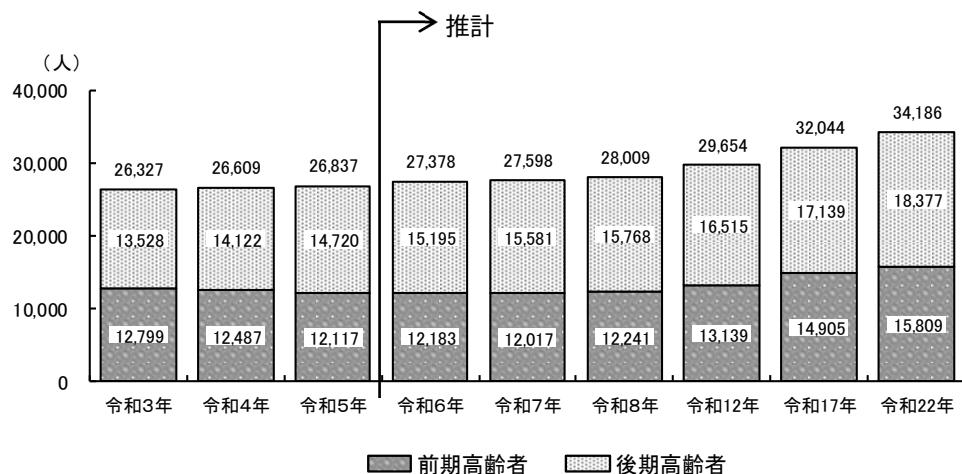
資料：小金井市 厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』（各年10月1日時点）
東京都・全国 将来の地域別男女5歳階級別人口（国立社会保障・人口問題研究所）

(3) 前期高齢者・後期高齢者

市の高齢者人口推移を前期高齢者（65～74歳）、後期高齢者（75歳以上）に分けてみると、令和3年から令和5年にかけて、前期高齢者は682人減少し、後期高齢者は1,192人増加しています。

また、推計をみると、前期高齢者は令和7年まで減少し続け、令和8年以降は増加傾向に転じると見込まれています。一方、後期高齢者は増加し続ける見込みです。

図表3 前期高齢者及び後期高齢者人口の推移



資料：市住民基本台帳（各年10月1日時点）
推計は厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』（各年10月1日時点）

2 世帯

市の一般世帯数のうち高齢者のいる一般世帯は増加傾向にあり、令和2年には17,190世帯と、一般世帯数（63,140世帯）の27.2%を占めています。

高齢者のいる一般世帯数の内訳でみると、高齢夫婦世帯、高齢単身世帯の増加がともに著しく、平成22年から令和2年にかけて約2,000世帯増加しています。

また、一般世帯に占める高齢者単身世帯の割合は平成22年の8.6%から令和2年の9.7%まで1.1ポイント上昇しています。

令和2年における市の65歳以上世帯員のいる一般世帯は27.2%、高齢単身世帯の割合は9.7%と、東京都や全国よりも低く、高齢夫婦世帯の割合8.7%は東京都より高くなっています。令和7年度に実施される国勢調査の結果等から、今後の高齢者世帯の増え方を注視していく必要があります。

図表4 高齢者世帯数の推移

項目	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	57,613	59,692	63,140
65歳以上の世帯員のいる一般世帯数	15,004	16,400	17,190
うち高齢夫婦世帯数	4,701	5,204	5,493
うち高齢単身世帯数	4,937	5,590	6,111
うちその他の世帯数	5,366	5,606	5,586
一般世帯に占める65歳以上世帯員のいる一般世帯数の割合	26.0%	27.5%	27.2%
一般世帯に占める65歳以上世帯員のいる高齢夫婦世帯の割合	8.2%	8.7%	8.7%
一般世帯に占める65歳以上世帯員のいる高齢単身世帯の割合	8.6%	9.4%	9.7%

令和2年	小金井市	東京都	全国
一般世帯数	63,140	7,216,650	55,704,949
65歳以上の世帯員のいる一般世帯数	17,190	2,131,483	22,655,031
うち高齢夫婦世帯数	5,493	599,352	6,848,041
うち高齢単身世帯数	6,111	811,408	6,716,806
うちその他の世帯数	5,586	720,723	9,090,184
一般世帯に占める65歳以上世帯員のいる一般世帯数の割合	27.2%	29.5%	40.7%
一般世帯に占める65歳以上世帯員のいる高齢夫婦世帯の割合	8.7%	8.3%	12.3%
一般世帯に占める65歳以上世帯員のいる高齢単身世帯の割合	9.7%	11.2%	12.1%

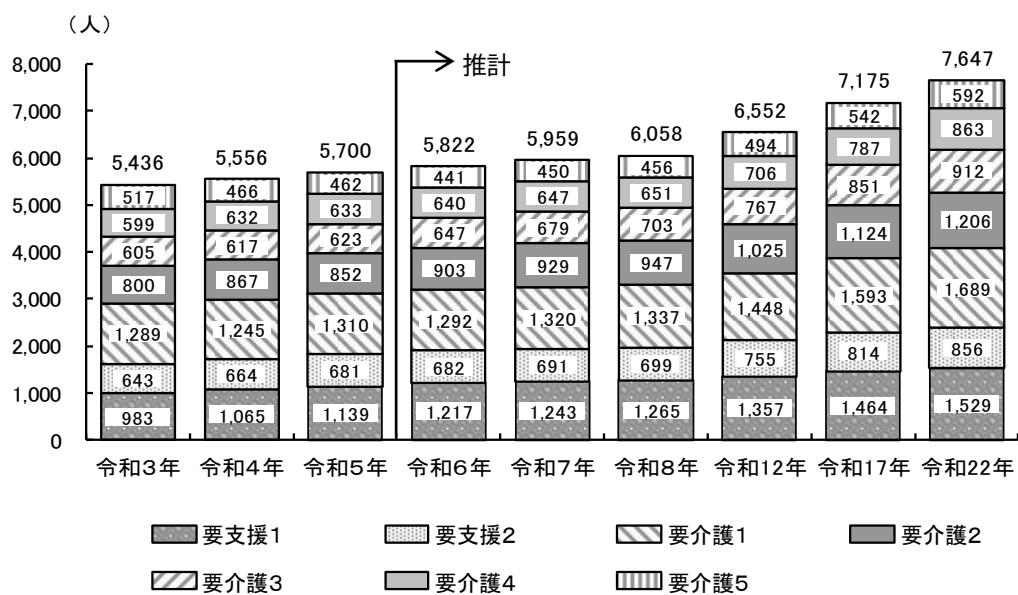
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

3 要介護・要支援認定者

市の要介護・要支援認定者数は増加傾向にあり、令和5年10月1日現在の要介護・要支援認定者数は5,700人となっています。要介護度別でみると、令和5年では、要支援1が1,139人、要支援2が681人、要介護1が1,310人と、軽度者が多くを占めていることが特徴となっています。

前期計画の推計では令和5年の要介護・要支援認定者数は5,525人でしたが、実際は上回っています。

図表5 要介護・要支援認定者数



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」(各年9月末時点)

推計は厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』(各年10月1日時点)

4 認知症高齢者

要介護認定を行う際の参考の1つとされる「認知症高齢者の日常生活自立度」がI以上の方は令和5年3月末現在で4,182人となっています。また、自立度の内訳をみると、IIb、IIIaが700人を超えるくなっています。

東京都が報告している「令和4年度認知症高齢者数の分布調査」に掲載されている認知症出現率を参考に、市の認知症高齢者数を推計すると、令和7年の認知症高齢者は4,646人、令和22年の認知症高齢者は6,026人と見込まれます。

なお、図表6において「認知症高齢者の日常生活自立度」I～Mの合計欄の和が、令和2年が3,936人で、令和5年が3,842人と減少していますが、自立度が不明な「転入・職権」の増加によるもので、認知症高齢者が減少しているものではないと考えられます。

図表6 認知症高齢者の日常生活自立度

【令和5年】

単位：人

項目	自立	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M	転入・職権*	総計
男	445	356	170	267	187	69	114	19	94	1,721
女	885	666	318	580	555	193	288	60	246	3,791
合計	1,330	1,022	488	847	742	262	402	79	340	5,512

資料：市介護福祉課（令和5年3月31日集計数値）

*コロナ禍の特例で認定審査をせず、認定期間を延長したもの

【令和2年】

単位：人

項目	自立	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M	転入	総計
男	395	347	156	280	217	66	122	26	7	1,616
女	892	649	284	572	633	193	326	65	22	3,636
合計	1,287	996	440	852	850	259	448	91	29	5,252

資料：市介護福祉課（令和2年3月31日、集計数値）

【参考】判定基準

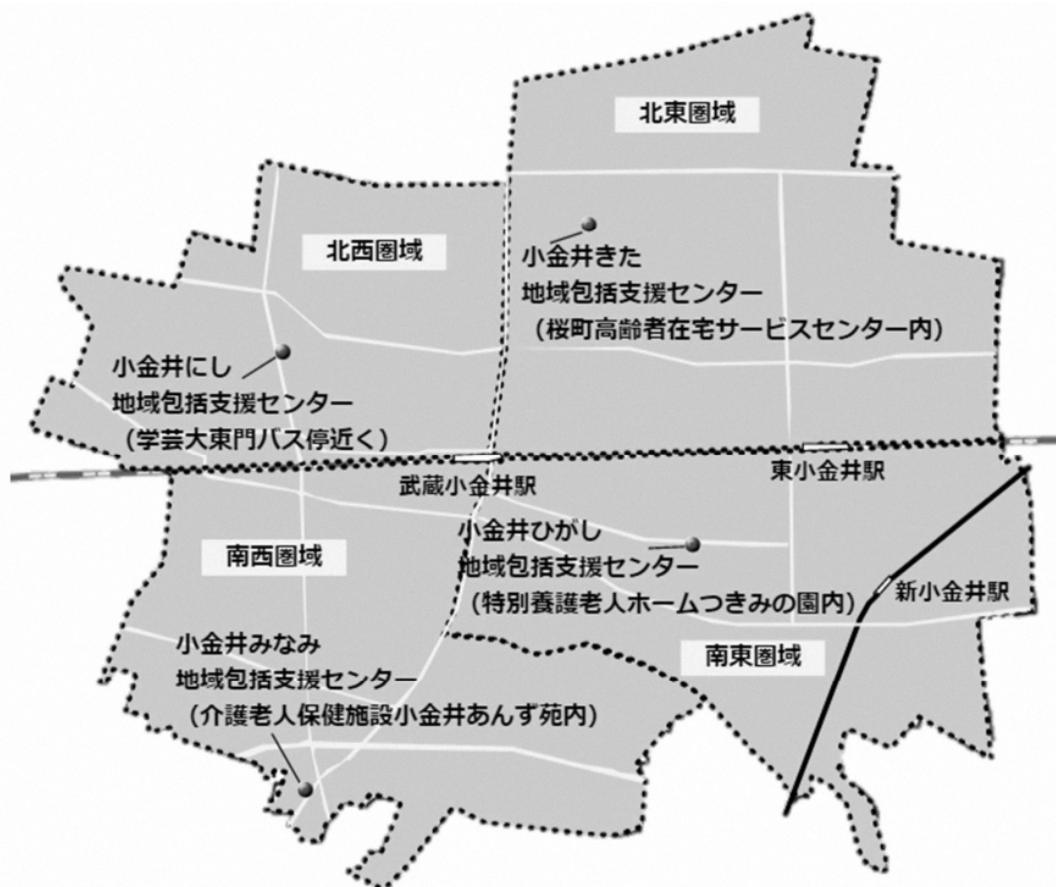
レベル	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaに同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

5 圏域の特徴

(1) 圏域の設定について

本計画の日常生活圏域については、前期計画と同様に4圏域（北東・南西・南東・北西）を設定します。

図表7 市の日常生活圏域



参考：各圏域の構成地区

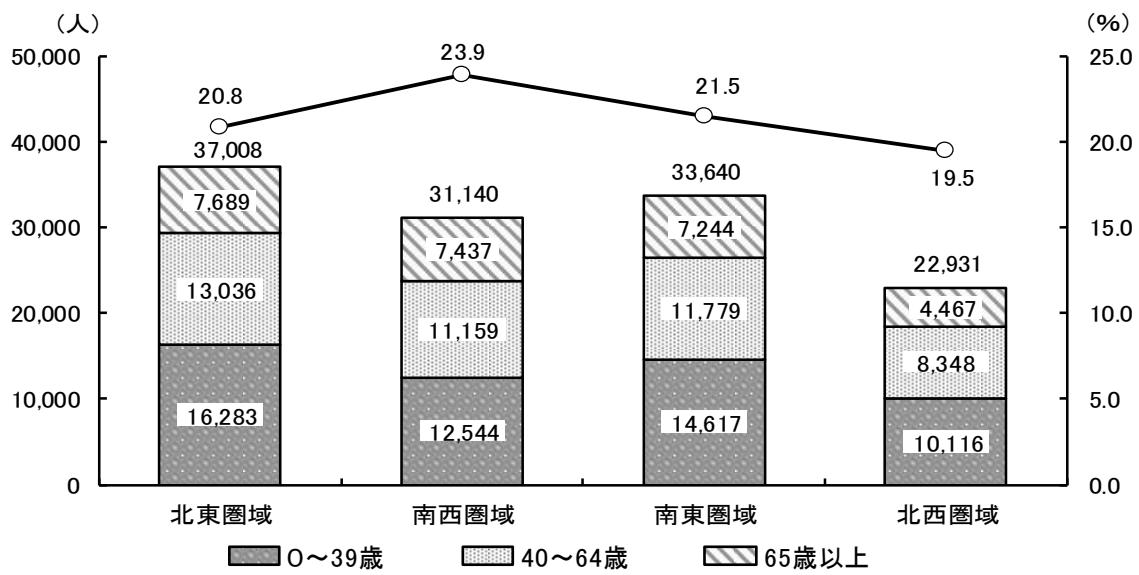
圏域	包括名・住所・TEL	担当地域
北東圏域 (きた)	小金井きた地域包括支援センター 桜町 1-9-5 TEL042-388-2440	梶野町、関野町、緑町、 本町 2 丁目、本町 3 丁目、 桜町 1 丁目、桜町 3 丁目
南西圏域 (みなみ)	小金井みなみ地域包括支援センター 前原町 5-3-24 TEL042-388-8400	前原町、本町 6 丁目、 貫井南町
南東圏域 (ひがし)	小金井ひがし地域包括支援センター 中町 2-15-25 TEL042-386-6514	東町、中町、本町 1 丁目
北西圏域 (にし)	小金井にし地域包括支援センター 貫井北町 2-5-5 (※) TEL042-386-7373	本町 4 丁目、本町 5 丁目、 桜町 2 丁目、貫井北町

※令和6年10月以降、本町4丁目に移転予定

(2) 圏域別年齢3区分別人口

令和5年10月1日現在の圏域別の人口をみると、総数、高齢者数（65歳以上）共に、北東圏域が最も多く、高齢化率については、南西圏域が最も高くなっています。北西圏域は、高齢者数が少なく高齢化率も低くなっています。

図表8　日常生活圏域別人口



資料：市住民基本台帳（令和5年10月1日時点）

(3) 圏域別アンケート調査結果と地域課題

◆北東圏域（きた）

<圏域別アンケート調査結果>

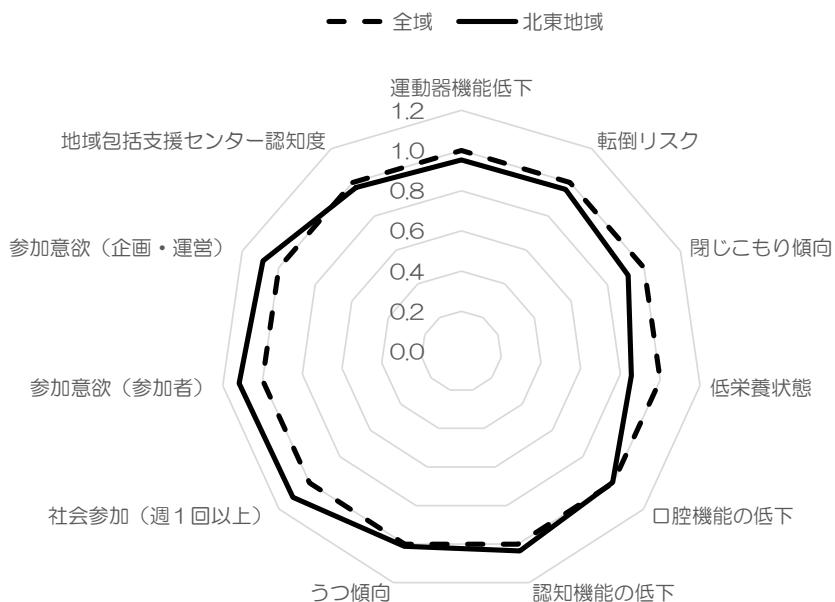
北東圏域では、低栄養状態の該当者割合が1.6%と低くなっています。運動機能低下、転倒リスク、閉じこもりなどの指標についても低い傾向にあります。一方で、認知機能の低下、うつ傾向については、全域に比べ高くなっています。

社会参加の割合は49.4%と高く、地域づくりへの参加意欲の該当者割合も高くなっています。

<地域課題>

週1回以上の社会参加や、参加者としての参加意欲、企画・運営としての社会参加の状況が高いため、参加意欲のある高齢者を地域資源につなげていくためにも、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターの役割が重要になります。

図表9 北東圏域のリスク状況



※各指標の全国（市平均）の数値を1としたとき、指標が上回っておりハイリスクな状況である場合は1以上となります。社会参加、参加意欲、地域包括支援センターの認知度については、指標が下回っている場合がハイリスクとなり、1以上となります。

◆南西圏域（みなみ）

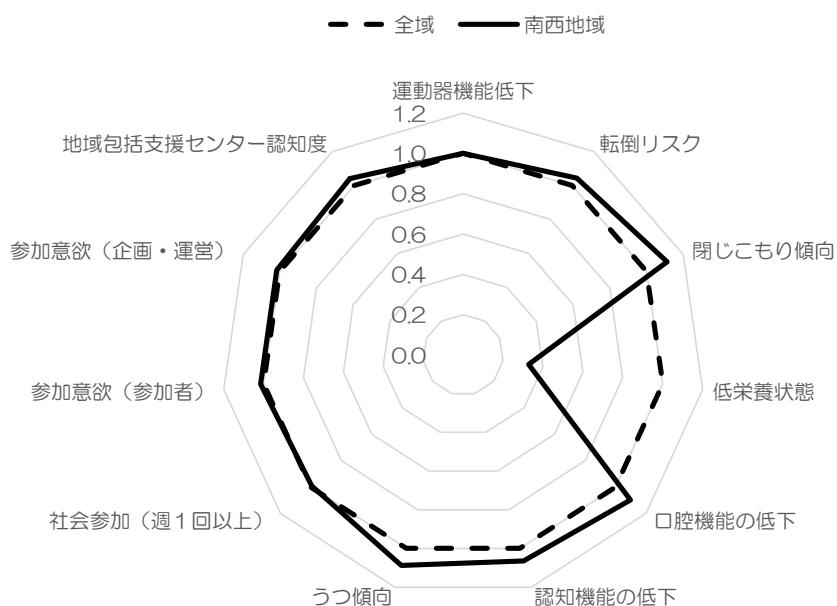
<圏域別アンケート調査結果>

南西圏域では、低栄養状態の該当者割合が0.6%と最も低くなっている一方で、転倒リスク、閉じこもり傾向、口腔機能の低下、認知症機能の低下、うつ傾向の割合が高くなっています。

<地域課題>

高齢化率が最も高い地域となっており、今後、認知症高齢者が増えていくことが予測される中で、認知機能の低下、うつ傾向の割合が高くなっていることからも、地域における認知症予防の取り組みとともに、地域住民への認知症への理解促進を行っていくことが重要となります。

図表 10 南西圏域のリスク状況



※各指標の全域（市平均）の数値を1としたとき、指標が上回っておりハイリスクな状況である場合は1以上となります。社会参加、参加意欲、地域包括支援センターの認知度については、指標が下回っている場合がハイリスクとなり、1以上となります。

◆南東圏域（ひがし）

<圏域別アンケート調査結果>

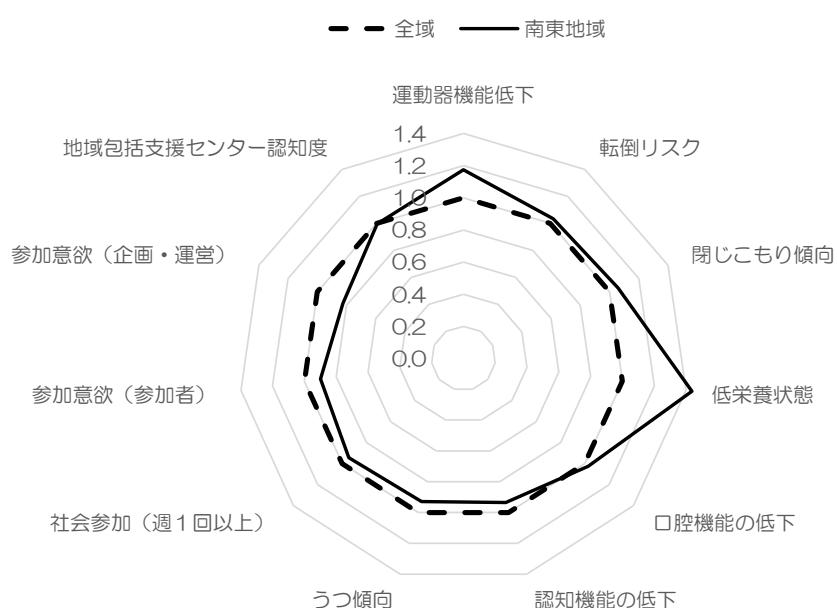
南東圏域では、低栄養状態の該当者割合が2.7%と高く、運動機能低下の該当者割合も12.8%と高くなっています。

また、企画・運営としての参加意欲が低くなっています。

<地域課題>

社会活動への参加が少なく、閉じこもり傾向の高齢者も多いことがうかがえます。地域活動への参加を促し、身体活動等のフレイル予防と、認知症予防の取り組みに注力すべき地域と考えられます。

図表 11 南東圏域のリスク状況



※各指標の全域（市平均）の数値を1としたとき、指標が上回っておりハイリスクな状況である場合は1以上となります。社会参加、参加意欲、地域包括支援センターの認知度については、指標が下回っている場合がハイリスクとなり、1以上となります。

◆北西圏域（にし）

<圏域別アンケート調査結果>

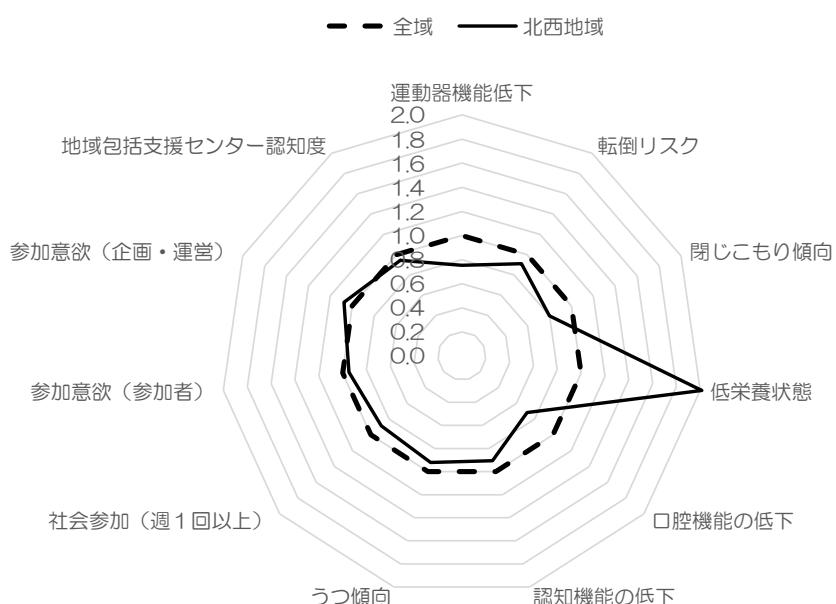
北西圏域では、運動器の機能低下の該当者割合が8.2%と低く、同様に閉じこもり傾向（10.4%）、口腔機能の低下（16.4%）などが低い傾向にあります。

企画・運営としての社会参加の状況は40.2%と高くなっています。

<地域課題>

運動器の機能低下等のハイリスク者や閉じこもり傾向は少ないものの、低栄養状態が高くなっているため、栄養改善や身体活動等のフレイル予防の取り組みに注力すべき地域と考えられます。

図表 12 北西圏域のリスク状況



※各指標の全域（市平均）の数値を1としたとき、指標が上回っておりハイリスクな状況である場合は1以上となります。社会参加、参加意欲、地域包括支援センターの認知度については、指標が下回っている場合がハイリスクとなり、1以上となります。

図表 13 日常生活圏域別の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

※該当者割合の〔順位〕については、それぞれの項目についてハイリスクな状況ではない圏域を上位としています。

項目	全域	北東圏域	南西圏域	南東圏域	北西圏域
運動器の機能の低下	10.9%	10.4%	10.9%	12.8%	8.2%
該当者割合〔順位〕		2	3	4	1
転倒リスク	27.8%	26.7%	29.0%	28.8%	25.4%
該当者割合〔順位〕		2	4	3	1
閉じこもり傾向	13.1%	11.9%	14.6%	13.8%	10.4%
該当者割合〔順位〕		2	4	3	1
低栄養状態	1.9%	1.6%	0.6%	2.7%	3.8%
該当者割合〔順位〕		2	1	3	4
口腔機能の低下	22.9%	22.8%	25.2%	23.5%	16.4%
該当者割合〔順位〕		2	4	3	1
認知機能の低下	42.6%	44.1%	45.3%	39.9%	38.6%
該当者割合〔順位〕		3	4	2	1
うつ傾向	43.7%	44.2%	47.6%	40.6%	40.3%
該当者割合〔順位〕		3	4	2	1
社会参加（週1回以上）	44.5%	49.4%	44.2%	42.0%	39.4%
該当者割合〔順位〕		1	2	3	4
参加意欲（参加者）	63.1%	70.6%	64.0%	56.7%	59.8%
該当者割合*〔順位〕		1	2	4	3
参加意欲（企画・運営）	37.4%	40.6%	38.0%	30.9%	40.2%
該当者割合*〔順位〕		1	3	4	2
地域包括支援センター 認知度〔順位〕	58.0%	56.3%	60.3%	57.7%	54.7%
		3	1	2	4

*：既に参加している、ぜひ参加したい、参加してもよいの合計

6 前期計画の評価

前期計画の取り組みと実施状況の評価は次のとおりです。取り組みの実施状況をA～Dの4段階で評価を行ったところ、9割以上の取り組みが、AもしくはBの評価であったものの、各基本目標でC・D評価の取り組みが1から2事業程度ありました。

A：ほぼ事業内容を達成した

B：改善、検討を要する点はあるが、事業内容をある程度達成した

C：事業内容を達成したとは言えず、現状について大きな課題がある

D：未実施

図表 14 前期計画の実施状況

基本目標・基本施策	評価			A割合
	A	B	C・D	
1 生きがいのある充実した生活の支援	12	9	2	52.2%
(1)健康づくり・介護予防の一体的推進	3	7	2	
ア 健康づくりの推進	3	4	0	
イ 介護予防・重度化防止の推進	0	3	2	
(2)社会参加の促進	7	2	0	
ア 生涯学習・生涯スポーツの推進	2	1	0	
イ 交流の場の確保と推進	5	1	0	
(3)高齢者の就労支援	2	0	0	
ア 高齢者の就労支援	2	0	0	
2 地域で自立して暮らし続ける仕組みづくり	15	16	0	48.4%
(1)在宅生活支援の充実	11	4	0	
ア 地域に密着したサービスの基盤整備	0	1	0	
イ 介護保険以外の福祉サービスの充実	4	0	0	
ウ 相談支援の充実	1	0	0	
エ 安心できる住まい・住まい方の支援	6	2	0	
オ 家族介護者への支援の充実	0	1	0	
(2)認知症施策の更なる推進	1	7	0	
ア 認知症施策の推進と理解の醸成	1	0	0	
イ 認知症のケア・医療の充実	0	3	0	
ウ 認知症の方と家族を支える地域づくり	0	4	0	
(3)在宅医療と介護の連携の推進	1	3	0	34.8%
ア 在宅医療をサポートする体制づくり	0	2	0	
イ 在宅医療のための市民啓発	1	1	0	
(4)生活支援体制整備の推進	2	2	0	
ア 生活支援体制整備事業の推進	2	2	0	
3 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりと人材育成	8	15	0	
(1)地域づくりの推進	2	1	0	
ア 地域づくりの推進	2	1	0	
(2)高齢者の見守り支援の充実	1	7	0	
ア 行政による見守り支援	0	5	0	
イ 地域のネットワーク	1	2	0	
(3)権利擁護の推進	2	3	0	
ア 権利擁護事業の推進	2	2	0	
イ 高齢者虐待防止対策の推進	0	1	0	
(4)人材育成・確保の推進	3	4	0	
ア ボランティア活動等の支援	1	2	0	
イ 介護人材の確保・定着の推進	2	2	0	

(1) 生きがいのある充実した生活の支援

ア 健康づくり・介護予防の一体的推進

【事業評価から】

さくら体操は、参加者の状態に見合った介護予防を提供することで、本人のADL向上、管理会場の参加率改善、短期集中予防サービスへの提案など、円滑に事業を実施することができました。また、新型コロナウイルス感染症により、さくら体操等の活動を中止している会場の再開にむけて感染対策の支援等調整を行いました。

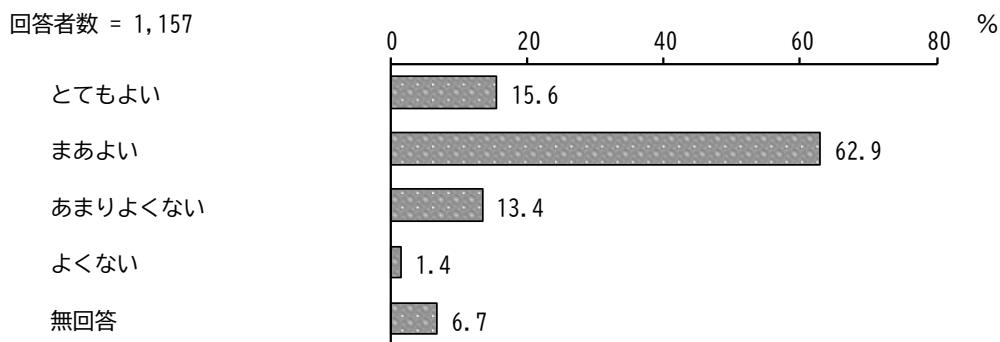
健康相談等は、コロナ禍ではあったものの、おおむね予定どおり実施できました。

介護予防・日常生活支援総合事業においては、短期集中予防サービスを開始し、少しずつ利用者を増やして実施することができました。

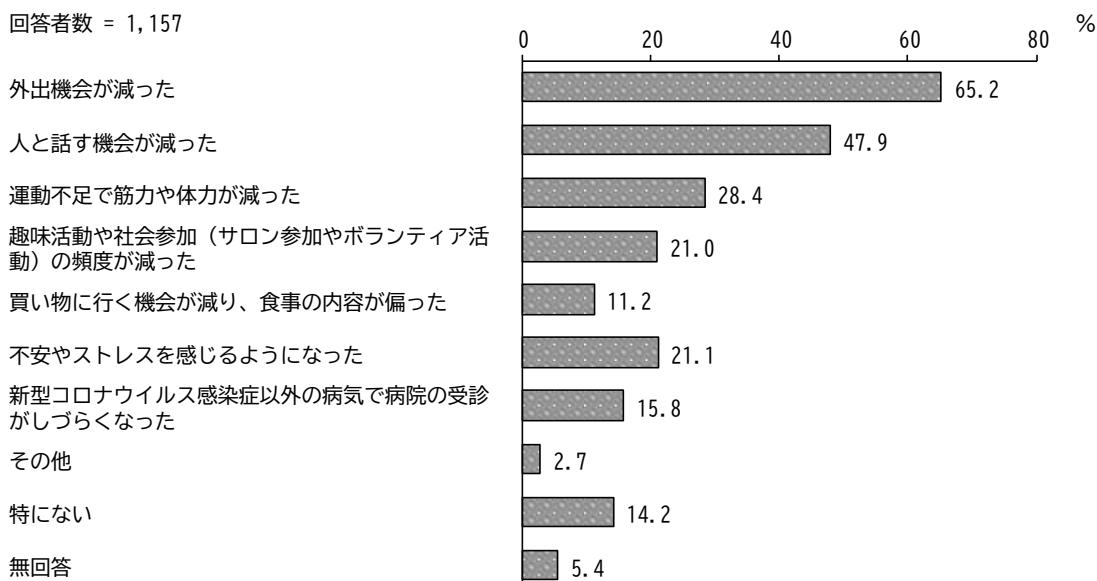
【第9期事業計画に向けた課題】

- 現在の健康状態について、「とてもよい」と「まあよい」をあわせた“よい”的割合が78.5%、「あまりよくない」と「よくない」をあわせた“よくない”的割合が14.8%となっています。“よい”的割合が前回調査に比べ、低くなっていること(図1)、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出機会が減り健康状態が悪化していることがうかがえる(図2)ことから、感染症対策をしながら、実施できる健康づくり事業を地域社会全体で総合的に支援する環境づくりを検討していくことが必要です。
- 生活機能が低下する前の健康な時から、個人に合わせた適切な予防を行うなど、健康寿命の延伸に向け、介護予防・重症化予防を推進していく必要があります。
- 介護予防の活動の場への専門職の関与も含め、フレイル対策、オーラルフレイル対策を中心に、介護予防を更に推進していくことが必要です。

① 現在の健康状態 図1



② 新型コロナウイルス感染症拡大により、影響を受けたこと 図2



注記 図1から図2 5まで

- 1 アンケート調査の回答は各質問の回答者数 (N) を基数とした百分率 (%) で示しています。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0% にならない場合があります。
- 2 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が 100.0% を超える場合があります。

イ 社会参加の促進

【事業評価から】

生涯学習・生涯スポーツ活動の支援は、各大会ともに盛り上がり、中・高齢者の健康の維持・増進を図るとともに、体力づくりを通して明るく充実した日常生活を目指すという事業目的は達成することができました。

高齢者いきいき活動事業は、新型コロナ感染拡大下での講座開催・運営が浸透したことにより、当初懸念された受講控え等は起こらず、受講率の大幅な向上に繋がりました。

老人クラブ（悠友クラブ）活動支援と高齢者いこいの部屋利用の支援は、悠友クラブ連合会・単位クラブとともに、新型コロナウイルス感染症予防に配慮し、行いました。

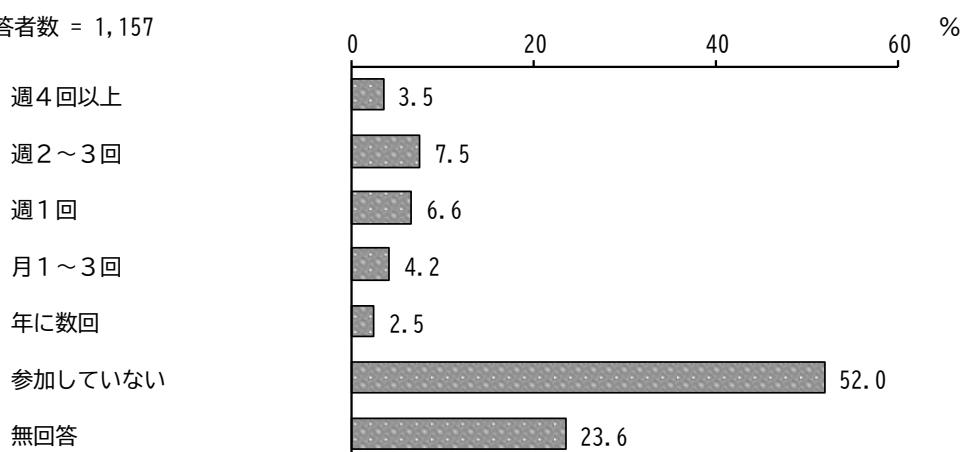
地域の居場所に対する支援は、新型コロナウイルス感染症対策を行いながらの活動ではありましたが、第2層生活支援コーディネーターを中心にサロンや通いの場などの高齢者の居場所の活動状況の把握や、通いの場等の課題解決に向かい必要な伴走支援を行いました。オンラインを活用した活動については市独自で育成したスマホセンターにスマホ講座等のサポートをお願いしました。

【第9期事業計画に向けた課題】

- 生涯学習やスポーツに関する活動に参加することの意義や効果について、周知啓発していくことが必要です。
- 様々な生きがいづくりの講座や活動の場において、感染症対策も引き続き講じながら、利用促進を図っていく必要があります。（図3～図6）
- 高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野において、長年にわたり蓄積された知識と経験を活かしながら、生きがいをもって生活ができるよう、ボランティアなども含めた社会参加を促進するための施策を推進することが重要です。

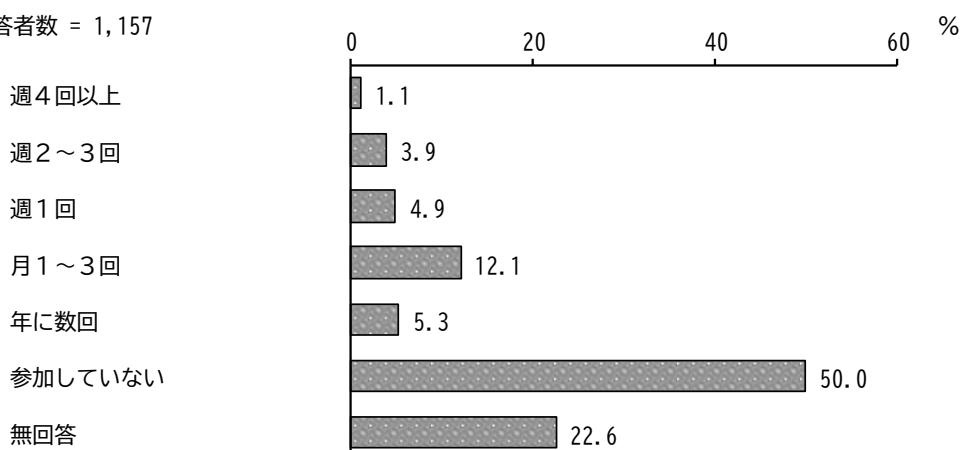
① スポーツ関係のグループやクラブへの参加状況 図3

回答者数 = 1,157



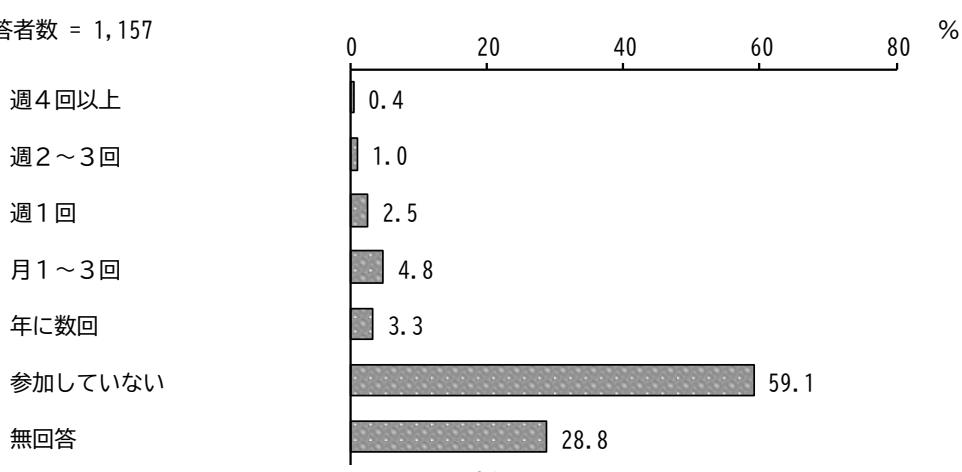
② 趣味関係のグループへの参加状況 図4

回答者数 = 1,157

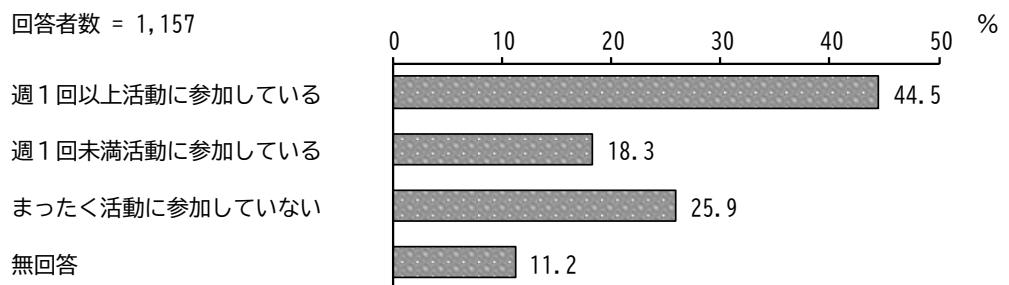


③ 学習・教養サークルへの参加状況 図5

回答者数 = 1,157



④ 地域活動への参加状況 図6



ウ 高齢者の就労支援

【事業評価から】

シルバー人材センターへの支援については、補助金の交付を行うことで、当該法人が安定して事業を運営できる環境を支援し、結果として、高齢者の就労の場確保と事業の拡充支援を図ることができました。

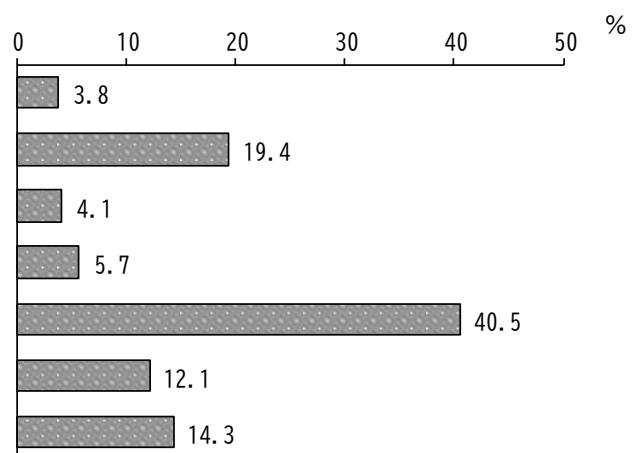
【第9期事業計画に向けた課題】

- 高齢者が培ってきた経験や能力を活かしていくため、今後も、シルバー人材センターの機能充実や高齢者の継続雇用や就労促進の支援などが引き続き求められます。(図7)
- 高齢者は、収入よりも自分の知識や技能をいかした仕事や地域に貢献できる仕事を求めていることがうかがえます。(図8)
- 高齢者のニーズと社会的需要のマッチングが重要です。

① 収入のある仕事の状況 図7

回答者数 = 1,157

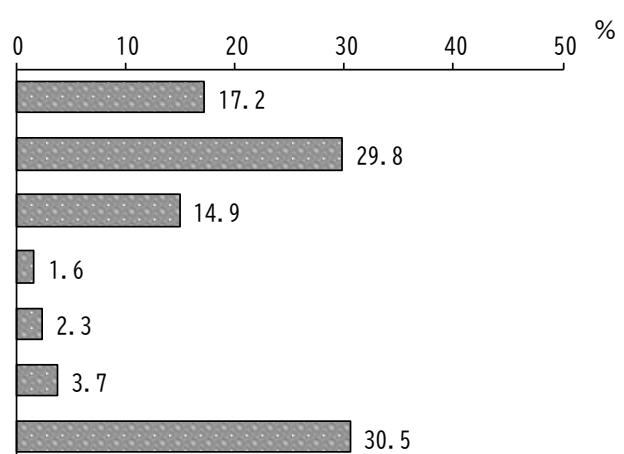
- シルバー人材センターの仕事をしている
- シルバー人材センター以外の仕事についている
- 仕事をしたいが、からだの具合が悪いので働いていない
- 仕事をしたいが、仕事がないで働いていない
- 仕事をする意思がないで、働いていない
- その他
- 無回答



② 今後の働き方 図8

回答者数 = 383

- 自分の知識や技能をいかして、収入の多い仕事をしたい
- 自分の知識や技能をいかした仕事ができれば、収入は少なくともよい
- 地域に貢献できる仕事ができれば、収入は少なくともよい
- 自分の知識や技能をいかした活動ができるれば、収入はなくともよい
- 地域に貢献できる仕事ができれば、収入はなくともよい
- その他
- 無回答



(2) 地域で自立して暮らし続ける仕組みづくり

ア 在宅生活支援の充実

【事業評価から】

介護保険サービスの利用支援は、介護保険制度について一定の周知ができました。また、情報提供や市の補助金により、各事業所で様々な感染症対策が実施されたと考えられます。

おむつサービス、寝具乾燥等の高齢者福祉サービスについては、「高齢者福祉のしおり」等により制度を知った申込者がいました。

地域包括支援センターの機能強化は、市と地域包括支援センター管理者と打ち合わせを継続に実施するとともに、事業内容について、随時すり合わせを行ったことなどにより、国が実施する事業評価は前年度に比べ全体的に高くなりました。

また、各センターでタブレット等準備し、必要時ＩＣＴを活用し、支援を実施しました。

住宅改修給付事業について、高齢者福祉のしおり等をはじめとした各媒体での周知を行った他、地域包括支援センターへの周知も行いました。

特別養護老人ホーム整備については、令和5年8月の開設に向けて計画どおりの進捗を図ることができました。

高齢者や認知症の方を介護する家族の方への支援は、相談、介護教室、交流会等において、定期的な周知活動に加え、更なる参加促進について取組を検討しました。また、緊急性のある相談に対して速やかな対応と、適切な施設への案内を行うことができました。

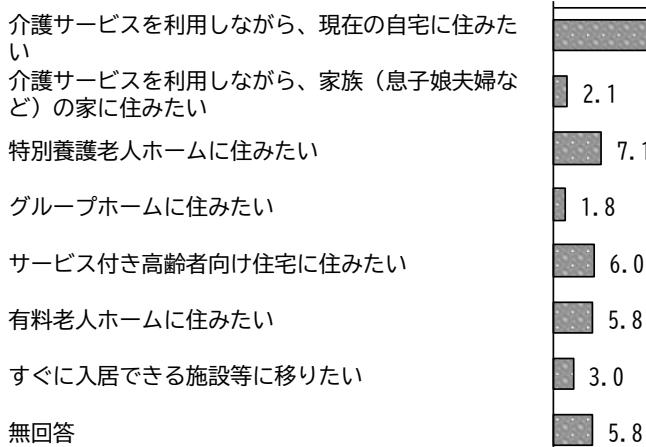
【第9期事業計画に向けた課題】

- 医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていく中で、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、今後さらに、認知症高齢者等の在宅生活の支援に取り組んでいく必要があります。
- 今後暮らす場所の希望として、自宅での生活を希望する方が多く（図9）、ニーズに応じた支援を検討していくことが必要です。
- 市が実施している介護保険サービスや介護保険以外の福祉サービスの認知度を上昇させるために広報や冊子等で周知するとともに、地域密着型サービスの定着を図ることが大切です。（図10）
- 地域包括支援センターでの相談支援体制を充実させ、認知度を更に向上させることが必要です。（図11）
- 多様化する介護や担い手の形態に即した、家族介護者の支援が必要です。

① 今後暮らす場所の希望 図9

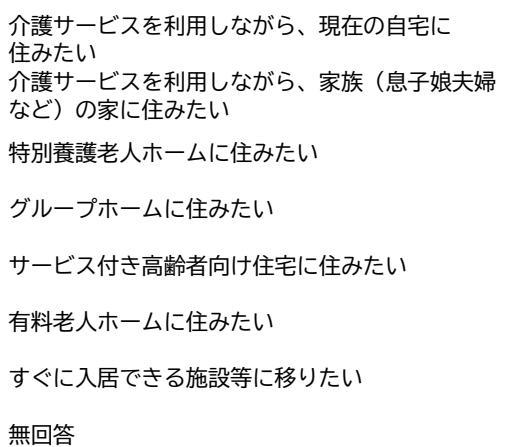
【ニーズ調査】

回答者数 = 1,157



【サービス利用意向調査】

回答者数 = 389

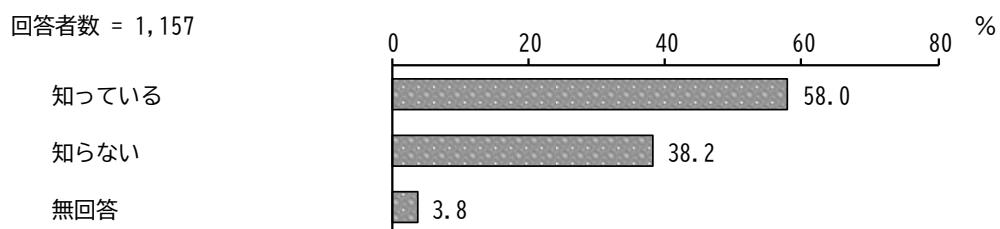


② 地域密着型のサービスの認知度と利用意向 図10

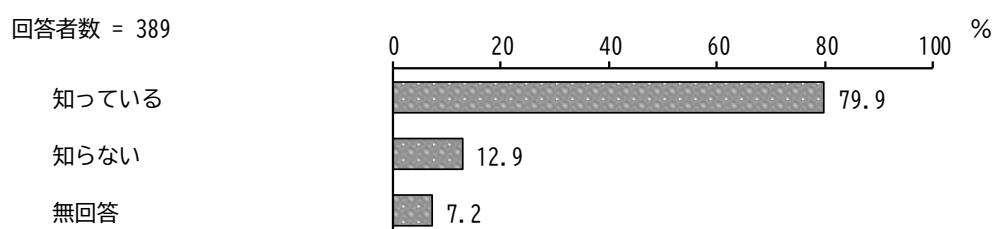
	回答数	認知度			回答数	利用意向		
		知っている	知らない	無回答		利用したい	利用したくない	無回答
地域密着型通所介護	389	45.0	38.8	16.2	389	31.9	32.6	35.5
夜間対応型訪問介護	389	27.0	56.0	17.0	389	28.8	33.7	37.5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	389	27.5	56.0	16.5	389	31.6	32.1	36.2
認知症対応型通所介護	389	30.3	52.2	17.5	389	27.5	34.2	38.3
小規模多機能型居宅介護	389	28.5	54.0	17.5	389	27.2	35.5	37.3
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	389	40.9	41.4	17.7	389	19.5	43.2	37.3
看護小規模多機能型居宅介護	389	24.9	54.0	21.1	389	27.0	35.2	37.8

③ 地域包括支援センターの認知度 図11

【ニーズ調査】



【サービス利用意向調査】



イ 認知症施策の更なる推進

【事業評価から】

認知症の理解促進については、引き続き高齢者の介護を担う世代へ向けての周知を図るとともに、関係機関との連携をより深め、若年層等幅広い周知及び講座実施を図りました。

認知症の相談・支援体制の充実は、各地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員と月に1回認知症関連事業に関する協議を行いました。ただし、認知症相談窓口の認知度向上については、適切に協議を行ったものの具体的な成果を得られませんでした。

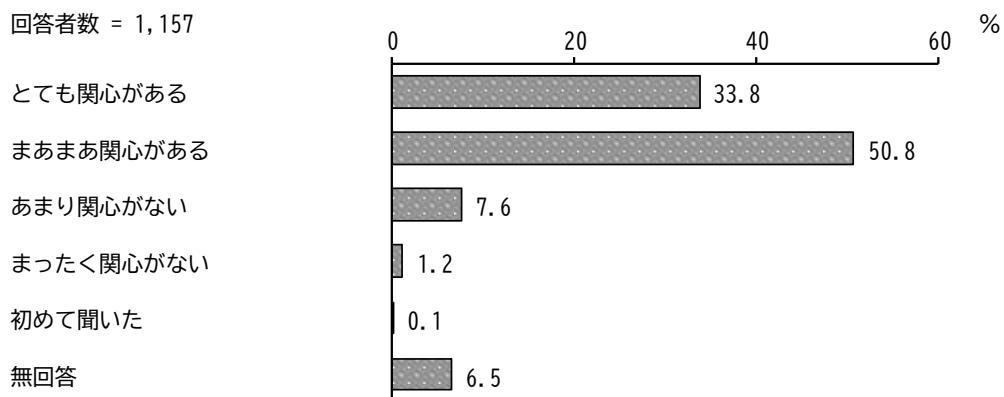
認知症の早期診断・早期対応は、初期集中支援事業及び認知症検診事業を実施することで医療・介護サービスにつなぐことができました。また、認知症簡易チェックリストについては、ツイッターを通じて周知を図るなど、普及啓発に努めました。

地域の居場所づくり（認知症カフェ等）は、各圏域において、地域包括支援センターが主体となって適切に認知症カフェを運営するとともに、市ホームページ等において周知を図りました。

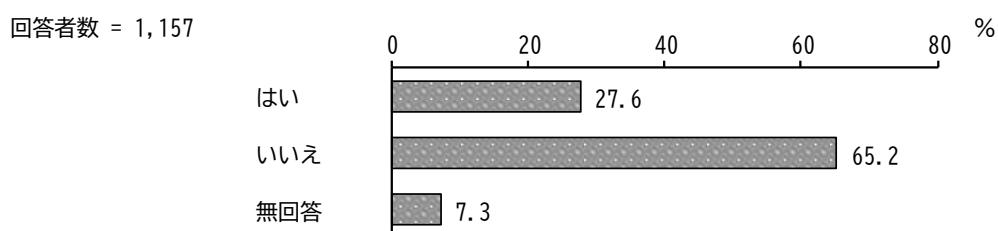
【第9期事業計画に向けた課題】

- 認知症についての関心は高いですが、相談窓口の認知度が低いことから、更なる認知症に関する施策の理解促進が必要です。（図12、13）
- 認知症の方やその家族の視点を重視しながら、認知症との「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進していくことが重要です。認知症にやさしいまちづくりの推進に向け、市民の認知症に対する正しい知識と理解をさらに深めることが必要です。
- 認知症の方や家族支援、社会資源の充実のため、認知症カフェ等の居場所づくりをはじめとした体制構築を図る必要があります。（図14、15）
- 介護保険提供サービス事業者とかかりつけ医との関係について、さらなる連携強化が求められます。（図16）

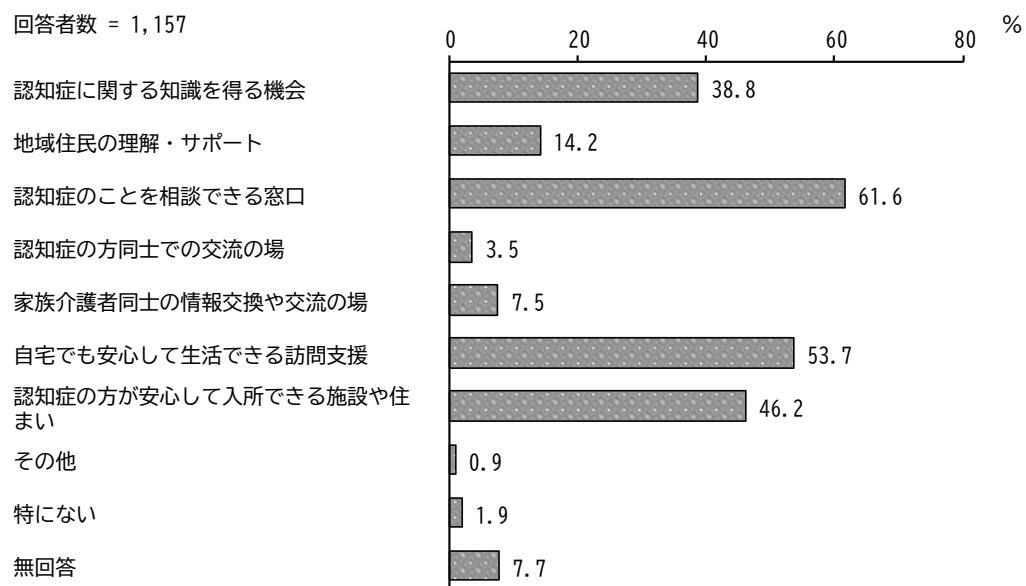
① 認知症への関心度 図12



② 認知症に関する相談窓口の認知度 図13

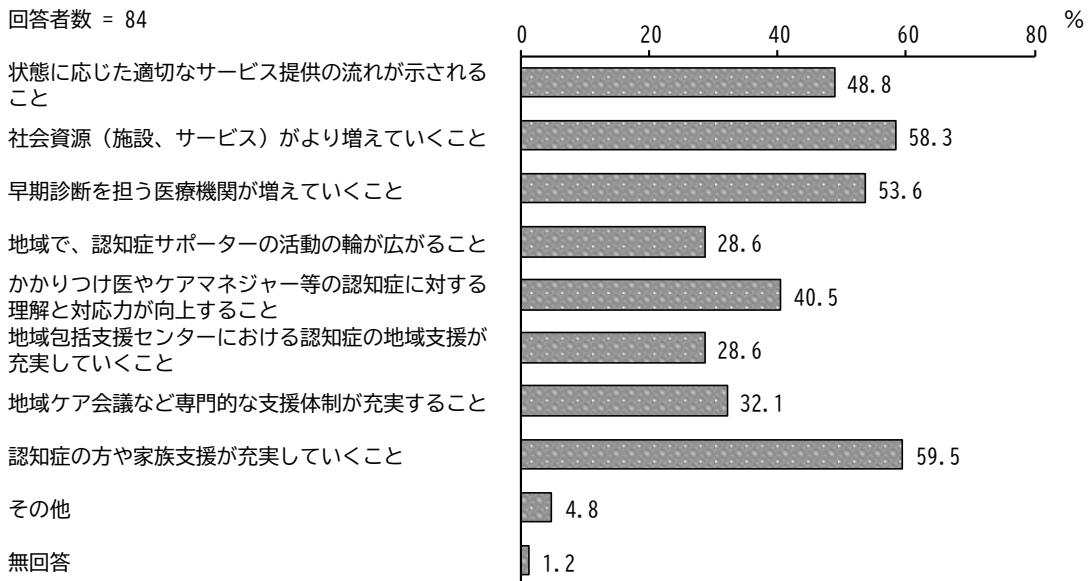


③ 自分や家族が認知症になったときの認知症の対策 図14



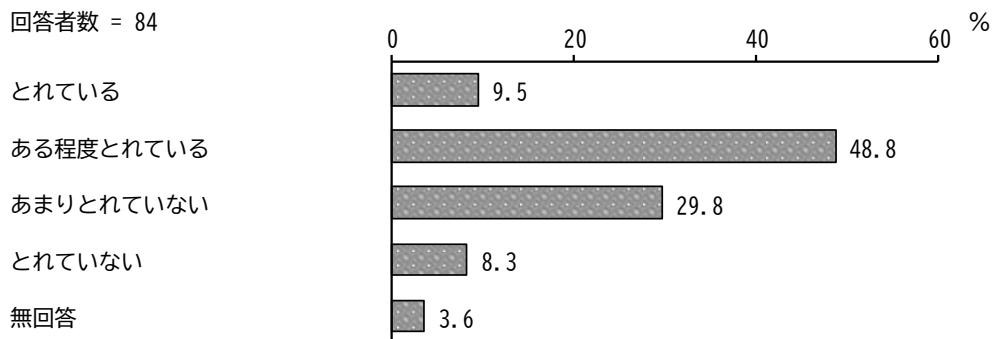
④ 認知症の方の支援にあたり必要なこと 図15

【介護保険サービス提供事業者調査】



⑤ 支援をする際のかかりつけ医との連携について 図16

【ケアマネジャー調査】



ウ 在宅医療と介護の連携の推進

【事業評価から】

在宅医療・介護連携支援室の充実などにより、医療と介護に関わる関係機関の連携構築、研修や情報共有等、顔の見える関係づくりができました。更に広く連携や情報共有をしていくとともに市民に対しても在宅医療についての周知を行っていく必要があります。

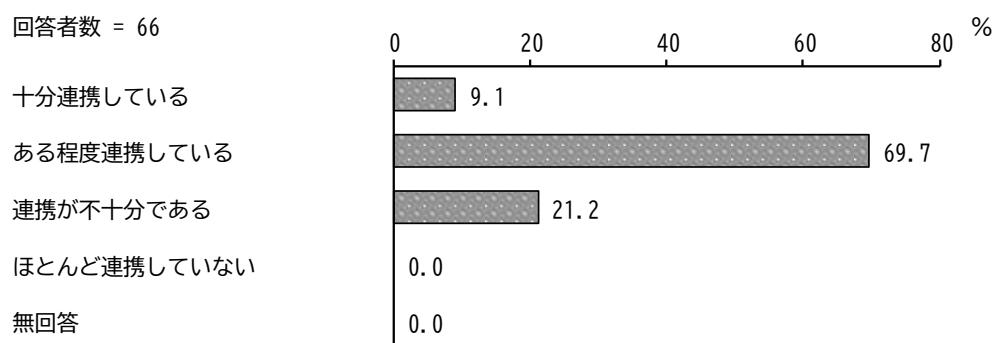
在宅医療・介護連携に関する普及啓発は、アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）等について、特に看取りに関して医療・介護従事者と市民向けにそれぞれ講演を行うとともに、リーフレットを作成し周知に努めました。また、市民向け講演については、動画を市公式Youtubeに公開するなど新しい取り組みにも努めました。

【第9期事業計画に向けた課題】

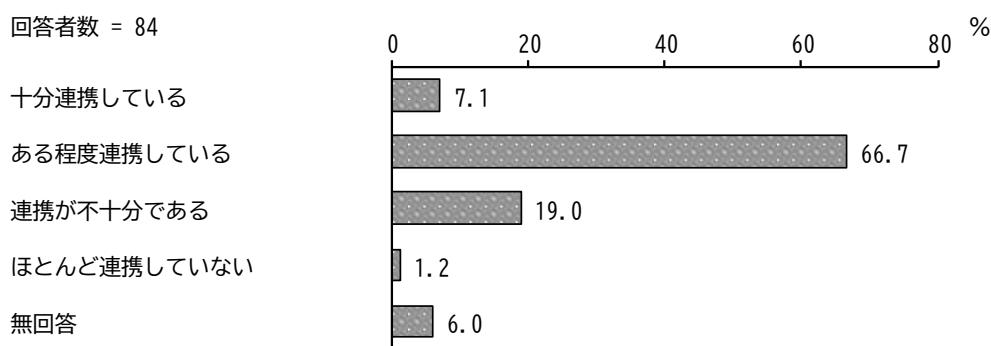
- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。（図17）
- 医療との連携において、今後の連携強化に向けて、医療関係者と介護関係者の情報交換の場の確保や情報を共有する場の充実が必要となります。（図18）

- ① 在宅療養者への医療・介護は、サービス担当者会議などを通じて連携をしているか 図17

【ケアマネジャー調査】

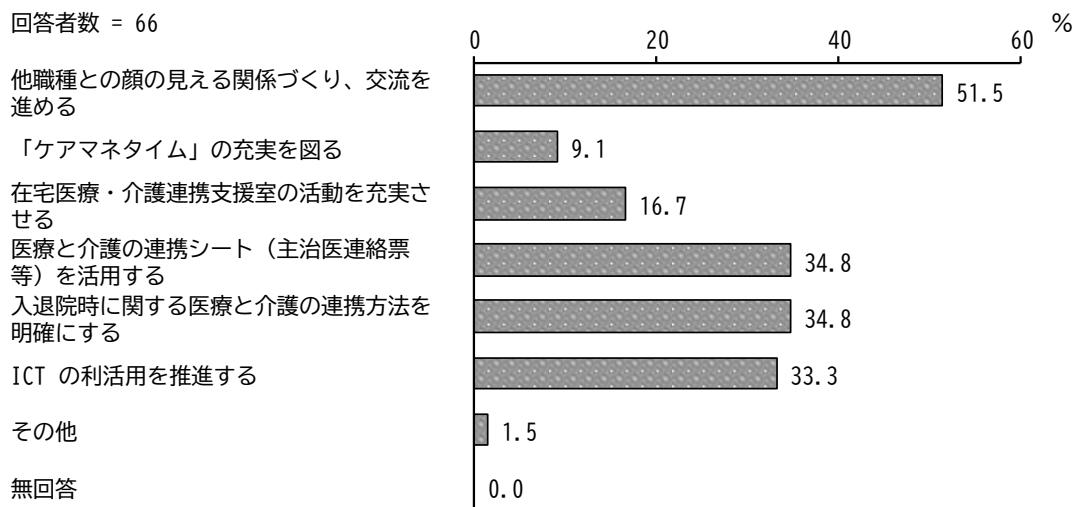


【介護保険サービス提供事業者調査】

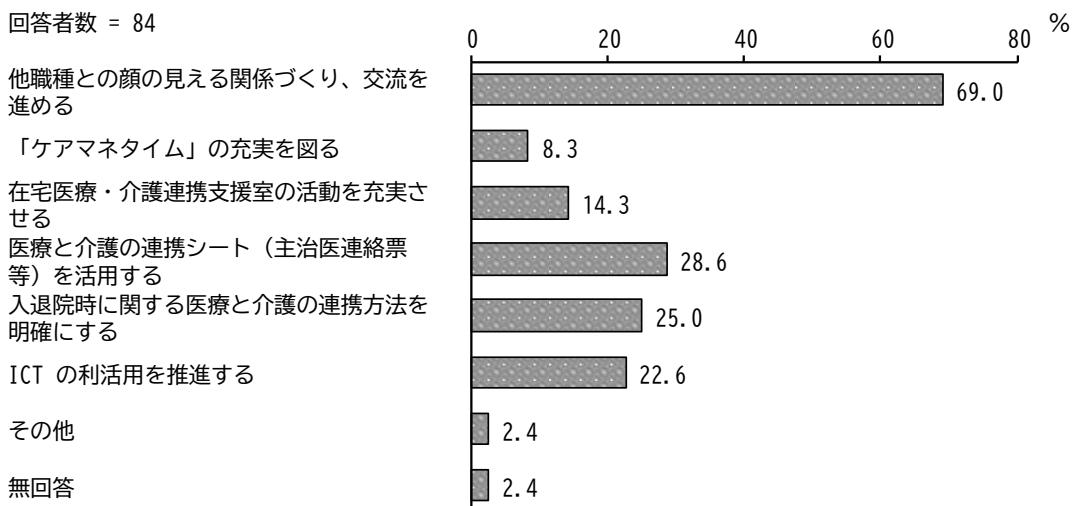


② 地域包括ケアシステムの構築における医療・介護の連携の仕組みで必要なこと 図18

【ケアマネジャー調査】



【介護保険サービス提供事業者調査】



エ 生活支援体制整備の推進

【事業評価から】

地域課題検討の協議の充実では、第2層協議体から出た課題への対応として、高齢者だけのサロン立ち上げの伴走支援を行いました。第1層協議体での地域課題としてあげられた「高齢者の金銭に関する困りごと」については、市民や金融機関関係者と啓発パンフレットの作成を行い、イベント等を実施しました。その他、参加者から隨時提案された議題について、検討し、解決を目指しました。

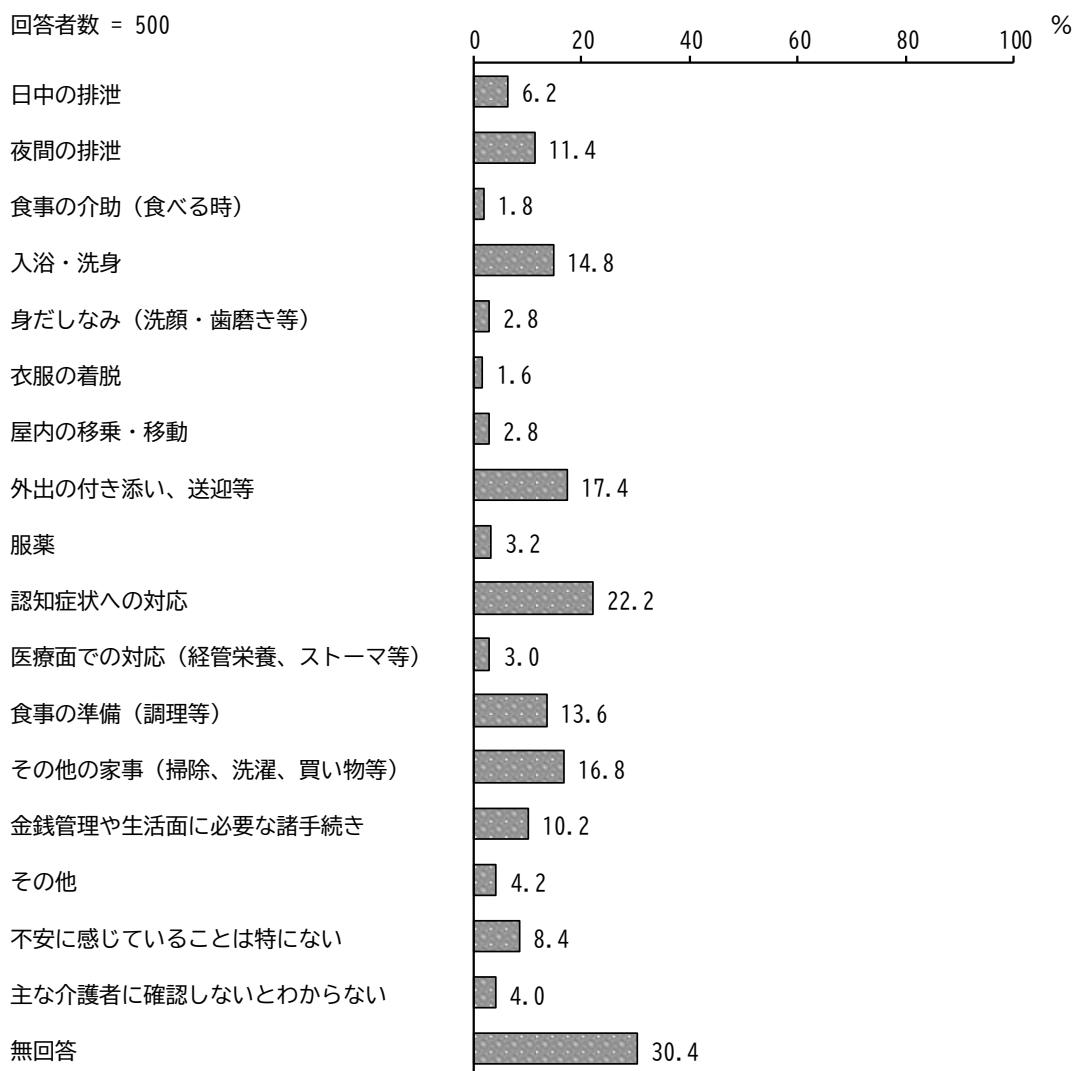
さくら体操自主グループリーダーが安心して活動出来るよう、意見交換ができる場所をつくり、リーダー業務の負担感を軽減する支援を行いました。

生活支援コーディネーターの配置による体制整備については、第2層生活支援コーディネーターを中心にあげられた地域課題について、生活支援連絡会で共有したものの、ニーズと地域資源のマッチングのネットワーク化には至りませんでした。

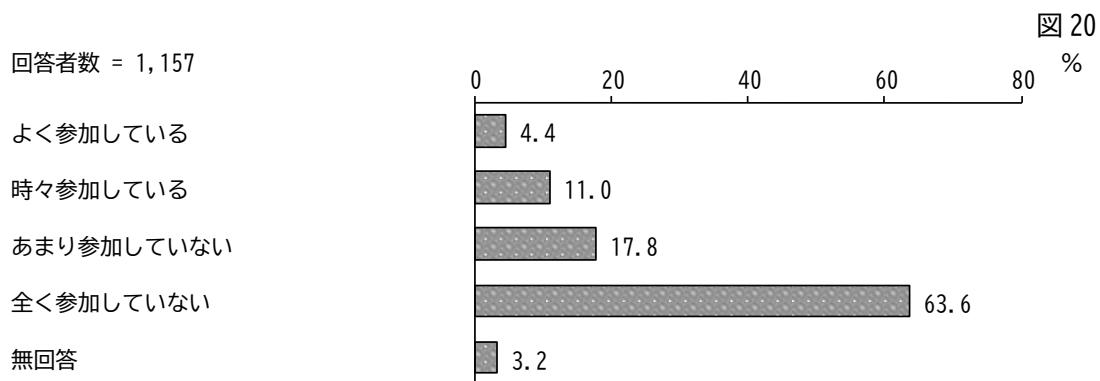
【第9期事業計画に向けた課題】

- 地域ケア会議等を通じて、多様化する市民ニーズ・地域課題を把握し、生活支援協議体で対応すべき内容等の整理・検討を行い、解決に向けた行動を実施する必要があります。(図19)
- 地域の居場所（通いの場）については、新型コロナウイルスの影響を踏まえて、立ち上げ・継続支援を実施し、高齢者の活動を担保する必要があります。(図20)

① 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等 図19



② 地域活動やボランティア活動や住まいの地域の行事の参加状況 図20



(3) 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりと人材育成

ア 地域づくりの推進

【事業評価から】

地域の居場所に対する支援等として、新型コロナウイルス感染症対策を行いながらの活動ではありましたが、高齢者の居場所に対する伴走支援や、コロナ禍でのコミュニケーションツールとしてニーズの高まったオンライン交流や、スマートフォンに関する相談会等を実施しました。

地域の担い手等については、通所型サービスの担い手としてサブスタッフ養成講座を実施し、受講者は少数ではあるものの活動を開始することができました。

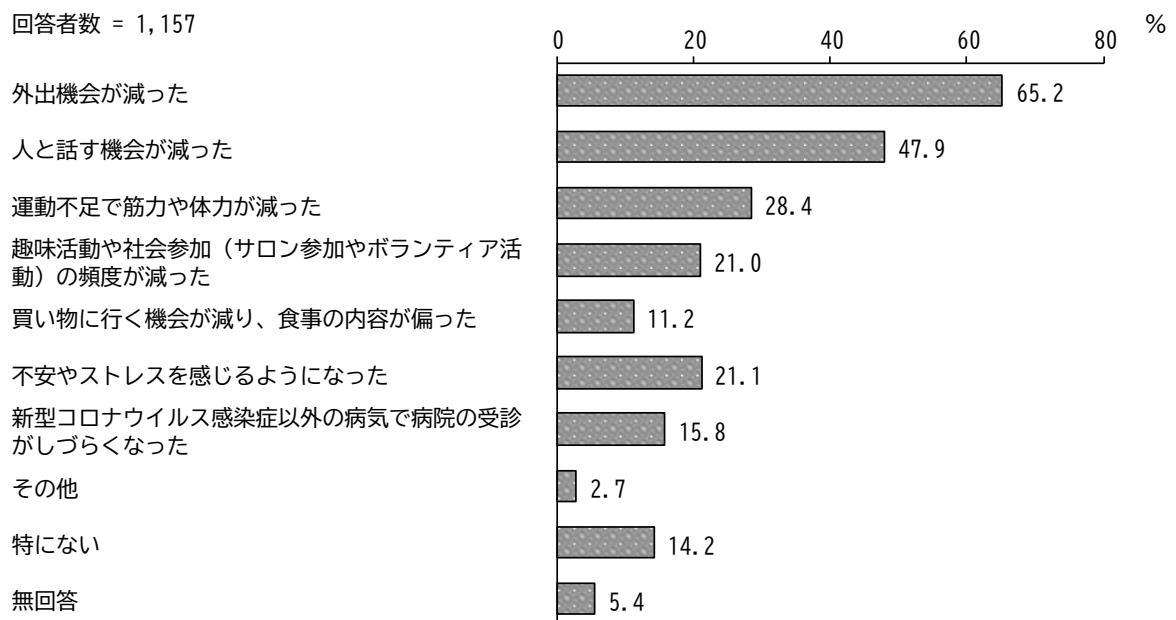
また、介護支援ボランティア事業は、コロナ禍により受入れ事業所が減少したことにより、ボランティアの活動量が低下しました。このため、受入れ状況について登録者に情報提供を行い、活動量の担保に努めるとともに、今後の新たな活動に向け研修を行いました。

ボランティアセンターでの活動支援は、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小となった講座等もありましたが、各種講座の実施、ボランティアに関する相談支援、広報紙による情報発信、市民活動助成金の事業を行ったほか、市内学校での福祉器具の貸出・説明・体験を実施しました。

【第9期事業計画に向けた課題】

- 新型コロナウイルス感染症拡大により、支える側を含めた高齢者全体の活動機会の減少がうかがえます。(図21) 今後もオンラインの活用や衛生管理、感染症に対する正しい知識の普及啓発などにより、活動機会の増加を図る必要があります。
- 今後も高齢者の増加が予想されており、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくためには、行政による介護保険サービスの充実のみならず、住民をはじめ地域に関わるすべての人が互いに支え合い、助け合う地域づくりが重要となってきます。
- 課題解決に向けて伴走支援や啓発活動は進んでおり、今後も地域課題に応じた施策反映を更に推進することが必要です。

① 新型コロナウイルス感染症拡大で影響を受けたこと 図21



イ 高齢者の見守り支援の充実

【事業評価から】

高齢者地域福祉ネットワーク事業では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、75・80歳の方に対する訪問活動を、従来の対面ではなくポスティング等に方法を変えることにより実施しました。

救急通報システム機器の貸与事業については、慢性疾患により常時注意が必要な高齢者に対し、24時間見守りを行う無線発報器等の貸与を行いました。

住宅火災直接通報システムは、地域包括支援センター職員と連携し、火災が懸念される認知症高齢者がいた場合は、事業を案内しました。

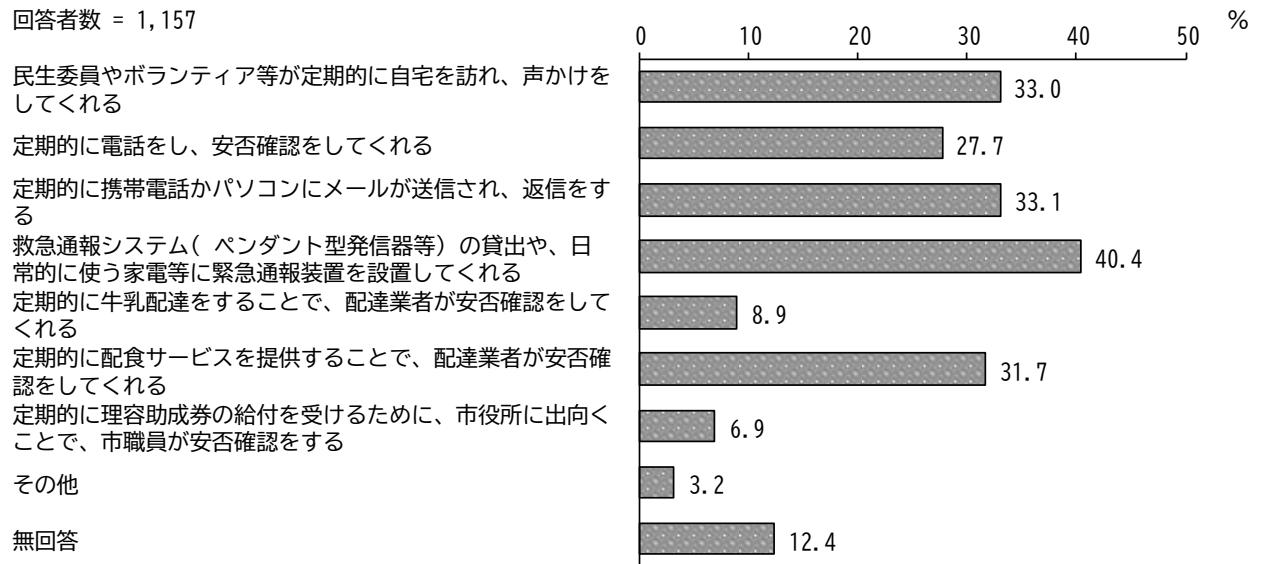
高齢者見守り支援事業（ひと声訪問、友愛活動、高齢者福祉電話の貸与）については、新型コロナウイルス感染症の影響により、新規の友愛活動事業は、電話訪問による活動に変更し実施しました。

事業者との連携による見守りについては、民間業者と協定締結を行っています。協定締結数も年々増加しており、高齢者等の見守り体制の構築を推進することができました。

【第9期事業計画に向けた課題】

- 地域の見守り活動等とともに、民生委員、ボランティア、特定非営利活動法人(NPO)や社会福祉法人等と共に支え合う地域づくりを進めていく必要があります。
- 見守りの必要な高齢者の方が増えている中、今後も見直しを図りながら継続して事業を実施していくとともに、高齢者を地域で日常的に支えあうネットワークを確立していくことが必要です。(図22)
- 引き続き、民間事業者と協定締結を行い、民間事業者の協力による緩やかな見守り体制の構築に努めることが必要です。

① ひとり暮らしになった場合に利用したい「見守り支援」 図22



ウ 権利擁護の推進

【事業評価から】

高齢者虐待防止対策については、対応に当たる市職員、地域包括支援センター職員に対する研修を実施するとともに、お元気サミット等で市民に対して高齢者虐待周知を実施するなど、高齢者虐待について理解や周知を深めることができました。

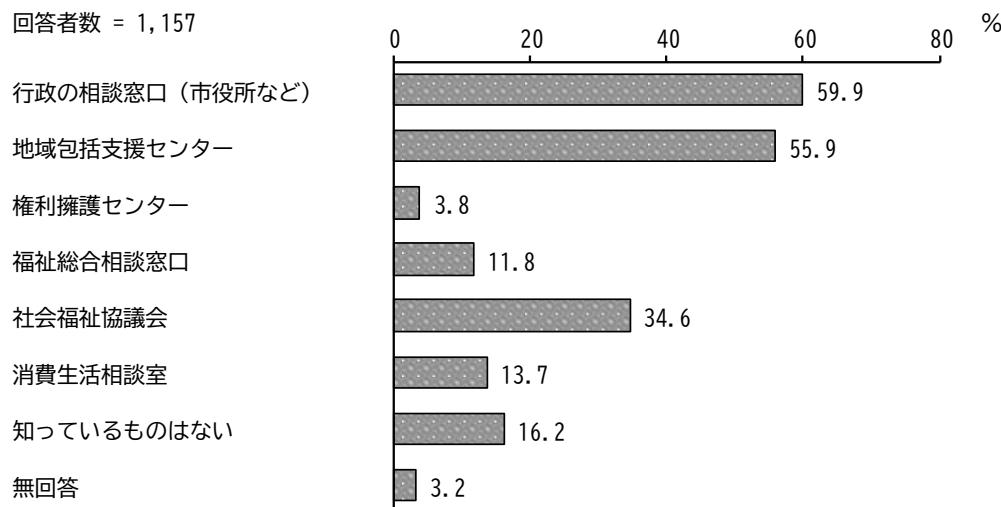
消費者被害の未然防止に向け、高齢者が集まるイベントや講座で消費者被害の未然防止の啓発を行い、消費者トラブルの事例と共に相談室の案内を積極的に周知しました。また、アーカイブ配信についてはより多くの方に講座を受講してもらうことができました。

権利擁護センター利用の推進については、判断能力が不十分な方に権利や財産を守ること等を目的として地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度を継続実施することについて、市と権利擁護センターで、密に連携を取り、協力して支援を行いました。

【第9期事業計画に向けた課題】

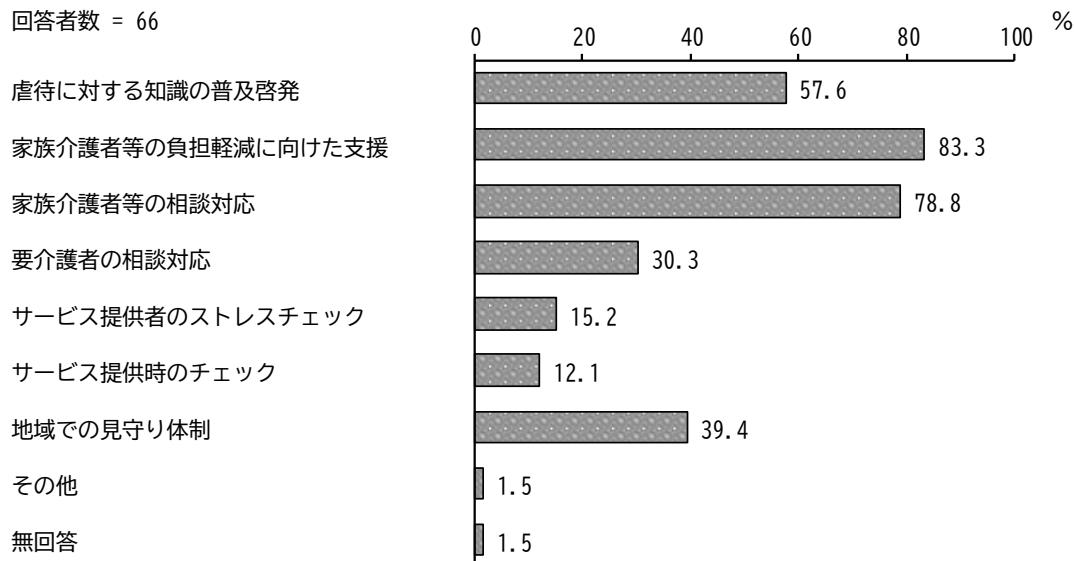
- 高齢者虐待の起こりうる可能性は依然として見られ、相談体制の充実など関係機関と連携した虐待防止の取組みの啓発・継続・充実が求められます。（図23）虐待を受けている高齢者に対して、早期発見・早期対応を行う体制を確立するとともに、介護者の支援や相談体制の充実が必要です。（図24）
- 成年後見制度等の利用を希望する市民が身近な地域で相談でき、権利擁護が必要な人を早期に発見・支援を行う体制の充実が必要です。

① 権利や生活を守るためにの相談窓口の認知度 図23



② 虐待を防ぐために必要なこと 図24

【ケアマネジャー調査】



工 人材育成・確保の推進

【事業評価から】

介護職員宿舎借上支援事業については、市と災害時協定を締結した事業所等についても補助対象とするよう補助制度の内容拡充を実施し、同時に災害時協定の締結に向けて協議を行いました。制度拡充後、申請のあった9戸に対して補助を実施しました。

また、介護職員初任者研修の実施、及び研修修了者に対しての受講料の助成を行うなど、介護の担い手になる人材確保の取り組みを行いました。

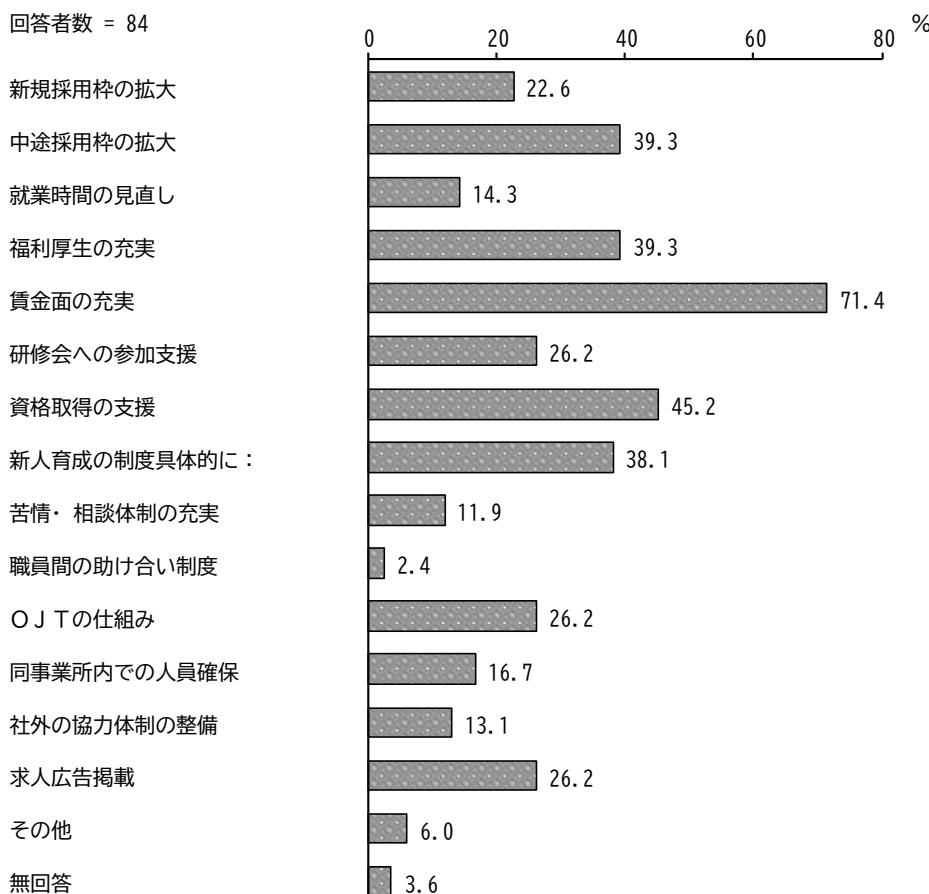
介護事業者連絡会と連携し、介護職員の知識・技術向上のための研修会を開催しました。

【第9期事業計画に向けた課題】

- 人材確保については、現在、介護分野に従事している職員のスキルアップを促進するとともに、未経験者の参入促進についても取り組む必要があります。(図25)
- 今後、ますます多様化・増大化する福祉ニーズに対応するため、介護をはじめとした福祉人材の育成・確保の取組みをさらに強化していく必要があります。

① 人材確保のために必要な取組み 図25

【介護保険サービス提供事業者調査】



第3章 計画の基本理念と視点

1 基本理念

(1) 人間性の尊重（個人の尊厳）

高齢者が生涯にわたり、地域を支える一員として活躍ができる社会、個人の尊厳が守られ人間性が尊重されるような社会をつくります。また、個人が大切にしてきた生活を継続し、自己実現に向けて活躍できるよう、本人の自己決定を尊重する仕組みを確立します。

(2) 自立の確保（自立に向けた総合的支援）

高齢者一人ひとりの心身の状態に応じて、生活の質が確保された状態を維持していくために、「自立・自助」を支える取り組みを、行政の支援による「公助」、介護保険サービス等の「共助」、地域で支え合う「互助」を通じて支援します。

また、高齢者が自分の意思に基づき、その能力に応じて、可能な限り地域で自立した生活を営むことができるよう、生活支援や医療介護、予防等の包括的な支援の仕組みを充実します。

(3) 支え合う地域社会づくり

市民、自治会・町会、民生委員、商工会、ボランティアグループ、社会福祉法人、NPO、医療関係者、介護事業者、民間企業、教育機関、社会福祉協議会、行政等が連携し、地域の資源とネットワークをいかして、豊かな高齢社会に向け、支え合う地域社会づくりを進めます。

2 視点

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進してきました。

本計画に基づき、事業評価を行い、P D C Aサイクルを適切に活用することにより、本市の実情に応じた地域包括ケアシステムの更なる推進に努めます。

(2) 地域共生社会の実現

制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を目指します。

また、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴い、高齢者の外出頻度や地域活動への参加の減少など、日常生活が大きく変化している中で、すべての高齢者が取り残されることのないよう、地域全体で見守り、支援していく地域づくりを目指します。

8050問題やヤングケアラーへの対応、生活困窮等の複雑化・複合化する地域課題に対応する重層的支援体制の整備を図り、伴走支援による孤立の防止に努めます。

本市においては、地域包括支援センター、社会福祉協議会の福祉総合相談窓口を中心とした相談支援機関の更なる連携を図るとともに、地域の健康づくりや介護予防の場を充実させ、複合的な課題の相談に対応できる体制の構築を目指します。

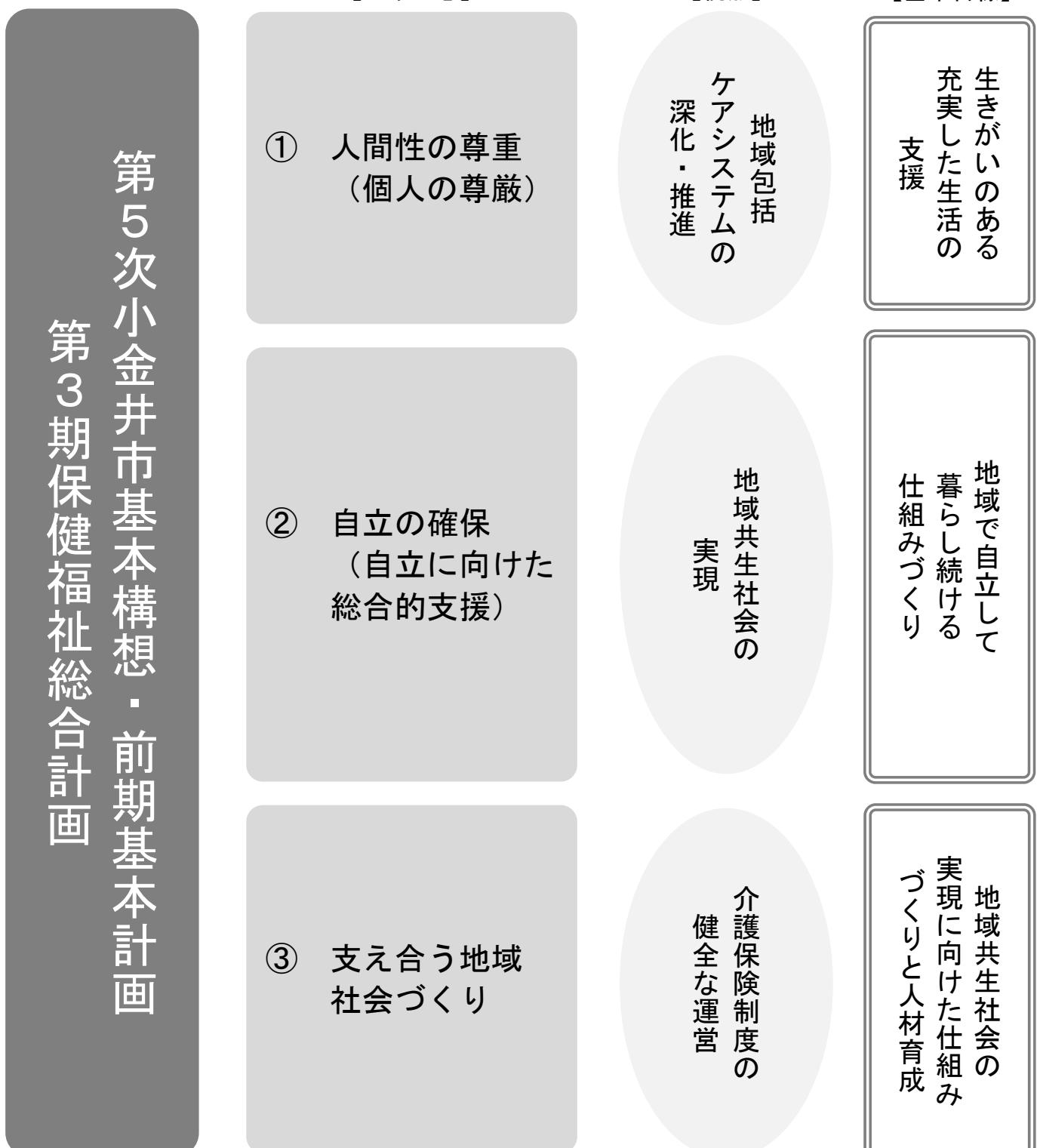
(3) 介護保険制度の健全な運営

市の介護保険は、これまでの制度改革等に沿って、適正な運営を続けてきました。今後は、後期高齢者が増加していくなか、要介護・要支援認定者数も増加することが見込まれており、介護保険サービスの需要が大きくなります。そのほか、ひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯が増加することで、これまで以上に生活支援に関するサービスの需要も高まります。

また、今後も介護保険制度を巡る環境が刻々と変化することが予想されることから、制度への理解を深め、健全な運営を進めるとともに、ケアマネジメントの質の向上や給付の適正化を進め、サービスを必要とする高齢者に必要なサービスが提供され、持続可能性のある提供体制の確保と制度運営を目指します。

さらに、高齢者人口の増加に伴い、介護職員の不足が見込まれる中で、介護人材の確保や、介護分野の生産性向上に資する様々な支援・施策の情報を介護事業者に提供し、いつまでも地域で安心して暮らせる体制を構築していきます。

1 高齢者保健福祉施策の体系図



【個別事業・取り組み名の定義】

- ・充実：第9期計画でさらに質を向上していく事業
- ・実施：第9期計画で新しく始める事業
- ・継続：第8期計画から引き続き現状維持で続けていく事業
- ・推進：第9期計画でさらに質と量を向上していく事業
- ・検討：第9期計画で事業の検討を始めるもの

【基本施策】

1 健康づくり・介護予防の 一体的推進

さくら体操の推進/介護予防講座・教室等の実施/健康相談・指導の継続/健康診査等の継続/感染症の予防の推進/健康講演会の継続/歯と口腔の健康の充実/介護予防・日常生活支援総合事業の推進/高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

2 社会参加の促進

包括連携協定締結校等との連携による活動支援の継続/健康・スポーツ活動の支援の継続/文化学習事業の継続/敬老行事等の継続/おとしより入浴事業の継続/高齢者いきいき活動事業の継続/老人クラブ活動支援と活動場所の支援の継続/高齢者（いきいき）農園の継続/地域の居場所に対する支援の推進

3 高齢者の就労支援

シルバー人材センターへの支援の継続/「こがねい仕事ネット」における就労支援の継続

1 在宅生活支援の充実

介護保険サービスの利用支援の継続/生活支援に資する高齢者福祉サービスの継続/高齢者等の移動・移送手段の確保の継続/地域包括支援センターの機能強化/自立支援住宅改修給付及び相談事業の継続/家具転倒防止器具等取付の継続/補聴器購入費助成事業の実施/高齢者訪問理容・美容事業の実施/高齢者住宅の管理・運営及び公営住宅等の情報提供の継続/高齢者の新たな住まいと住まい方の継続/市民ニーズを踏まえた地域密着型サービス事業所整備の実施/介護者の負担軽減の推進

2 認知症施策の更なる推進

認知症の理解促進/認知症の相談・支援体制の充実/認知症連携会議の継続/認知症の早期診断・早期対応の充実/チームオレンジの整備/地域の居場所づくり（認知症カフェ等）の充実/やすらぎ支援（認知症高齢者家族支援活動）の充実/徘徊高齢者の探索事業の継続/介護者の負担軽減の推進

3 在宅医療と介護の連携の 推進

医療資源マップの充実/在宅医療・介護連携支援室の充実/在宅医療・介護連携推進に関する検討の実施/在宅医療・介護連携に関する普及啓発の充実/ACP（人生会議）等の普及啓発の充実

4 生活支援体制整備の推進

地域課題検討の協議の充実/生活支援コーディネーターの配置による体制整備の推進/地域の居場所に対する支援の推進

5 ケアラー（介護者）への 支援の推進

府内の横断的な連携体制の構築/介護者の負担軽減の推進/チームオレンジの整備/やすらぎ支援（認知症高齢者家族支援活動）の充実

1 地域づくりの推進

地域の居場所に対する支援の推進/地域課題検討の協議の充実/生活支援コーディネーターの配置による体制整備の推進

2 高齢者の見守り支援の 充実

救急通報システム機器の貸与の継続/高齢者地域福祉ネットワーク事業の推進/高齢者見守り支援事業の推進/避難行動要支援者支援体制の継続/事業者との連携による見守りの推進/徘徊高齢者の探索事業の継続/生活支援コーディネーターの配置による体制整備の推進/災害時に備えた介護サービス事業者との連携

3 権利擁護の推進

消費者被害の未然防止の継続/福祉サービス苦情調整委員制度の継続/権利擁護センター利用の継続/高齢者虐待防止対策の継続

4 人材育成・確保の推進

さくら体操の推進/ボランティアセンターでの活動支援の継続/介護支援ボランティアポイント事業の推進/介護職員宿舎借上支援事業の継続/介護分野への就労支援の継続/介護サービス事業者振興事業等の推進/ケアマネジャーへの支援の実施

【施策の展開】

2 施策の展開

基本目標 1 生きがいのある充実した生活の支援

高齢者が生きがいを持ち、健康の維持・増進と、介護予防の推進を図るため、これまで培った技能や技術を発揮し、社会のなかで役割を担いながら地域共生社会の一員として活躍ができる、健康長寿の社会づくりを目指します。

また、心身機能が低下したり、生活習慣病、要介護状態にならないように、介護予防・重度化防止、フレイル予防のための事業を展開します。

(1) 健康づくり・介護予防の一体的推進

「健康寿命の延伸」にむけて、地域住民ひとりひとりが健康に関心を持ち、介護予防の視点をもって生活していくことが重要です。健康教育、イベント、広報などを通じ、継続した健康づくりに取り組むよう、啓発を行います。

また、生きがいや役割をもって通える場を充実するなど、介護予防や重度化防止を図ります。

【重点取り組み事業】

No	事業名	事業概要			担当課	
1	さくら体操の推進	<p>新型コロナウイルス感染対策のため、管理会場の定員の見直しを行い密にならない形で行います。また、医療・福祉の専門職が管理運営を行い、グループ支援や参加者評価等を通して、参加者の介護予防や自立支援を図ります。完全自主会場については新型コロナウイルス感染対策により、介護事業所等使用できない会場が多いため、身近な所で少人数実施できる体制を推進していきます。地域包括支援センターの職員が立ち上げ・継続支援を行うとともに、市内のリハビリテーション専門職が会場を巡回し、助言・指導を行い、参加者の介護予防を図ります。</p> <p>介護予防の取り組みが多様化しているため、他の介護予防施策と連動させながら介護予防を推進していきます。</p>			介護福祉課	
		成果指標	実績	見込	目標値	
		令和4年度	令和5年度			
	さくら体操の会場数（か所）	50	52	55		
	さくら体操の延参加者数（人）	6,076	6,300	6,600		
	新規介護予防リーダー養成者数（人）	9	10	15		

【新規事業】

No	事業名	事業概要	担当課
2	介護予防講座・教室等の実施	<p>高齢者が介護予防のための正しい知識を得て、自分に適した方法で主体的に介護予防・フレイル予防に取り組めるよう講座や教室を開催し多様な方法で介護予防を推進していきます。</p> <p>また、市内には住民が自主的に体操や趣味活動を通して介護予防等に取り組んでいる場が多くあるため、広く情報提供等行い支援します。</p>	介護福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
3	健康相談・指導の継続 ※他計画再掲	<p>健康保持・増進と疾病予防のために健康や栄養、歯と口腔に関する相談を実施するほか、健康づくり推進のための高齢者の方を対象とした健康教室を開催し、健康相談および指導の充実を図ります。</p>	健康課

No	事業名	事業概要	担当課
4	健康診査等の継続 ※他計画再掲	<p>高齢者の健診の活用やかかりつけ医との連携等を踏まえ、フレイル予防も含め疾病・寝たきり等へつながる、生活習慣病の早期発見に努めます。また、引き続き特定健康診査受診率の向上に努めます。</p> <p>また、特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査の受診者、40歳以上の集団健康診査の受診者等を対象に、フォローケントとして検査項目を上乗せして実施します。</p>	保険年金課 健康課

No	事業名	事業概要	担当課
5	感染症の予防の推進	新型コロナウイルス感染症や肺炎、インフルエンザの予防や重症化を防ぎ、高齢者の方の健康を保持するため予防接種法に基づくワクチン接種を推進します。	健康課

No	事業名	事業概要	担当課
6	健康講演会の継続	疾病予防・普及啓発を目的とし、高齢者も含めた健康づくりの充実を図ります。	健康課

No	事業名	事業概要	担当課
7	歯と口腔の健康の充実 ※他計画再掲	高齢者の方の「8020運動」等を推進し、20歳から80歳の5歳刻みの市民を対象に成人歯科健康診査を実施するとともに、70歳・75歳・80歳を対象とした高齢者口腔機能審査を実施することで、高齢者の口腔内の健康増進を図ります。また、かかりつけ歯科医の紹介を継続します。	健康課

No	事業名	事業概要	担当課
8	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	<p>訪問型・通所型いずれも現行相当と市基準によるサービスを提供しています。自立支援促進に向け、医療専門職が中心に関わり短期集中で実施するサービス（サービスC）の実施と同サービスを通して総合事業の見直しを検討します。</p> <p>また、地域包括支援センターと連携し、介護保険サービス外の資源等も積極的に活用した自立支援・重度化防止につながるケアマネジメントを推進します。</p>	介護福祉課

【重点取り組み事業】

No	事業名	事業概要	担当課
9	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	<p>後期高齢者を中心とした医療保険や介護保険のデータ等に基づき市の健康課題を分析し、健康課題を有する高齢者に対し医療専門職が関与する保健事業を実施します。</p> <p>また、通いの場等でも健康課題に応じた内容の活動を理学療法士等の専門職を通じて行うことにより、保健事業と介護予防の一体的な実施を図ります。</p>	保険年金課 介護福祉課 健康課
成果指標		目標値	
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施		実施（令和6年度）	

(2) 社会参加の促進

少子高齢化が急速に進展し生産年齢人口が減少する中、社会の活力を維持するためには、高齢者自らが地域の担い手として活躍できるよう環境整備を図る必要があります。高齢者による地域活動や、生涯学習、社会参加のため、多様な活動機会の提供を図っていきます。

No	事業名	事業概要	担当課
10	包括連携協定締結校等との連携による活動支援の継続	包括連携協定を締結している学校・企業と講座等連携が可能な事業等を実施していきます。	介護福祉課

【重点取り組み事業】

No	事業名	事業概要	担当課
11	健康・スポーツ活動の支援の継続 ※他計画再掲	シニア世代（40歳以上の中・高齢者）の健康増進及び生涯スポーツの推進に資することを目的として、シニア世代がスポーツに親しむ機会を提供し、シニア世代の親睦や社会参加、スポーツの普及・啓発を図ります。	生涯学習課
成果指標	実績	見込	
	令和4年度	令和5年度	
大会参加者数（人）	818	820	820

No	事業名	事業概要	担当課
12	文化学習事業の継続	各公民館において高齢者学級や各種講座を実施するとともに、自主グループの支援を行います。	公民館

No	事業名	事業概要	担当課
13	敬老行事等の継続	老人福祉法の基本理念に沿うよう、高齢者の長寿をお祝いすると共に、楽しいひと時を過ごしていただくための、敬老行事を実施します。 また、99歳、100歳の方に対する高齢者記念品の贈呈を行います。	介護福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
14	おとしより入浴事業の継続	高齢者の憩いの場の提供及び健康の保持を目的とし、浴場組合が実施する無料入浴事業に対し補助を行い、65歳以上の高齢者と小学生以下の児童を対象に無料入浴の日を設け、世代を越えた交流の場を作ります。	介護福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
15	高齢者いきいき活動事業の継続	高齢者いきいき活動推進員が中心となり、趣味、体操等、健康増進活動及びその他生きがい活動の講座を開催します。 また、利用促進に向け、広報等の充実を図ります。	介護福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
16	老人クラブ活動支援と活動場所の支援の継続	高齢者の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的に、老人クラブ及び老人クラブ連合会に対して補助金を交付し、活動を支援します。 また、老人クラブや高齢者グループ等の定期的な地域活動及び健康増進を目的とする活動の会場として「高齢者いこいの部屋」の利用を支援します。	介護福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
17	高齢者（いきいき）農園の継続 ※他計画再掲	農地所有者の方の協力を得て、60歳以上で耕作地を持たない高齢者の方に対し、高齢者（いきいき）農園事業を継続しながら、野菜や草花等の栽培・収穫を通じて高齢者の方の健康促進と仲間づくりを図ります。	経済課

【重点取り組み事業】

No	事業名	事業概要	担当課
18	地域の居場所に対する支援の推進	生活支援コーディネーターを中心に、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携し、また、認知症カフェについては認知症地域支援推進員と協力しながら、居場所の立ち上げや活動継続に対して支援します。立ち上げに対しては活用可能な場所や類似の居場所に関する情報提供等を、活動継続に対しては市内の居場所の情報をまとめた冊子と圏域ごとに情報を地図に落とし込んだマップを作成するとともに、情報を市ホームページにも掲載し、高齢者や関係者に周知を行うとともに居場所間の交流活動への活用を図ります。	介護福祉課
	成果指標	実績 令和4年度	見込 令和5年度 目標値
	市内の居場所の情報をまとめた冊子への掲載居場所数（か所）	172	175 185

(3) 高齢者の就労支援

就労を望む高齢者が、これまで培った技能や技術を活かしながら、地域共生社会の一員として活躍できるよう、地域活動の機会の場や情報の提供に努めます。
また、様々な団体と市が連携し、高齢者の働く機会を拡大していきます。

【重点取り組み事業】

No	事業名	事業概要			担当課
19	シルバー人材センターへの支援の継続	高齢者の就業の場の提供や、社会参加等を提供するシルバー人材センターに対し、設立目的が達成されるよう、継続的に補助金の交付を行います。 また、各種事業に係る広報を支援し、会員に対する就業の場が提供できるよう支援を行います。			介護福祉課
		成果指標	実績	見込	
東京都シルバー人材センター事業補助金交付要綱に定める公益目的事業費のランク格付		A	A	A	

No	事業名	事業概要	担当課
20	「こがねい仕事ネット」における就労支援の継続	市が運営する就労支援サイト「こがねい仕事ネット」に、高齢者向けの就労支援セミナーや就職面接会等、就労等に関する情報を掲載します。	経済課

基本目標2 地域で自立して暮らし続ける仕組みづくり

高齢者が住み慣れた地域のなかで、自立して安心した暮らしを続けることができるよう、介護保険以外の福祉サービスを含めて包括的に支援するとともに、認知症高齢者への総合的な支援、在宅医療と介護との連携、相談体制の充実等を進めます。

特に、認知症施策に関しては、今後も認知症高齢者の増加が見込まれる中で、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる共生社会の実現を目指し、取り組みを進めます。

また、複合的な課題を抱えた多様な介護者の存在にも目を向け、家庭における介護負担の軽減を図るため、介護者への支援の取り組みを進めます。

(1) 在宅生活支援の充実

ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみで暮らす世帯が増加する中、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、在宅生活支援サービスの提供拡大に取り組むとともに、円滑に利用できるよう支援します。

また、地域包括支援センターの機能強化を含め、相談支援体制を充実させるほか、家族介護者の支援及び住環境の整備を行う等、在宅生活支援の充実を図ります。

No	事業名	事業概要	担当課
1	介護保険サービスの利用支援の継続	介護サービスを必要とする方が、必要なサービスを利用できるよう、本人やその家族の方に対する情報提供・相談支援を充実します。引き続き、制度改正に則した介護保険パンフレットの配布やホームページでの周知等を行い、制度の理解を深めるための情報提供に努めます。また、利用者及び介護者のみならず、広く市民に対しても、介護保険制度を正しく理解していくだくような情報提供に努めるとともに、地域において高齢者やその家族の方に対する総合的な相談・支援を行う窓口である地域包括支援センターの周知を図ります。	介護福祉課

【重点取り組み事業】

No	事業名	事業概要	担当課
2	生活支援に資する高齢者福祉サービスの継続	おむつ給付、寝具乾燥、配食及び日常生活用具の給付並びに大掃除等の生活援助の各種生活支援に関する事業を実施します。 特にニーズの高い配食に関しては、これまでの課題を整理し、より安定した事業運営が図れる方法へ移行します。	介護福祉課
		成果指標	
		実施（令和8年度）	

No	事業名	事業概要	担当課
3	高齢者等の移動・ 移送手段の確保の 継続 ※他計画再掲	主に鉄道駅及び路線バスのバス停から一定距離がある公共交通不便地域においてCoCoバスを運行し、高齢者の方の通院等の際の移動を支援します。また、福祉有償運送等の移送サービスを実施しているNPO法人等の支援をします。	交通対策課 自立生活 支援課

【重点取り組み事業】

No	事業名	事業概要	担当課						
4	地域包括支援センターの機能強化 (充実)	<p>地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に提供できる体制の構築のため関係機関と連携して関連事業を推進します。</p> <p><u>高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、生活に関する身近な相談先として地域包括支援センターの更なる周知を行います。</u></p> <p>事業の評価については、国が実施するセンターの事業評価を通じた機能強化に関する調査結果を活用します。事業評価の向上に向け、適宜センター管理者と打ち合わせを行い、全体の機能強化が図れるよう事業計画の策定等を行います。</p>	介護福祉課						
成果指標		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; background-color: #cccccc;">実績</th> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">目標値</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">令和4年度</td><td></td></tr> </table>		実績		目標値	令和4年度		
実績		目標値							
令和4年度									
	地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化に関する調査結果	—	事業評価結果の向上（前年度比）						
	地域包括支援センター認知度 (%)	<u>58.0</u>	<u>65.0</u>						

No	事業名	事業概要	担当課
5	自立支援住宅改修 給付及び相談事業 の継続	<p>住宅改修について、介護保険の住宅改修事業と自立支援住宅改修給付事業（介護保険外）の連携を図り、在宅高齢者の住宅環境の整備を支援します。</p> <p>住宅改修を実施する者及び業者に対する適切な情報提供を行うことで、使いやすい制度となるよう、広報、ホームページの改善を行います。</p> <p>また、適切な住宅改修ができるよう、一級建築士等が訪問や面接等により、住宅改修の相談・助言を行います。</p>	介護福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
6	家具転倒防止器具 等取付の継続	65歳以上のひとり暮らし高齢者の方または高齢者の方のみの世帯の家屋に、家具転倒防止器具を取り付け、災害時の防災・減災対策を支援します。	介護福祉課

【新規事業】

No	事業名	事業概要	担当課
7	補聴器購入費助成事業の実施	聴力機能の低下に伴い周囲と円滑なコミュニケーションを図ることが難しい高齢者に対して補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を促すことを支援します。	介護福祉課

【新規事業】

No	事業名	事業概要	担当課
8	高齢者訪問理容・美容事業の実施	身体的状況により、自分で理容店・美容店に出向くことが難しい高齢者に対して、自宅で調髪を行う事業を実施します。	介護福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
9	高齢者住宅の管理・運営及び公営住宅等の情報提供の継続 ※他計画再掲	現在、借り上げを行っている高齢者住宅については、引き続き適切な管理・運営を行うとともに、借り上げ期間が満了する高齢者住宅については、入居者が困窮しないよう住宅の確保に努めます。また、都営住宅等の情報を適切に提供していきます。	まちづくり推進課

No	事業名	事業概要	担当課
10	高齢者の新たな住まいと住まい方の継続	高齢社会の進展と併せ、ニーズが高まる高齢者の方の新たな住まいと住まい方について、サービス付き高齢者向け住宅等も含めて検討を進めます。また、介護保険を適用できる居住系・宿泊系サービスのうち、地域密着型サービスについて更なる制度周知や空き状況の公表等の取組を進めます。	まちづくり推進課 介護福祉課

【新規事業】

No	事業名	事業概要	担当課
11	市民ニーズを踏まえた地域密着型サービス事業所整備の実施	夜間の介護サービスや24時間365日の在宅生活の支援を充実することで、自宅での生活を継続しながら安心して介護が受けられるよう、地域密着型サービス事業所（夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等）を検討・整備します。	介護福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
12	介護者の負担軽減の推進	<p>高齢者や認知症の方を介護する家族の方を対象に、相談、介護教室、交流会等の機会を通して、介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。交流会等については、性別・年代を問わず参加できるようなテーマ設定を図るなど、幅広く参加を促せるよう努めます。</p> <p>認知症の方と家族の方に対しては希望する在宅生活を継続できるよう、一体的支援事業を実施します。</p> <p>また、緊急を要する理由で介護者が介護できない時に、介護が必要な方を一時的に施設で介護します。</p>	介護福祉課

(2) 認知症施策の更なる推進

認知症高齢者の尊厳が守られ、安心して生活できる地域づくりをめざし、認知症に対する知識と理解が市民全体に広まるよう、あらゆる機会を活用して認知症に関する啓発の推進を図ります。

また、認知症予防に資する可能性のある活動、早期発見・早期対応及び介護者の負担軽減、チームオレンジの構築等を推進することにより、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指します。

【重点取り組み事業】

No	事業名	事業概要			担当課	
13	認知症の理解促進 (推進)	認知症の方ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らしきることができるよう、市民向けの認知症講座の実施や、小中学生への認知症サポーター養成講座である「キッズ認サポ」等を通じて多世代へ認知症に関する普及啓発を図ります。 また、既存の催し等を活用した、認知症の理解促進に係る講演会等による普及啓発も行います。 併せて、若年性認知症の方やその家族の方を支援するため、理解促進に努めるとともに、相談窓口等の広報を実施します。			介護福祉課	
		成果指標		実績	見込	
認知症サポーターの累計養成者数 (人)		令和4年度	令和5年度	8,626	9,100	10,000

No	事業名	事業概要	担当課
14	認知症の相談・支援体制の充実	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援、認知症の方やその家族の方を支援する相談業務、社会参加活動のための体制整備等を行うため、認知症地域支援推進員を配置し、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。	介護福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
15	認知症連携会議の継続	医療・介護関係者による事例検討、研修等の機会を設け、認知症ケアの向上を図ります。	介護福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
16	認知症の早期診断・早期対応の充実	認知症が疑われるものの、医療・介護等の安定的な支援を受けていない方に対し、認知症地域支援推進員、認知症サポート医等によるチームで訪問を行う認知症初期集中支援事業を実施します。 本人や家族等が気軽に早期発見等につなげられるように、パソコン等から簡単に認知症のチェックを行える「認知症チェックリスト」の普及啓発を図ります。	介護福祉課

【新規事業】

No	事業名	事業概要	担当課
17	チームオレンジの整備（実施）	認知症センター等の支援者と認知症の人やその家族も参加し、生活面の早期からの支援を行う「チームオレンジ」設置に向けて、認知症カフェやイベント等の実施を通じて整備を図ります。	介護福祉課

【重点取り組み事業】

No	事業名	事業概要	担当課
18	地域の居場所づくり（認知症カフェ等）の充実	市内関係機関と連携を図り、認知症カフェ等の新設の検討や継続支援等を通じて、認知症の方と家族の方の居場所づくりを行います。	介護福祉課
成果指標	実績	見込	
		令和4年度	令和5年度
認知症カフェ等の開催場所数（か所）	8	9	11

No	事業名	事業概要	担当課
19	やすらぎ支援（認知症高齢者家族支援活動）の充実	軽度の認知症状が見られるおおむね65歳以上の方等に対し、認知症についての研修を受けたボランティア（やすらぎ支援員）が自宅を訪問し、話し相手となり、見守りを行うとともに、家族の方の介護負担の軽減を図ります。	介護福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
20	徘徊高齢者の探索事業の継続	認知症の方の身元不明等の事故を防止するとともに、その家族等の精神的負担の軽減を図るため、位置情報が検知できる発信機の貸与等を実施します。 また、靴にGPS発信機を入れて利用できる専用の靴も引き続き対応します。 さらに、市内商店会と連携し、行方不明高齢者捜索協力支援アプリの普及啓発等に努め、地域における捜索協力体制の強化を図ります。	介護福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
2-12	介護者の負担軽減の推進 ※本計画再掲	高齢者や認知症の方を介護する家族の方を対象に、相談、介護教室、交流会等の機会を通して、介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。交流会等については、性別・年代を問わず参加できるようなテーマ設定を図るなど、幅広く参加を促せるよう努めます。 認知症の方と家族の方に対しては希望する在宅生活を継続できるよう、一体的支援事業を実施します。 また、緊急を要する理由で介護者が介護できない時に、介護が必要な方を一時的に施設で介護します。	介護福祉課

(3) 在宅医療と介護の連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域における在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を推進します。

また、もしものときのために、本人が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する「人生会議（アドバンス・ケア・プランニング=ACP）」や、看取り等のACPに関わる情報について、医療・介護関係者や市民に対する普及啓発を行います。

No	事業名	事業概要	担当課
21	医療資源マップの充実	医療資源を調査し、医療資源マップとしてまとめ、市民、関係機関等へ配布します。	介護福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
22	在宅医療・介護連携支援室の充実	医療・介護関係者を対象とした在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置・運営するとともに、多職種が参加する研修等を実施することにより、連携の促進を図ります。	介護福祉課

【新規事業】

No	事業名	事業概要	担当課
23	在宅医療・介護連携推進に関する検討の実施	在宅医療・介護連携推進会議や、同会議に設置された4部会において、部会に応じた課題の検討や、多職種連携研修等の企画・実施等を通じて、在宅医療・介護連携を推進します。	介護福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
24	在宅医療・介護連携に関する普及啓発の充実	在宅医療・介護連携に関する講演会、在宅療養に関するリーフレットの配布等を実施し、市民に対する普及啓発を行います。	介護福祉課

【重点取り組み事業】

No	事業名	事業概要	担当課
25	ACP（人生会議）等の普及啓発の充実	在宅医療・介護連携においてACPに係る研修等を実施し、関係者間での理解促進に努めます。 また、市民向けにも在宅での看取りの周知等を通じて、既存の催し等を活用したACPの普及啓発を図ります。	介護福祉課
成果指標		実績	見込
		令和4年度	令和5年度
関係者・市民向け講演会等回数		3	3
			3

(4) 生活支援体制整備の推進

地域ケア会議、生活支援事業協議体（1層・2層）で検討されている地域課題の解決に向け、生活支援体制の更なる充実を図ります。

また、様々な地域資源を有効に活用し、地域住民の社会参加の場として機能するよう生活支援コーディネーターを中心に関係機関と連携し支援します。

【重点取り組み事業】

No	事業名	事業概要	担当課
26	地域課題検討の協議の充実	<p>第1、2層生活支援協議体をそれぞれ開催します。 <u>圏域レベルの地域ケア会議を兼ねる第2層協議体では、圏域で生じている課題に対して、関係する地域住民や介護事業所、商店会等の地域の社会資源と第2層生活支援コーディネーターを中心とした検討を行います。</u></p> <p>第1層協議体では、<u>第2層協議体での検討内容等を整理し、市全体で取り組むべき課題の整理等を図ります。</u></p>	介護福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
27	生活支援コーディネーターの配置による体制整備の推進	市及び各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターが、個別相談や生活支援協議体を通じ、生活支援に関する担い手や居場所の不足などのニーズ、人材や活動可能場所などの地域資源の把握に努め、ニーズと地域資源のマッチングやネットワーク化を図ります。	介護福祉課

【重点取り組み事業】

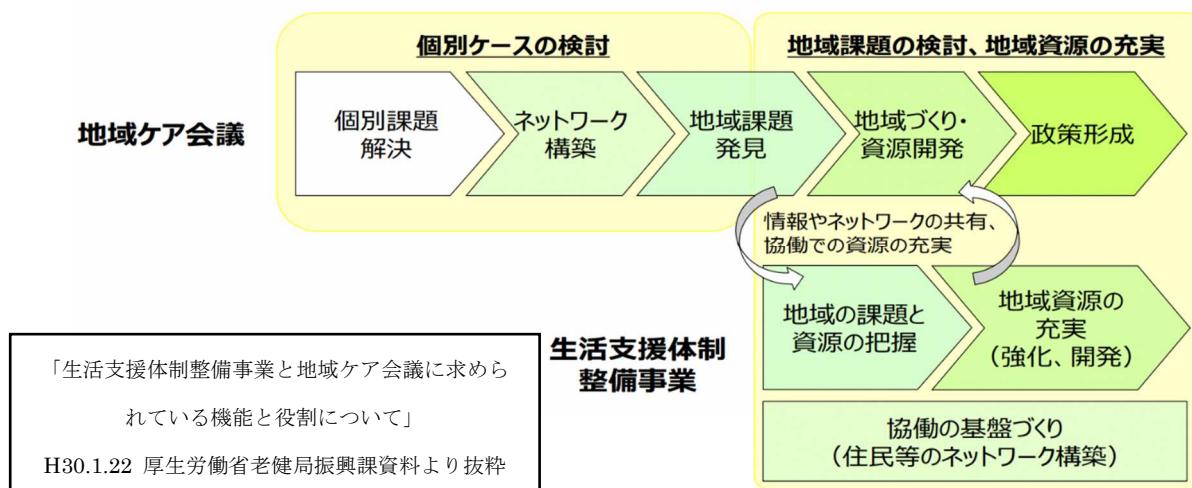
No	事業名	事業概要	担当課
1-18	地域の居場所に対する支援の推進 ※本計画再掲	生活支援コーディネーターを中心に、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携し、また、認知症カフェについては認知症地域支援推進員と協力しながら、居場所の立ち上げや活動継続に対して支援します。立ち上げに対しては活用可能な場所や類似の居場所に関する情報提供等を、活動継続に対しては市内の居場所の情報をまとめた冊子と圏域ごとに情報を地図に落とし込んだマップを交互に作成するとともに、情報を市ホームページにも掲載し、高齢者や関係者に周知を行うとともに居場所間の交流活動への活用を図ります。	介護福祉課
	成果指標	実績 令和4年度	見込 令和5年度 目標値
	(再掲) 市内の居場所の情報をまとめた冊子への掲載居場所数（か所）	172	175 185

小金井市の生活支援体制整備事業と地域ケア会議

1 生活支援体制整備事業と地域ケア会議の機能と役割とは？

生活支援体制整備事業と地域ケア会議は、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりを推進するための取り組みです。

この2つの取り組みにより、高齢者の日常生活での困りごと（地域課題）を把握し、課題解決への支援方法（地域資源）の発見と開発を進めます。



2つの取り組みの異なる点は、生活支援体制整備事業の協議体では、多様なサービス提供主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的としており、一方、地域ケア会議では、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、これらの蓄積から地域課題や地域資源活用の成功要因等を見出し、地域づくりや政策形成につなげる機能を担っています。

これらの異なる特性を踏まえ、地域の実情に応じ連携した取り組みを進めることとされています。

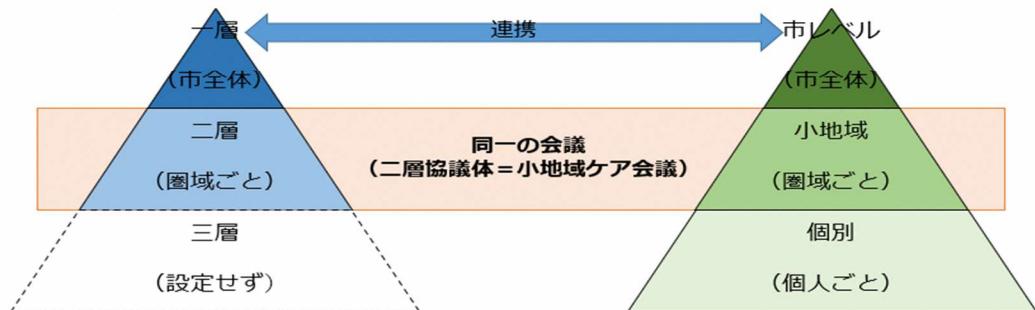
2 小金井市の生活支援体制整備事業と地域ケア会議とは？

～地域の実情に応じ連携した取り組みとは？～

小金井市では、二層の生活支援協議体と小地域の地域ケア会議を同一の会議にすることによって、生活支援体制整備事業と地域ケア会議をそれぞれの特性を活かしながら連動させる仕組みをつくっています。

小金井市の生活支援協議体と地域ケア会議

生活支援協議体			地域ケア会議		
	構成員	主な協議事項		構成員	主な協議事項
一層	大学教授（委員長）、社協、介護サービス事業者、民生委員、通いの場代表、自治会、議題に応じて招集も可	市で取り組むべき課題の整理、課題解決に向けた資源開発（確認）等に関する合意形成等	市レベル	医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護サービス事業者、民生委員、公募市民等	市全域で考慮すべき課題の共有、解決策の検討、必要に応じて政策提言等
二層	検討すべき課題等に応じた関係者	開催時に設定した課題等	小地域	検討すべき課題等に応じた関係者	開催時に設定した課題
三層	設定せず	—	個別	(対象者に応じて) ケアマネジャー、生活支援コーディネーター、リハ専門職等	対象者の自立支援・重度化防止や、介護保険外の支援を含んだ支援策の検討



約4キロ四方のコンパクトな本市ですが、医療・介護従事者をはじめ、市民、自治会、老人クラブ、ボランティア、民生委員、商工会、NPO 法人、社会福祉協議会、社会福祉法人、学術機関、民間企業等、行政と共に高齢者を支える多様な活動が展開されており、地域づくりが行われています。

<これまでの主な地域課題の検討と取り組み概要>

地域課題	解決に必要なこと	実施した施策等
コロナ禍で通いの場が開催できない	感染症対策を講じながら開催する環境整備等が必要	・オンラインを活用した通いの場の開催 ・オンラインを学べる場の創出
近隣に通いの場がない	新たな通いの場の創出が必要	東京都住宅供給公社等との連携や店舗スペースを活用し、新たな通いの場の立ち上げを実施
通いの場のリーダーが、コロナ禍での活動に不安を感じている	リーダー同士の横つながりづくりが必要	通いの場リーダー研修等、交流機会を創出
お金の管理に関する困りごとが多い	お金の管理に関して元気なうちに考えることが必要	都のホームタウンプロジェクトを活用し、市民・社会福祉協議会・市内金融機関等と協力し、啓発パンフレットを作成。各圏域において啓発パンフレットをもとに講座を開催
スマホの使い方がわからない	身近に相談できる仕組みが必要	・スマホ相談会の実施 ・スマホ講座の実施 ・スマホサポーター養成

(5) ケアラー（介護者）への支援の推進【新規】

介護者が安心して介護ができるよう、介護保険制度や介護事業所に関する情報提供を強化するとともに、身体的・精神的な負担の軽減に向けた支援を推進します。

【新規事業】

No	事業名	事業概要	担当課
28	庁内の横断的な連携体制の構築（実施）	ヤングケアラーや多世代・経済的な問題を抱える介護者への支援等、複合的な課題を抱える介護者支援のため、福祉総合相談窓口と地域包括支援センターの連携強化等、円滑な支援のための体制整備に努めます。	介護福祉課 地域福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
2-12	介護者の負担軽減の推進 ※本計画再掲	高齢者や認知症の方を介護する家族の方を対象に、相談、介護教室、交流会等の機会を通して、介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。交流会等については、性別・年代を問わず参加できるようなテーマ設定を図るなど、幅広く参加を促せるよう努めます。 認知症の方と家族の方に対しては希望する在宅生活を継続できるよう、一体的支援事業を実施します。 また、緊急を要する理由で介護者が介護できない時に、介護が必要な方を一時的に施設で介護します。	介護福祉課

【新規事業】

No	事業名	事業概要	担当課
2-17	チームオレンジの整備（実施） ※本計画再掲	認知症サポーター等の支援者と認知症の人やその家族も参加し、生活面の早期からの支援を行う「チームオレンジ」設置に向けて、認知症カフェやイベント等の実施を通じて整備を図ります。	介護福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
2-19	<u>やすらぎ支援（認知症高齢者家族支援活動）の充実</u> ※本計画再掲	軽度の認知症状が見られるおおむね65歳以上の方等に対し、認知症についての研修を受けたボランティア（やすらぎ支援員）が自宅を訪問し、話し相手となり、見守りを行うとともに、家族の方の介護負担の軽減を図ります。	介護福祉課

基本目標3 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりと人材育成

高齢者の権利が擁護され、地域で安心・安全に暮らし続けられるよう、地域で互いに支え合う人材育成や仕組みづくりを推進します。また、地域住民の支えあいや助け合いが自然に生まれる地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指します。

(1) 地域づくりの推進

高齢者が、地域で安心・安全に暮らしていくことができるよう、日常生活圏域ごとの地域資源を活用した地域づくりを通して、地域共生社会の実現を目指します。

【重点取り組み事業】

No	事業名	事業概要			担当課	
1-18	地域の居場所に対する支援の推進 ※本計画再掲	生活支援コーディネーターを中心に、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携し、また、認知症カフエについては認知症地域支援推進員と協力しながら、居場所の立ち上げや活動継続に対して支援します。立ち上げに対しては活用可能な場所や類似の居場所に関する情報提供等を、活動継続に対しては市内の居場所の情報をまとめた冊子と圏域ごとに情報を地図に落とし込んだマップを交互に作成するとともに、情報を市ホームページにも掲載し、高齢者や関係者に周知を行うとともに居場所間の交流活動への活用を図ります。			介護福祉課	
		成果指標	実績	見込	目標値	
	(再掲) 市内の居場所の情報をまとめた冊子への掲載居場所数(か所)		令和4年度 172	令和5年度 175	185	

No	事業名	事業概要	担当課
2-26	地域課題検討の協議の充実 ※本計画再掲	第1、2層生活支援協議体をそれぞれ開催します。 圏域レベルの地域ケア会議を兼ねる第2層協議体では、圏域で生じている課題に対して、関係する地域住民や介護事業所、商店会等の地域の社会資源と第2層生活支援コーディネーターを中心とした検討を行います。 第1層協議体では、第2層協議体での検討内容等を整理し、市全体で取り組むべき課題の整理等を図ります。	介護福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
2-27	生活支援コーディネーターの配置による体制整備の推進 ※本計画再掲	市及び各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターが、個別相談や生活支援協議体を通じ、生活支援に関する扱い手や居場所の不足などのニーズ、人材や活動可能場所などの地域資源の把握に努め、ニーズと地域資源のマッチングやネットワーク化を図ります。	介護福祉課

(2) 高齢者の見守り支援の充実

ひとり暮らし高齢者等が孤独感、不安感を感じることがないよう地域住民や民生委員、町会、自治会、民間事業等による連携を深め、高齢者の見守り支援を行います。

No	事業名	事業概要	担当課
1	救急通報システム 機器の貸与の継続	<p>【救急代理通報事業】 65歳以上のひとり暮らし、65歳以上高齢者のみ世帯の慢性疾患等で常時注意が必要な方に、ペンダント型の無線発報器を貸与し、緊急時における早期の安否確認、及び救急要請する事業を実施します。</p> <p>【住宅火災直接通報事業】 在宅の認知症高齢者に対して、火災を検知した際に直接消防署に通報するシステムを貸与し、早期の消火及び救助を行う事業を実施します。</p>	介護福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
2	高齢者地域福祉ネットワーク事業の推進 ※他計画再掲	地域の相談役として市民の方と行政、関係機関との橋渡しの役割を担う民生委員が、対象者本人の意思確認の上作成した、個人情報や家族の方の緊急連絡先等が記載された個人票をもとに、市が対象者の方の緊急連絡先を把握し、必要に応じて、関係機関等へ情報提供を行い、情報共有を図ることで、高齢者の方の実態把握や見守り、支援の協力体制をつくります。	介護福祉課

【重点取り組み事業】

No	事業名	事業概要	担当課
3	高齢者見守り支援事業の推進	ひと声訪問、友愛活動、高齢者福祉電話の貸与等により、ひとり暮らし高齢者等の安否確認を実施します。 また、ICTを活用した見守り事業について、検討します。	
	成果指標	実績 令和4年度	見込 令和5年度
	ひと声訪問新規申込件数	12	目標値 14
			16

No	事業名	事業概要	担当課
4	避難行動要支援者支援体制の継続 ※他計画再掲	<p>災害時等に自力で避難することが困難で、家族の方等の支援を受けられない高齢者の方等を「避難行動要支援者」として、避難行動要支援者名簿を作成し、災害に備えた地域の協力体制づくりのために必要な情報として、市の関係部署、消防署、民生委員等関係機関と共有します。</p> <p>また、避難行動要支援者の方に対して、地域の方に「支援者」となっていただき、見守りや安否確認、避難支援の体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりをめざすためのモデル地区事業を実施しており、このモデル地区事業の推進を通じ、支援体制のさらなる充実を図ります。</p>	地域福祉課

【重点取り組み事業】

No	事業名	事業概要	担当課								
5	事業者との連携による見守りの推進	<p>地域から孤立しがちな高齢者が、安心して暮らせる地域社会の構築のために、民間事業者等と連携し、見守りが必要な高齢者の発見や安否確認に努めます。市内の商店等に協力を依頼し、見守り協定をより地域性の高いものにします。</p> <p>また、既存の協定締結事業者への情報提供及び事業者間の情報交換等を目的に定期的に連絡会を開催します。</p> <p>【主な締結事業者】</p> <p>介護関連、金融機関、生協、ライフライン、小売、清掃、交通・運輸、配食、商店会、新聞販売同業組合、水道局、郵便局、浴場組合、社協、シルバー人材センター、老人クラブ連合会、その他自営等</p>	介護福祉課								
成果指標		<table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>見込</th> <th rowspan="2">目標値</th> </tr> <tr> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>72</td> <td>75</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	実績	見込	目標値	令和4年度	令和5年度	72	75	80	
実績	見込	目標値									
令和4年度	令和5年度										
72	75	80									
協定事業者数（累計事業者数）		72	75								
			80								

No	事業名	事業概要	担当課
2-20	徘徊高齢者の探索 事業の継続 ※本計画再掲	<p>認知症の方の身元不明等の事故を防止するとともに、その家族等の精神的負担の軽減を図るため、位置情報が検知できる発信機の貸与等を実施します。</p> <p>また、靴にGPS発信機を入れて利用できる専用の靴も引き続き貸与します。</p> <p>さらに、市内商店会と連携し、行方不明高齢者搜索協力支援アプリの普及啓発等に努め、地域における搜索協力体制の強化を図ります。</p>	介護福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
2-27	生活支援コーディネーターの配置による体制整備の推進 ※本計画再掲	<p>市及び各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターが、個別相談や生活支援協議会を通じ、生活支援に関する担い手や居場所の不足などのニーズ、人材や活動可能場所などの地域資源の把握に努め、ニーズと地域資源のマッチングやネットワーク化を図ります。</p>	介護福祉課

【新規事業】

No	事業名	事業概要	担当課
6	災害時に備えた介護サービス事業者との連携（実施）	災害の発生時に、災害時協定等に基づいて利用者の安否確認等が円滑に行われるよう、連携に必要な体制整備を図ります。	介護福祉課

(3) 権利擁護の推進

認知症などにより判断能力が不十分な高齢者や、生活上の問題を抱え、困難な状況にある高齢者に対し、地域において安心して生活を送ることができるよう支援を行います。

また、関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見を図り、必要な支援を行います。

【重点取り組み事業】

No	事業名	事業概要			担当課	
7	消費者被害の未然防止の継続	高齢者及び高齢者の周囲の方（見守り協力者）向けに消費者講座を開催し、悪質商法の最新手口や対処法についての周知や注意喚起を行います。また、地域包括支援センター、介護サービス事業所、市介護福祉課及び消費生活相談室等の関係機関が協力体制を構築し、高齢者の消費者被害防止を図ります。			介護福祉課 経済課	
		成果指標	実績	見込		
講座参加者数（人）		令和4年度	942	令和5年度	668	
					984	

No	事業名	事業概要	担当課
8	福祉サービス苦情調整委員制度の継続 ※他計画再掲	福祉サービスに対する市民の方からの苦情に公平かつ適正に対応し、信頼性と福祉の向上をめざすことを目的として設置された福祉オンブズマン制度について周知を図ります。	地域福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
9	権利擁護センター利用の継続 ※他計画再掲	権利や財産を守ること等を目的とし、認知症高齢者の方や要介護高齢者の方等で判断能力に不安のある方に対し、成年後見制度推進事業や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を行っている権利擁護センターの利用の推進を図ります。	地域福祉課

【重点取り組み事業】

No	事業名	事業概要	担当課			
10	高齢者虐待防止対策の継続	高齢者虐待事例について「小金井市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき適切に対応できるよう、市や地域包括支援センターで虐待対応に関する理解を深めるとともに、関係機関等と連携し高齢者に対する支援体制を整備します。また、市民や介護サービス事業者等に対しても、高齢者虐待についての啓発や虐待対応窓口の周知を図ります。	介護福祉課			
成果指標		実績	見込	目標値		
市・地域包括支援センターの高齢者虐待に係る研修実施回数（回）		令和4年度	4	4		
		令和5年度		4		

(4) 人材育成・確保の推進

地域共生社会の実現に向けて、地域住民やボランティアなど住民を主体とした地域を支える担い手による支援の充実を進めます。

また、福祉・介護分野の人材確保及び定着に向けた取り組みを促進します。

No	事業名	事業概要			担当課	
1-1	さくら体操の推進	新型コロナウイルス感染対策のため、管理会場の定員の見直しを行ひ密にならない形で行います。また、医療・福祉の専門職が管理運営を行い、グループ支援や参加者評価等を通して、参加者の介護予防や自立支援を図ります。完全自主会場については新型コロナウイルス感染対策により、介護事業所等使用できない会場が多いため、身近な所で少人数実施できる体制を推進していきます。地域包括支援センターの職員が立ち上げ・継続支援を行うとともに、市内のリハビリテーション専門職が会場を巡回し、助言・指導を行い、参加者の介護予防を図ります。介護予防の取り組みが多様化しているため、他の介護予防施策と連動させながら介護予防を推進していきます。			介護福祉課	
		成果指標		実績	見込	
		令和4年度	令和5年度	目標値		
				55		
		さくら体操の会場数（か所）	50	52	55	
		さくら体操の延参加者数（人）	6,076	6,300	6,600	
		新規介護予防リーダー養成者数（人）	9	10	15	

No	事業名	事業概要	担当課
11	ボランティアセンターでの活動支援の継続 ※他計画再掲	社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターに関する情報提供、活動支援を行います。	地域福祉課

【重点取り組み事業】

No	事業名	事業概要	担当課
12	介護支援ボランティアポイント事業の推進	65歳以上の元気な高齢者を対象にボランティア活動を通じて、自身の健康増進、介護予防及び社会参加活動を推進するための介護支援ボランティアポイント事業について、より多くの方に登録・活動してもらえるよう、受入れ事業所の増加、活動内容の拡充を図るとともに、受入れ状況等について登録者への周知も行います。	介護福祉課
成果指標		実績	見込
		令和4年度	令和5年度
有効登録者数（人）		248	255
参加事業所数（か所）		35	38
		270	45

【重点取り組み事業】

No	事業名	事業概要			担当課
13	介護職員宿舎借上支援事業の継続	介護職員等の人材確保及び定着の支援や、災害時における対応力の強化のため、市内の地域密着型サービス事業所等に対して、介護職員の宿舎借り上げに要する費用の補助を行います。			介護福祉課
成果指標		実績	見込	目標値	
令和4年度		令和5年度			
対象戸数		9	11	12	

【重点取り組み事業】

No	事業名	事業概要			担当課
14	介護分野への就労支援の継続	介護人材確保のため、ハローワークとの共催による就職面接会の実施、介護職員初任者研修修了者に対して受講料の助成をします。 また、介護職員初任者研修を実施し、訪問介護職員等の介護人材の確保に取り組みます。			介護福祉課
成果指標		実績	見込	目標値	
令和4年度		令和5年度			
介護職員初任者研修受講料助成件数		0	3	3	
介護職員初任者研修受講者数（人）		10	12	15	

No	事業名	事業概要			担当課
15	介護サービス事業者振興事業等の推進	介護事業所が運営基準を遵守しているか確認するため、指導検査を行い、運営に関する助言等を行います。また、福祉サービス第三者評価の受審の勧奨や、事業者連絡会及び市内介護支援専門員へ研修費の補助を実施し、質の高いサービス提供への支援を行います。			介護福祉課

【新規事業】

No	事業名	事業概要			担当課
16	<u>ケアマネジャーへの支援の実施</u>	<u>ケアマネジャーへの支援については、①受給者が真に必要とするサービスの確保を図るための資質の向上②事務量の削減③支援体制の構築を中心に実施します。</u> <u>①はケアプラン点検やケアマネジメントに関する研修の実施、②は指定申請等に関する電子化の推進、ICTの導入・活用に関する情報の周知徹底等、③は処遇困難ケースへの助言、高齢者虐待対応研修及び地域包括支援センターとの定例的な連絡会を通じて支援を行います。</u>			介護福祉課
成果指標		実績	見込	目標値	
令和4年度		令和5年度			
ケアプラン点検（件）		41	42	45	
ケアプランの質の向上に係る研修実施回数（回）		2	2	2	

第5章 介護保険事業の推進

1 介護保険事業の基本的な考え方

(1) 介護保険制度と地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険制度は、平成12年4月からスタートし、増大するニーズに対応してきました。第5期事業計画から、地域包括ケアシステムの構築が求められるようになり、第7期事業計画では、介護保険制度の持続可能性を意識しつつ、地域包括ケアシステムは深化・推進に局面が変わっています。第9期事業計画の国の基本指針に関しても、地域包括ケアシステムの深化・推進が目標とされ、団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年（2025年）から、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた、サービス基盤の整備が求められています。介護保険制度の改正を踏まえ、介護給付・予防給付及び地域支援事業のサービス量の中長期的な見込み、本計画期間中の施設整備について設定します。

(2) 自立支援・介護予防・重度化防止と介護給付適正化

高齢者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援し、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止を図るための具体的な取り組みを行います。また、介護保険制度の持続性確保に向け、介護給付の適正化に関する取り組みや介護保険制度を円滑に運営するための方策を行います。

(3) 日常生活圏域の設定

第8期事業計画と同様に、北東地区、南西地区、南東地区、北西地区の4つの圏域を日常生活圏域に設定します（第2章参照）。引き続き小地域ケア会議（第2層協議体）におけるエリアとして位置付け、介護が必要になっても地域で住み続けられるように情報提供や相談体制、見守り支援の充実に努めていきます。

2 介護保険事業の現状分析

(1) 納付分析

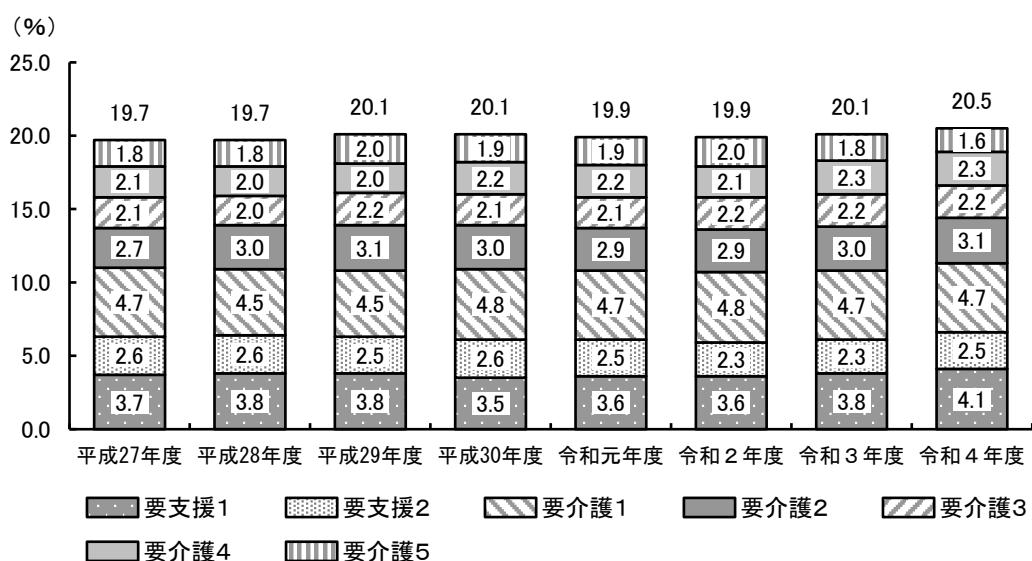
① 要介護認定率

要介護認定率¹は、年々上昇傾向にあります。

年齢構成の影響を除外した調整済み要介護認定率²は、令和2年度までは19%前後で増減を繰り返していますが、令和3年度からは増加傾向にあります。

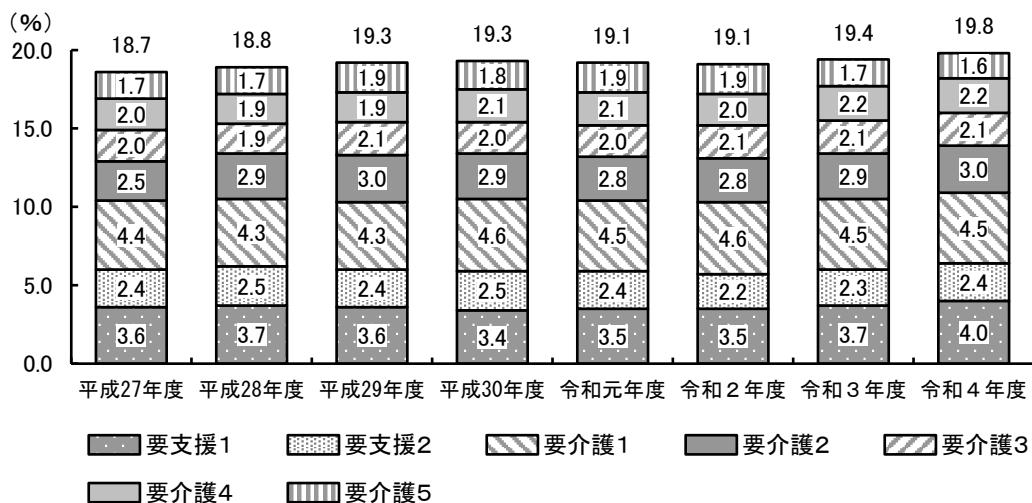
調整済み要介護認定率を全国平均、東京都平均、都内の他市と比較すると軽度認定率が高く、重度認定率は低くなっています。

要介護認定率の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3、4年度は月報）（各年度3月末）

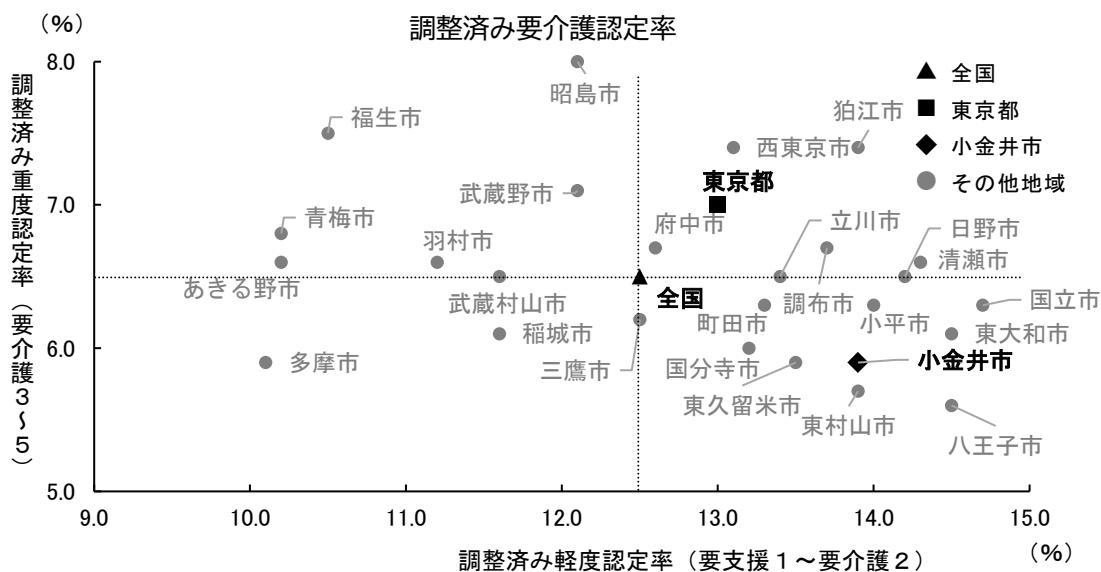
調整済み要介護認定率の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3、4年度は月報）（各年度3月末）及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

1 要介護認定率：第1号被保険者の要介護・要支援認定者数を第1号被保険者数で除したもの

2 調整済み要介護認定率：認定率の大小に大きな影響を及ぼす、第1号被保険者の年齢構成の影響を除外した認定率

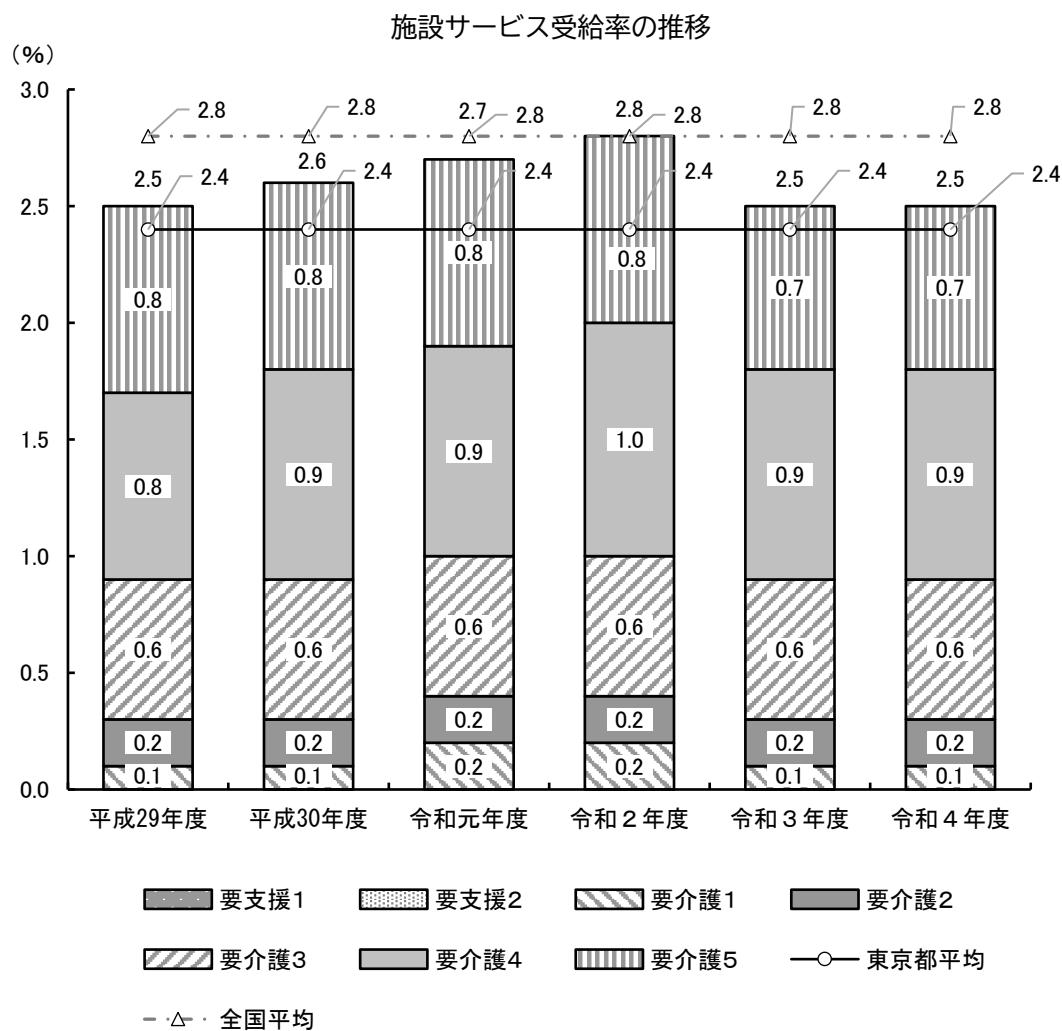


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和4年度3月末時点）及び総務省
「住民基本台帳人口・世帯数」

② サービス系列別受給率

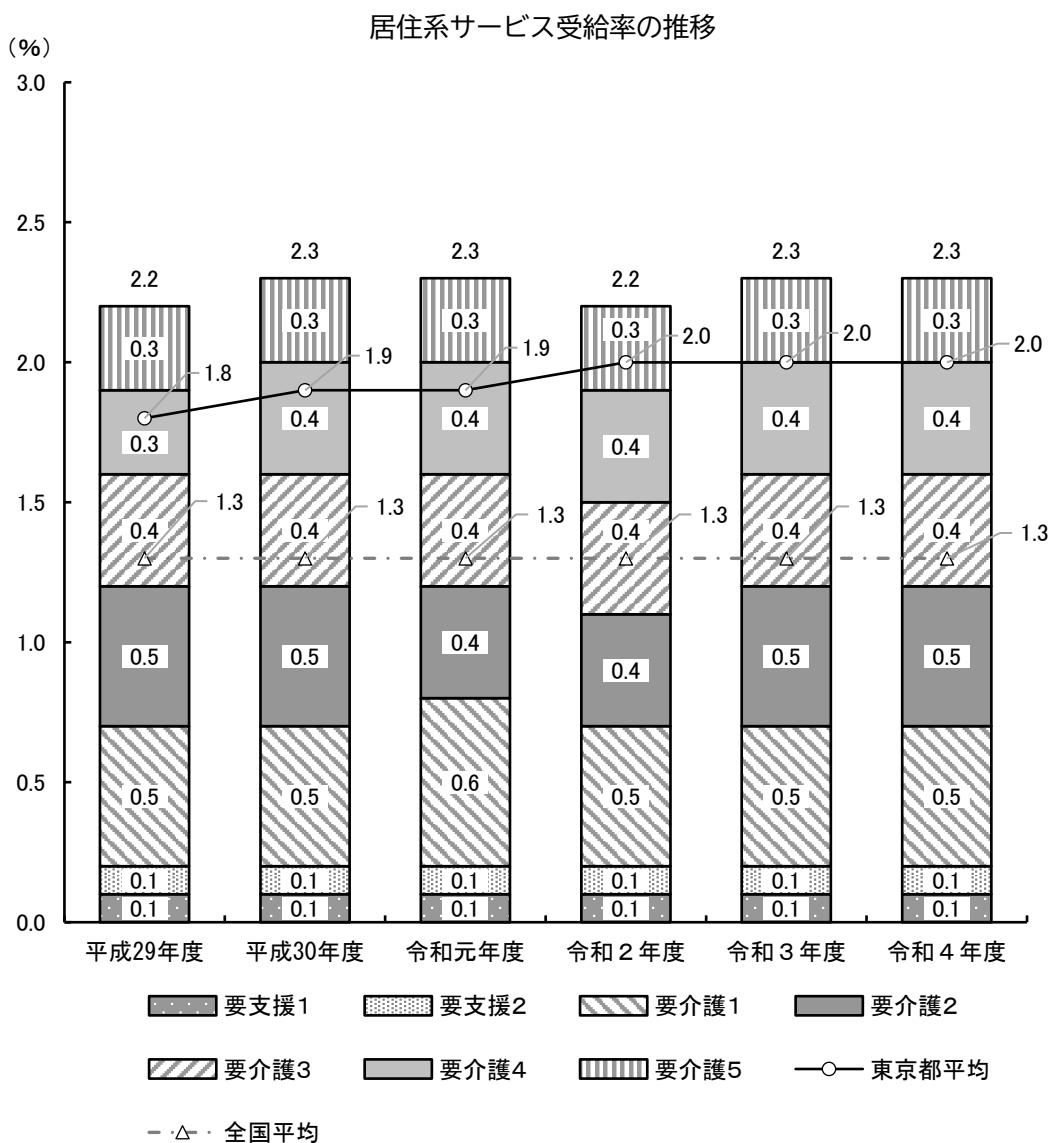
受給率³について、施設サービス及び居住系サービスの受給率は、近年ほぼ横ばいとなっています。

東京都平均、全国平均と比較すると、施設サービスは、全国平均では令和2年度以外は下回っていますが、東京都平均は上回っています。居住系サービスは、東京都平均、全国平均ともに上回っています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3、4年度は月報）（各年度3月末時点）

3 受給率：各サービスの利用者数を第1号被保険者数で除したもの



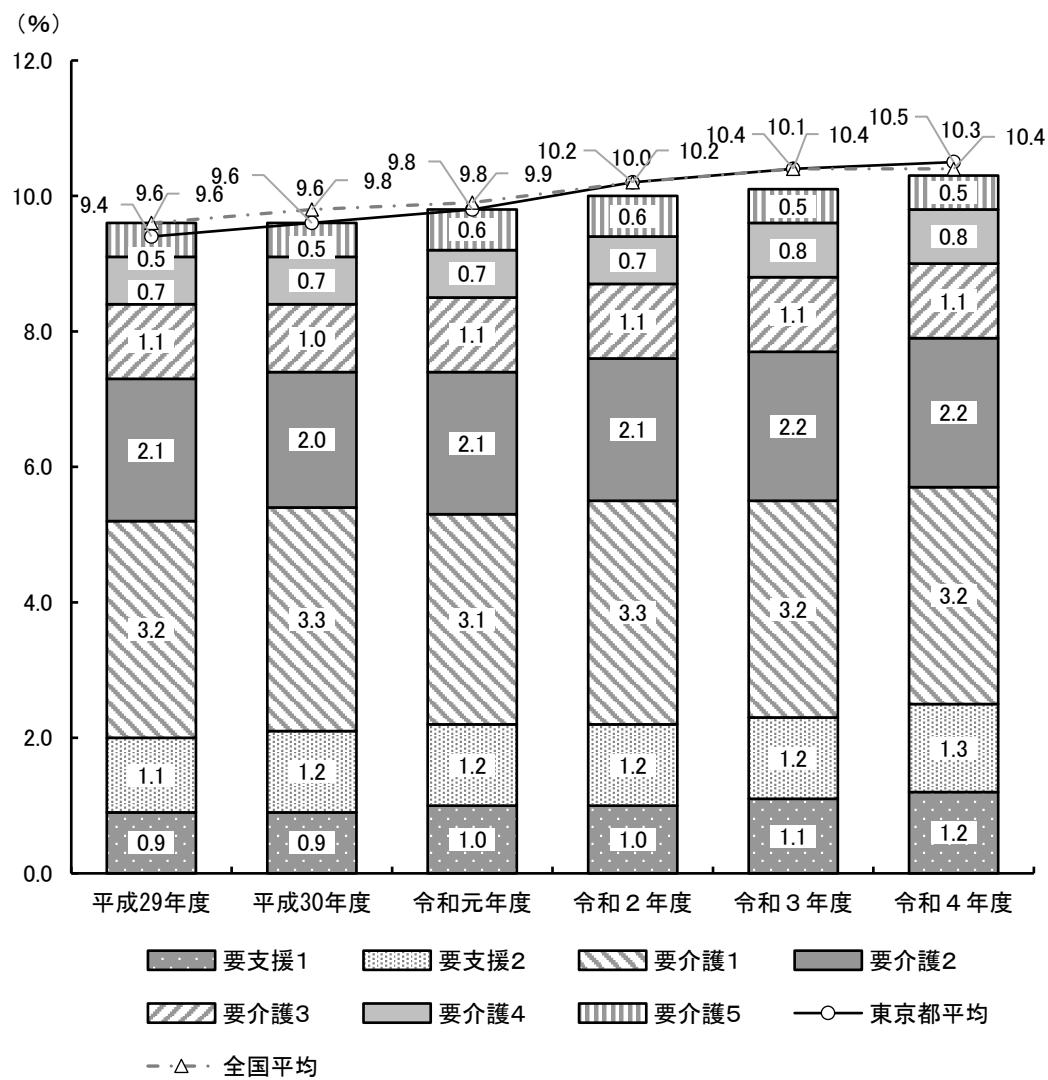
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3、4年度は月報）（各年度3月末時点）

また、在宅サービス受給率は、微増で推移しています。

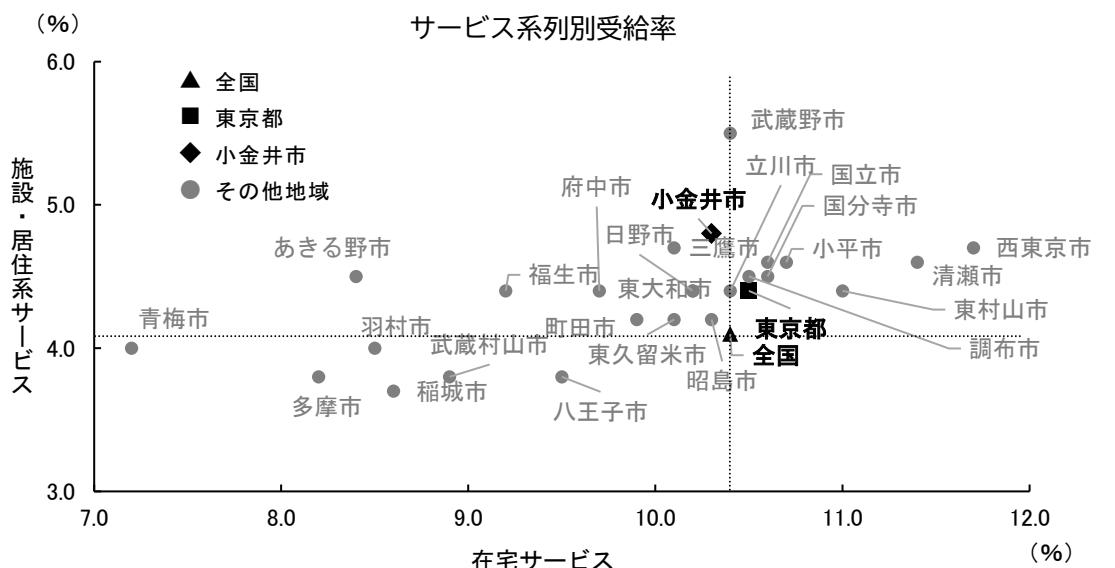
東京都平均、全国平均と比較すると、平成29年度までは東京都平均を上回っており、全国平均とは同じ受給率となっています。しかし、令和2年度以降は東京都平均、全国平均のどちらも下回っています。

受給率を都内の他市と比較すると、施設・居住系サービスの受給率が高くなっています。

在宅サービス受給率の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3、4年度は月報）（各年度3月末時点）

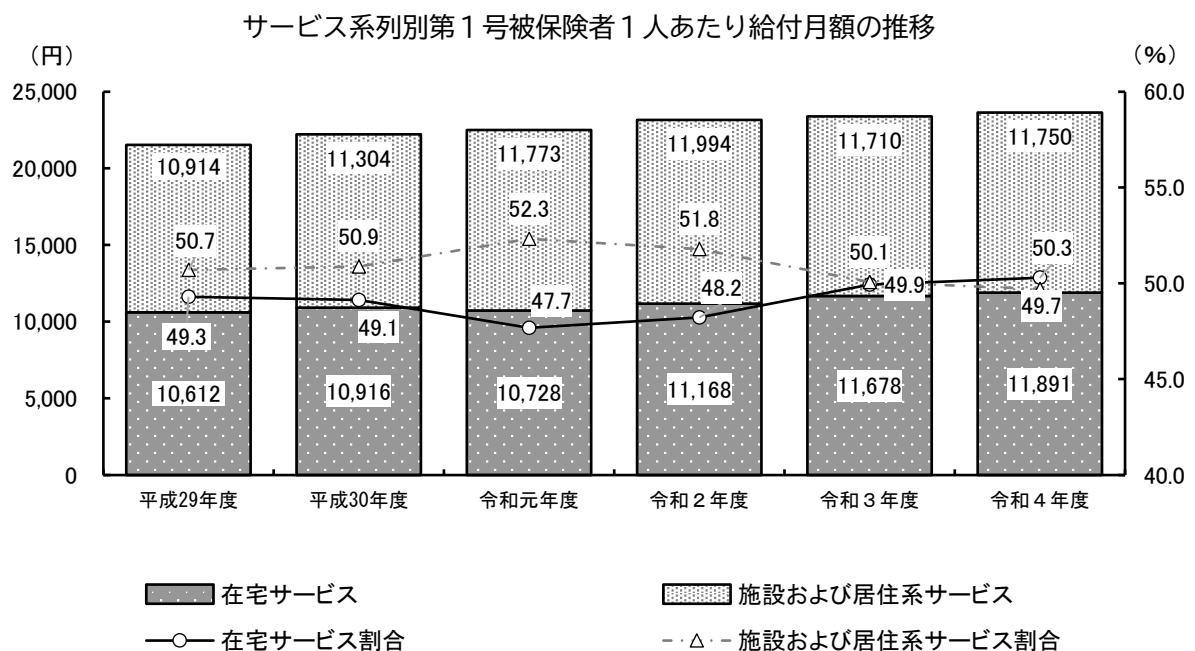


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和4年度3月末時点）

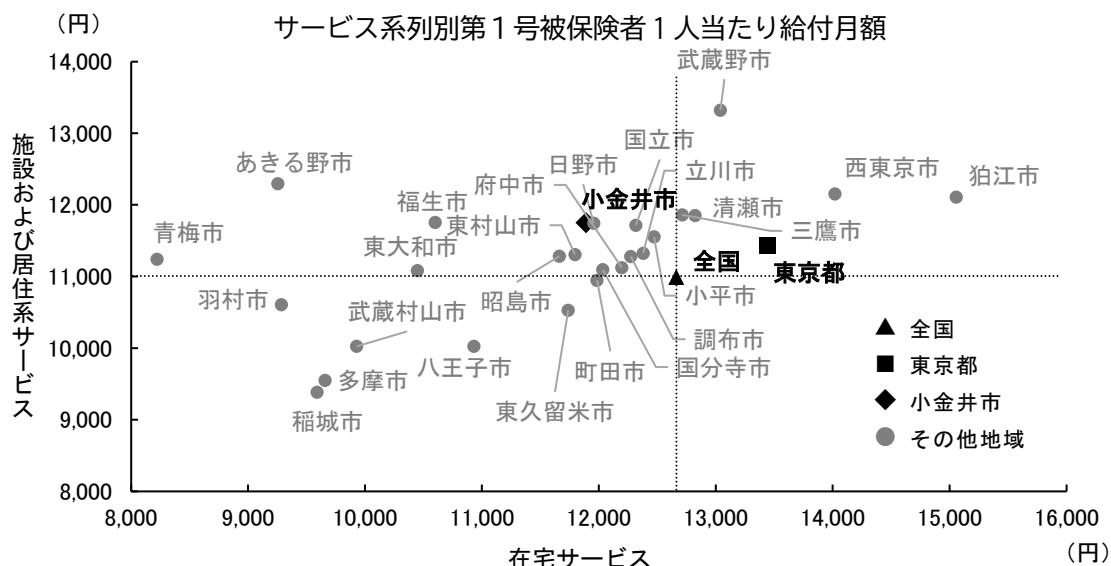
③ サービス系列別給付月額

在宅サービスの割合は平成29年度から令和元年度にかけて減少していましたが、令和2年度以降は増加しています。施設および居住系サービスの割合は令和元年度まで概ね増加傾向にありましたが、令和2年度からは減少し続けています。

在宅サービスに係る給付月額は、令和2年度からは増加し続けています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3、4年度は月報）（各年度3月末）



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和4年度3月末時点）

④ まとめ

調整済みの要介護認定率は、軽度（要支援1～要介護2）が高く、重度（要介護3～5）で低い状況にあり、現状では要介護状態の重度化は防げていると考えられます。今後もこの傾向を維持するためには、軽度の内から維持・改善を意識したケアプラン、サービス提供を実施することが必要です。

調整済みの要介護認定率で軽度が高いこともあり、給付月額は、在宅サービスでは、全国平均・東京都平均を下回っている状況で、施設・居住系サービスは、全国平均、東京都平均を上回っている状況です。

今後もこの状況が続く場合、総給付費の増大を招く可能性もあり、今後の推移を注視する必要があります。

(2) 自立支援・介護予防・重度化防止に関する取り組み及び目標設定に対する評価

ア 介護予防体操「さくら体操」の参加促進

【取り組み状況】

管理会場では、参加者の適切な介護予防の場とするため、市内の通所介護事業所に管理を委託し、リハビリテーション専門職が毎月定期的に会場を巡回し、介護予防に関する講座を実施するほか、体力測定会を年1回実施しています。体力測定結果について参加者一人一人と面談し、今後のアドバイスを行う等の支援を行っています。また、完全自主会場は地域包括支援センター職員が継続支援、立ち上げ支援等を行っています。しかし、新型コロナウイルス感染拡大により、管理会場の変更や完全自主会場で使用できない会場があったこと等より、参加者数は目標未達成の状況です。

【課題・対応策】

新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者数と会場数の減少が生じており、実施方法を含めた対策の検討が必要です。

完全自主会場においては、より身近な場所で少人数実施できるよう支援していきます。また、介護予防の取組ニーズは多様化しているため、他の施策と連動し介護予防を推進していきます。

イ 地域の居場所に対する支援の充実

【取り組み状況】

第2層生活支援コーディネーターを中心に、居場所の活動継続、新たな立ち上げに向け2層協議体を開催し、支援を行っています。また、第2層生活支援コーディネーターが市内に積極的に出向き、市内179か所の居場所を把握し、活動の様子を広く周知できるよう冊子を作成しています。

リハビリテーション専門職が地域包括支援センターと連携し地域の居場所を巡回し、介護予防に関する情報の普及啓発等を行っています。

【課題・対応策】

地域の居場所の担い手の高齢化等により、居場所の活動が停滞している居場所があるため、活動継続に向けた支援が必要です。

居場所の担い手等の交流の機会等を提供し、居場所の継続支援を行うとともに、居場所の情報をまとめた冊子を作成する等様々な方法で居場所の周知を行っていきます。

ウ リハビリテーションのサービス提供体制の構築

【取り組み状況】

訪問リハビリテーションの利用率は、2.4%と全国平均（2.0%）、東京都平均（1.7%）と比較し高く、また通所リハビリテーションの利用率についても、6.2%と全国平均（8.5%）よりは低いものの、東京都平均（4.7%）と比較し高く、市の介護保険制度におけるリハビリテーション提供体制は比較的充実していると考えられます。

サービス利用率の維持・向上を図るため、介護保険制度のパンフレットを作成しているほか、事業所一覧をホームページで掲載するなど、さらなる周知に努めています。

また、事業所に対しては介護保険制度に関する研修をするとともに、必要に応じて指導を実施しています。

【課題・対応策】

今後もリハビリテーションの提供体制の充実を図り、必要な方が必要な時にサービスを利用できるよう、制度周知や事業所への支援を継続していきます。

（3）介護給付等に要する費用の適正化への取り組み及び目標設定に対する評価

ア 要介護認定の適正化

【取り組み状況】

適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、要介護認定の変更申請または更新認定に係る認定調査の内容について、点検を実施しています。また、認定調査員への研修の実施及びeラーニングの受講を促進するとともに、審査会委員で構成する第1から第4合議体の審査判定状況について審査会委員に情報共有し、要介護認定の平準化へ向けた取り組みを進めています。

【課題・対応策】

要介護認定の平準化のため、今後も継続して調査票の点検、研修等を実施していく必要があります。

業務分析データ等を活用し、調査項目の選択率や審査判定の傾向・特徴を把握し、その要因の分析を行い、認定調査員及び審査会委員との情報共有に努めるとともに、今後も継続して調査票の点検、研修等を実施し、要介護認定の平準化を図ります。

イ ケアプラン点検

【取り組み状況】

利用者が真に必要とするサービスを確保することを目的に、市内の居宅介護支援事業所等に対して年間40件程度のケアプラン点検を実施しています。実施に当たっては、点検の効率化と事業所の負担軽減の観点から、事業所の実地指導を行う際にあわせて実施しています。

【課題・対応策】

点検の対象とするケアプランについては、福祉用具貸与利用者、医療系サービス利用者、サービス付き高齢者向け住宅入居者等を優先的に選定していますが、ケアプランの選定にあたって参考となり得る国民健康保険団体連合会提供の帳票を活用しきれていないため、今後更なる活用を検討していきます。

ウ 住宅改修・福祉用具給付の適正化

【取り組み状況】

住宅改修については、図面や見積書等の書面審査を全件実施するとともに、現地確認を一部実施し、住宅改修の必要性について確認を実施しています。

また、軽度者への福祉用具貸与について、自立支援の機会を阻害することがないよう、医師の所見やサービス担当者会議の記録を全件確認しています。なお、国民健康保険団体連合会提供の帳票を活用し、保険者への報告漏れを発見した場合には事業所へ指導を行っています。

【課題・対応策】

点検を実施する人員体制に限りがあるため、対応可能な範囲でより効率的・効果的な実施方法を検討していきます。

エ 縦覧点検・医療情報との突合

【取り組み状況】

介護保険内での重複請求等や、介護保険と医療保険の重複請求の審査について、国民健康保険団体連合会へ審査を一部委託して連携しながら実施し、請求の整合性を確認しています。審査において、疑義のある点については事業所へ照会・指導を行い、適正な請求処理を進めています。

【課題・対応策】

点検する確認項目が多いため、効率的に実施するためには、効果が高いと見込まれる帳票を重点的に審査していく必要があります。

才 介護給付費通知

【取り組み状況】

利用者の制度理解の促進や請求内容の再確認のため、事業者からの請求及び費用の給付状況等を記載した通知を、対象地域を絞った上で毎年1,000件程度利用者へ発送しています。

【課題・対応策】

被保険者からは、請求された費用の金額が適正かどうか判断することは難しいとの意見もあるため、制度理解が進むよう、日ごろからの周知を進めていきます。

力 その他事業給付実績の活用

【取り組み状況】

国民健康保険団体連合会で実施する審査支払いの結果から提供される帳票を確認し、疑義のある請求について事業者に照会を行っています。これまで未使用だった帳票についても、効果的と思われるものについて一部試行的に確認を実施しています。

【課題・対応策】

引き続き、東京都や国民健康保険団体連合会主催の研修会を受講して知識を得るとともに、他自治体の取り組み状況を参考とするなど、確認できる確認帳票を増やし、事業者指導・支援につなげます。

3 自立支援・介護予防・重度化防止に関する取り組み及び目標設定

(1) 重点的取り組み・個別目標

高齢者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、様々な取り組みを進めます。

具体的・重点的な取り組み内容と個別目標は、次のとおりです。

① さくら体操等介護予防の推進

さくら体操の管理会場については、医療・福祉の専門職が管理運営を行い、グループ支援や参加者評価等を通して、参加者の介護予防や自立支援を図ります。完全自主会場については、身近な所で少人数実施できる体制を推進していきます。地域包括支援センターの職員が立ち上げ・継続支援を行うとともに、市内のリハビリテーション専門職が会場を巡回し、助言・指導を行い、参加者の介護予防を図ります。

介護予防の取り組みが多様化しているため、他の介護予防施策（介護予防講座・シニア運動教室等）と連動させながら介護予防を推進していきます。

成果目標	第8期実績		第9期目標
	令和4年度実績	令和5年度見込	
さくら体操の会場数（か所）	50	52	55
さくら体操の延参加者数（人）	6,076	6,300	6,600
介護予防講座延参加者数（人）	—	180	210

② 地域の居場所に対する支援の推進

生活支援コーディネーターを中心に、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携し、また、認知症カフェについては認知症地域支援推進員と協力しながら、居場所の立ち上げや活動継続に対して支援します。

立ち上げに対しては活用可能な場所や類似の居場所に関する情報提供等を、活動継続に対しては市内の居場所の情報をまとめた冊子と圏域ごとに情報を地図に落とし込んだマップを交互に作成するとともに、情報を市ホームページにも掲載し、高齢者や関係者に周知を行うとともに居場所間の交流活動への活用を図ります。

また、リハビリテーション専門職が地域包括支援センターと連携し地域の居場所を

巡回し、介護予防の普及啓発や健康相談等の支援を行います。

成果目標	第8期実績		第9期目標
	令和4年度実績	令和5年度見込	
市内の居場所の情報をまとめた冊子への掲載居場所数（か所）	172	175	185
リハビリテーション専門職の巡回数（回）	72	80	96

③ 短期集中予防サービス（通所型・訪問型）の実施

介護認定要支援者等の軽度者に対し、リハビリテーション専門職が利用者の現状をアセスメントし、3か月間短期集中のサービス（訪問型と通所型を合わせて提供）を提供し、生活機能の維持・改善を目指します。サービス前後には自立支援型個別地域ケア会議を開催し、多職種で利用者の自立支援に向け検討・提案を行います。

④ リハビリテーションのサービス提供への支援等

市の介護保険制度におけるリハビリテーションのサービス提供体制は一定程度充足していると考えられますが、引き続き、サービス利用率の維持・向上を図るとともに、必要な方が必要な時にサービスを利用できるよう、介護保険制度のパンフレットや市ホームページ掲載などにより制度の周知を継続していきます。

また、事業所に対して介護保険制度に関する研修や必要に応じての指導を実施することにより、提供体制を支援していきます。

(2) 評価指標

以上の取り組みを踏まえ、高齢者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化防止の成果を検証します。

① 社会参加の促進

事業計画策定時におけるアンケート調査において、自宅以外の居場所の有無を捉え、「居場所がある」とされた方の割合が高くなることで、自立支援・介護予防の成果とします。

成果目標	第7期（実績） (第8期計画策定調査)	第8期（実績） (第9期計画策定調査)	第9期（目標） (第10期計画策定調査)
「居場所がある」の回答者割合	43.4%	35.5%	45.0%

② 要介護度の維持・改善

要支援1・2の方のうち、介護認定の更新の結果、前回の介護度よりも現状維持又は改善が図られた方の割合の傾向を捉え、その数値を維持することで、介護予防・重度化防止の成果とします。

成果目標	第7期（実績） (令和2年度)	第8期（実績） (令和5年度)	第9期（目標） (令和8年度)
要支援1・2の維持・改善割合	90.01%	90.39%	90%以上

各10月1日現在

③ 健康寿命の延伸

65歳の方が、何歳まで健康に生活できるかをあらわす「65歳健康寿命（東京保健所長会方式）」において、市の65歳健康寿命（要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間5で算出した場合）は、令和2年では、男性が82.15歳で東京都平均を0.75歳上回り、多摩26市比較では6位でした。女性は83.02歳で東京都平均を0.09歳上回り、多摩26市比較では13位となっています。

今後さらに、介護を受けることなく、健康な生活を送る期間を延ばすことを目標とし、自立支援・介護予防の成果とします。

成果目標	第7期（実績） (平成30年)	第8期（実績） (令和2年度)	第9期（目標）
健康寿命（男性）	81.85歳 (9位)	82.15歳 (6位)	延伸
健康寿命（女性）	82.73歳 (17位)	83.02歳 (13位)	

（3）成果の検証

上記の評価指標も踏まえながら、介護保険運営協議会において、毎年度、実施状況の把握・評価について協議を行い、PDCAサイクルの確立を図り、次期事業計画に反映していきます。

また、これらの取り組みと目標についての自己評価結果等を東京都に報告するとともに、自己評価結果の公表に努めます。

高齢者的心身の状況等の変化については、次期事業計画策定に関する各種調査や地域包括ケア「見える化」システムでのデータ分析等により検証を行います。

4 介護給付適正化に関する取り組み及び目標設定

これまで、介護保険制度の持続性確保に向けて、介護給付の適正化に努めてきましたが、第9期事業計画においては、給付適正化主要3事業等を着実に実施します。本事業を通じて、被保険者の適切なサービス利用につなげるとともに、介護サービス事業所の支援・指導に活用していきます。

(1) 要介護認定の適正化

【趣旨】

要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、市町村職員等が訪問又は書面等の審査により点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

【取り組みと目標】

要介護認定の平準化へ向け、調査項目の選択率や審査判定の傾向・特徴を把握し、その要因の分析を行い、適切かつ公平な要介護認定となるように努めます。また、今後も継続して調査票の点検、研修の実施及びeラーニングシステムの周知を行い、要介護認定の平準化を図ります。

(2) ケアプラン等の点検

【趣旨】

介護支援専門員が作成したケアプランについて、市町村職員等の第三者がその内容の点検・指導を行い、利用者の身体状況に合ったサービスとなっているかを確認します。

また、ケアプランに住宅改修や福祉用具の利用が含まれているものについては、その種別に応じて図面や見積書、医師の所見等を確認するなど、適正なサービスとなっているかを確認します。

【取り組みと目標】

点検するケアプランの選定にあたっては、国民健康保険団体連合会提供の帳票を活用し、さらに効果的な点検が実施できるよう取り組んでいきます。

成果目標	第8期実績		第9期目標
	令和4年度実績	令和5年度見込	
ケアプラン点検実施件数	41件	40件	45件

(3) 医療情報との突合・縦覧点検

【趣旨】

介護保険と医療保険の重複請求や、介護保険内での重複請求等の審査を行い、請求の整合性を確認します。審査において、疑義のある点については事業所へ照会・指導を行い、適正な請求処理を進めます。

【取り組みと目標】

点検する確認項目が多く、効率的に実施するために国民健康保険団体連合会に点検を一部委託し、市では効果が高いと見込まれる帳票を重点的に審査していきます。

成果目標	第8期実績		第9期目標
	令和4年度実績	令和5年度見込	
医療情報との突合審査件数	96件	62件	70件
縦覧点検審査件数	1, 168件	868件	1, 000件

(4) その他事業 給付実績の活用等

【趣旨】

国民健康保険団体連合会で実施する審査支払いの結果から提供される帳票を確認し、疑義のある請求について事業者に照会を行います。これまで未使用だった帳票についても、効果的と思われるものについて順次確認範囲を広げていきます。

また、利用者の制度理解の促進や請求内容の再確認のために、事業者からの請求及び費用の給付状況等を記載した通知（給付費通知）を利用者へ発送します。

【取り組みと目標】

引き続き、東京都や国民健康保険団体連合会主催の研修会を受講して知識を得るとともに、他自治体の取り組み状況を参考とするなど、確認できる帳票を増やし、事業者指導・支援につなげます。

また、給付費通知の取組についても、利用者が内容を理解できるよう、日ごろからの制度周知を進めています。

5 サービス見込量の推計

サービス見込量の推計にあたっては、国の地域包括ケア「見える化」システムに基づき、これまでの検討結果を踏まえ、過去の実績や制度改正の影響を考慮し介護給付・予防給付のサービス量及び地域支援事業のサービス量の推計を行いました。

また、推計に当たっては、医療と介護の連携による居宅サービスの追加的需要の反映、並びに介護離職ゼロのための追加的な見込みも勘案して推計を行いました。

(1) 介護予防サービス見込量

※令和3年、4年度は、市決算に基づく実績値、令和5年度以降は、厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』による推計値

① 介護予防サービス

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護予防サービス										
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	101	0	0						
	回数（回）	0.9	0.0	0.0						
介護予防訪問看護	給付費（千円）	34,237	45,084	61,492						
	回数（回）	657.1	847.0	1,146.0						
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	10,888	12,265	16,014						
	回数（回）	317.3	356.3	458.5						
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	14,064	14,463	17,584						
	人数（人）	88	96	117						
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	33,638	32,111	28,788						
	人数（人）	86	78	73						
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	647	833	712						
	日数（日）	9.1	11.6	9.4						
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	39	62	0						
	日数（日）	0.3	0.7	0.0						
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	38,083	42,647	44,572						
	人数（人）	473	493	531						
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	2,798	3,416	7,132						
	人数（人）	8	9	21						
介護予防住宅改修	給付費（千円）	12,935	11,227	10,623						
	人数（人）	11	11	10						
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	42,458	47,450	52,048						
	人数（人）	46	53	58						

給付費の推計値については、介護報酬等の改定を踏まえ計算します。

② 地域密着型介護予防サービス

単位：各項目の（）内

地域密着型介護予防サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護予防認知症対応型通所介護	給付費（千円）	0	0	0						
	回数（回）	0.0	0.0	0.0						
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	2,562	1,449	887						
	人数（人）	3	1	1						
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	0	0	0						
	人数（人）	0	0	0						

給付費の推計値については、介護報酬等の改定を踏まえ計算します。

③ 介護予防支援

単位：各項目の（）内

介護予防支援		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護予防支援	給付費（千円）	35,265	38,319	41,287						
	人数（人）	588	636	688						
合計	給付費（千円）	227,714	249,327	281,139						

給付費の推計値については、介護報酬等の改定を踏まえ計算します。

(2) 介護サービス見込量

① 居宅サービス

居宅サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位：各項目の（）内		
訪問介護	給付費（千円）	698,337	729,892	768,411				令和12年度	令和17年度	令和22年度
	回数（回）	17,686.4	18,494.1	19,420.7						
訪問入浴介護	給付費（千円）	44,252	45,924	42,697						
	回数（回）	287	295	274						
訪問看護	給付費（千円）	312,104	363,320	415,099						
	回数（回）	5,213.8	6,002.6	6,846.7						
訪問リハビリテーション	給付費（千円）	38,267	40,549	39,410						
	回数（回）	1,103.6	1,167.3	1,131.8						
居宅療養管理指導	給付費（千円）	189,048	204,403	222,920						
	人数（人）	1,078	1,145	1,211						
通所介護	給付費（千円）	493,726	516,113	550,937						
	回数（回）	5,670	5,890	6,118						
通所リハビリテーション	給付費（千円）	188,076	188,283	182,173						
	回数（回）	1,806.5	1,816.0	1,779.9						
短期入所生活介護	給付費（千円）	148,177	157,481	180,870						
	日数（日）	1,335.7	1,400.6	1,619.8						
短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	36,568	35,877	44,002						
	日数（日）	267.5	265.9	315.3						
福祉用具貸与	給付費（千円）	250,951	268,057	278,826						
	人数（人）	1,381	1,456	1,505						
特定福祉用具購入費	給付費（千円）	10,316	11,090	10,115						
	人数（人）	26	27	24						
住宅改修費	給付費（千円）	16,685	15,538	14,922						
	人数（人）	17	15	18						
特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	1,150,506	1,151,909	1,194,945						
	人数（人）	475	471	484						

給付費の推計値については、介護報酬等の改定を踏まえ計算します。

② 地域密着型サービス

単位：各項目の（）内

地域密着型介護予防サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費（千円）	11,528	16,936	20,831						
	人数（人）	9	9	11						
夜間対応型訪問介護	給付費（千円）	1,634	1,047	444						
	人数（人）	4	4	2						
地域密着型通所介護	給付費（千円）	386,076	381,033	361,933						
	回数（回）	3,894.8	3,877.0	3,662.6						
認知症対応型通所介護	給付費（千円）	132,908	124,310	120,269						
	回数（回）	915.8	887.8	853.4						
小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	27,876	32,351	39,910						
	人数（人）	14	15	20						
認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	270,770	264,942	273,005						
	人数（人）	81	81	81						
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	0	0	0						
	人数（人）	0	0	0						
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費（千円）	0	0	0						
	人数（人）	0	0	0						
看護小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	54,913	62,548	64,020						
	人数（人）	18	21	23						

給付費の推計値については、介護報酬等の改定を踏まえ計算します。

③ 施設サービス

単位：各項目の（）内

施設サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護老人福祉施設	給付費（千円）	1,445,494	1,397,561	1,402,929						
	人数（人）	443	424	419						
介護老人保健	給付費（千円）	816,686	806,267	747,494						
	人数（人）	232	228	211						
介護医療院	給付費（千円）	47,426	58,033	134,129						
	人数（人）	10	12	28						
介護療養型医療施設	給付費（千円）	90,701	70,367	27,589						
	人数（人）	22	17	7						

給付費の推計値については、介護報酬等の改定を踏まえ計算します。

④ 居宅介護支援

単位：各項目の（）内

居宅介護支援		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
居宅介護支援	給付費（千円）	370,980	389,579	395,440						
	人数（人）	2,030	2,087	2,122						
合計	給付費（千円）	7,234,003	7,333,412	7,533,320						

給付費の推計値については、介護報酬等の改定を踏まえ計算します。

6 施設整備に関する推計と高齢者の住まいについて

高齢者の住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも重要な課題となっています。

市では、令和5年度に特別養護老人ホームを1か所整備したところですが、施設サービスの整備を検討するうえでは、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム等の整備状況も加味することや、必要に応じて住宅政策を所管する部局と連携しながら検討していく必要があります。今後は現状の施設等における空き状況やニーズを把握していきながら、必要なサービスの整備を検討していきます。

一方で、在宅サービスの充実を図る観点から、地域密着型サービスについて地理的配置バランスを勘案した整備を検討しつつ、様々な介護ニーズ・医療ニーズの変化へ柔軟に対応できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスの整備も検討していきます。

本計画期間中の施設整備計画

サービス種別		第8期 現状値	第9期計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
広域型施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	4	—	—
		定員	459	—	—
	介護老人保健施設	施設数	2	—	—
		定員	197	—	—
	特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)	施設数	10	—	—
		定員	353	—	—
	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	施設数	0	1	—
	夜間対応型訪問介護	施設数	0	—	—
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	施設数	4	—	—
		定員	60	—	—
	南東圏域(定員)		0	—	—
	北東圏域(定員)		36	—	—
	北西圏域(定員)		0	—	—
	南西圏域(定員)		24	—	—
	小規模多機能型居宅介護	施設数	2	—	—
		定員	42	—	—
	南東圏域(定員)		24	—	—
	北東圏域(定員)		0	—	—
	北西圏域(定員)		18	—	—
	南西圏域(定員)		0	—	—
	認知症対応型共同生活介護	施設数	7	1	—
		定員	102	18	—
	南東圏域(定員)		36	—	—
	北東圏域(定員)		9	18	—
	北西圏域(定員)		51	—	—
	南西圏域(定員)		6	—	—
	地域密着型老人福祉施設 入所者生活介護	施設数	0	—	—
		定員	0	—	—
	地域密着型特定施設入居者 生活介護	施設数	0	—	—
		定員	0	—	—
	看護小規模多機能型居宅 介護	施設数	1	—	—
		定員	29	—	—
	南東圏域(定員)		0	—	—
	北東圏域(定員)		0	—	—
	北西圏域(定員)		29	—	—
	南西圏域(定員)		0	—	—
住宅型有料老人ホーム	施設数	1	—	—	—
	定員	25	—	—	—
サービス付き高齢者向け住宅	施設数	1	1	—	—
	定員	23	62	—	—

7 地域支援事業の推計

地域支援事業については、要支援者や総合事業対象者に介護予防や生活支援サービスなどを提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」、認知症への支援や地域包括支援センターの運営などを実施する「包括的支援事業」、上記に含まれない様々な支援や事業を行う「任意事業」の3つに大別され、被保険者の介護予防や生活支援を実施しています。

これまで、介護予防・日常生活支援総合事業に関しては、訪問型サービスや通所型サービスを中心に行ってきましたが、今後さらに介護予防を進めていく必要があるため、さくら体操をはじめ地域の多様な介護予防に資する資源等も活用し取り組みを推進していきます。

(単位：千円)

区分	第8期実績（見込）			第9期推計		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業	266,628	286,569	278,336			
包括的支援事業	32,605	34,382	40,749			
任意事業	412,282	434,926	451,812			
包括的支援事業 (社会保障充実分)	32,605	34,382	40,749			
地域支援事業 合計	412,282	434,926	451,812			

区分	令和12年度 推計	令和17年度 推計	令和22年度 推計
介護予防・日常生活支援総合事業			
包括的支援事業			
任意事業			
地域支援事業 合計			

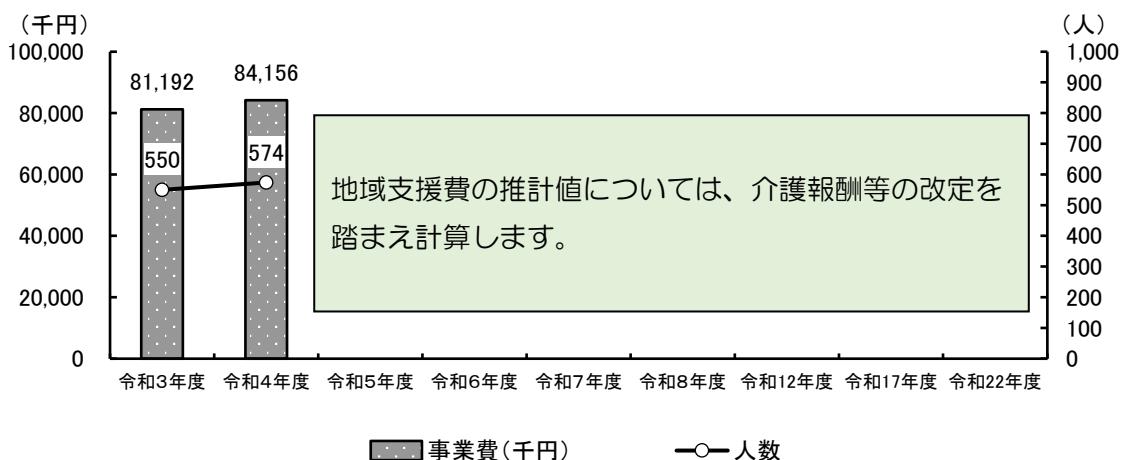
地域支援費の推計値については、介護報酬等の改定を踏まえ計算します。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型・通所型サービス）

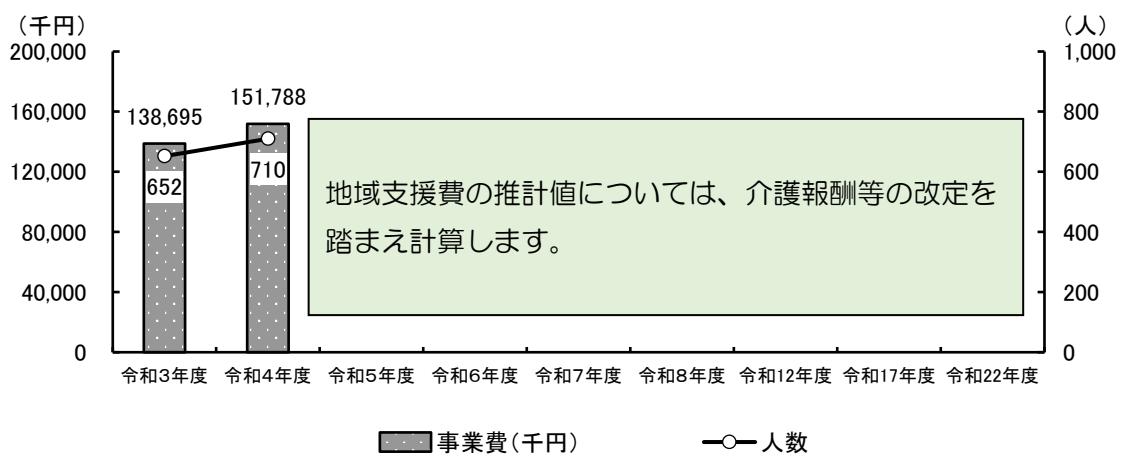
訪問型サービスは、令和4年度には事業費が84,156千円、人数が574人となっています。

通所型サービスは、令和4年度には事業費が151,788千円、人数が710人となっています。通所型サービス・訪問型サービスともに、令和8年度までは事業費、人数ともに増加し続け、減少に転じた後、再び増加し続ける見込みです。

訪問型サービス



通所型サービス



8 第1号被保険者の介護保険料

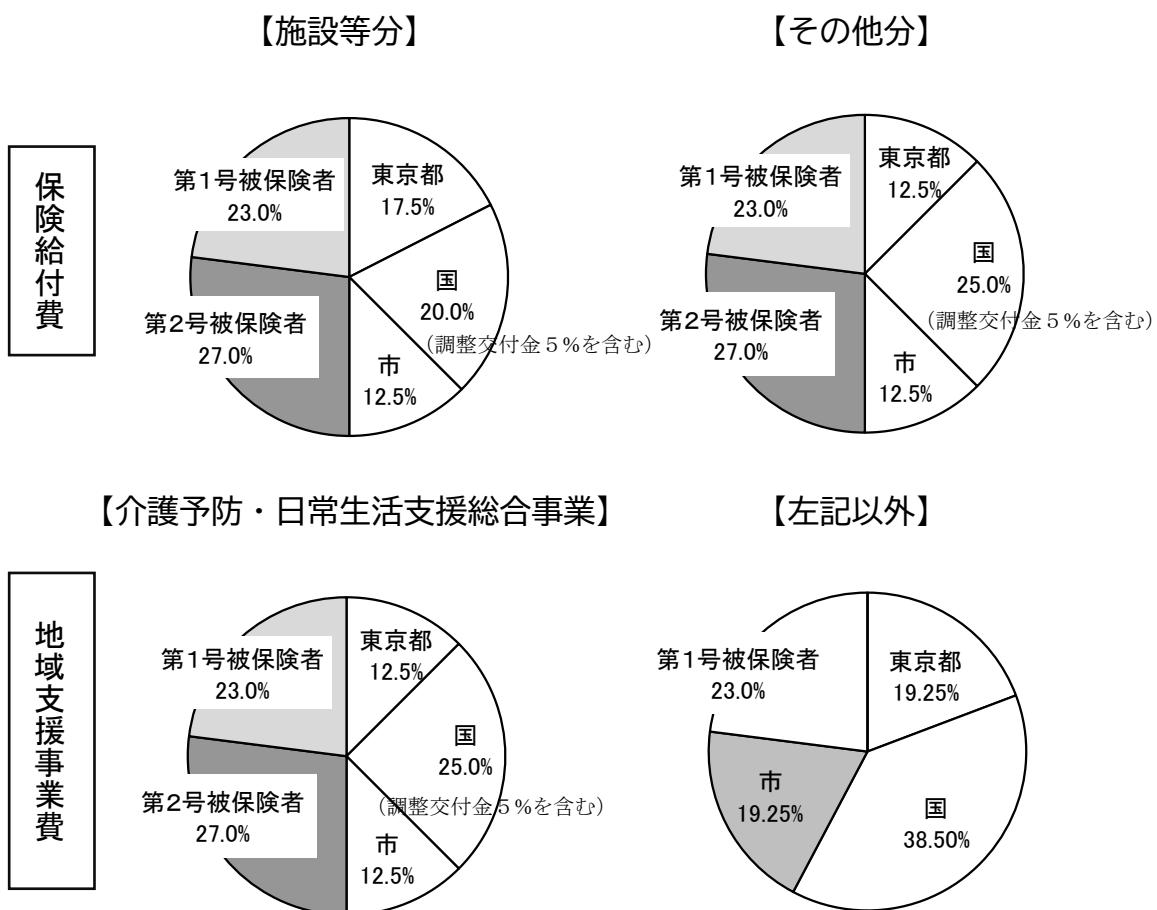
(1) 介護保険料設定の考え方

介護保険料の設定に当たっては、第9期事業計画期間中のサービス見込量と第1号被保険者数に応じたものになります。

(2) 財源構成

第9期事業計画期間の第1号被保険者負担割合は、第8期事業計画期間と同様の23%で設定されます。

第9期事業計画の財源構成



※第1被保険者は65歳以上の方

※第2号被保険者は40歳以上65歳未満の方

(3) 介護報酬の改定

令和6年度からの介護報酬改定を考慮の上、保険料を設定します。

※現時点では、改定の影響は考慮されていません。

(4) 市町村特別給付等

市町村特別給付はいわゆる上乗せ・横出しにあたる事業ですが、保険料が上昇することから、市町村特別給付は見込まないこととします。

(5) 介護給付費準備基金の活用

介護給付費準備基金は、介護保険給付費の財源として計画期間中及び計画期間をまたいで過不足を調整するための基金です。第8期事業計画終了時の基金残高は、約2億4千万円と見込んでおり、第9期事業計画期間中に一定精算することが望ましいことから、基金を取り崩し保険料上昇の抑制を図ります。

(6) 保険料算定の流れ

① 高齢者人口（第1号被保険者数）の推計



高齢者人口

令和6年度●●, ●●●人 令和7年度●●, ●●●人 令和8年度●●, ●●●人

② 要介護・要支援認定者数を推計



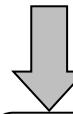
要介護・要支援認定者数

令和6年度●, ●●●人 令和7年度●, ●●●人 令和8年度●, ●●●人

③ 介護保険給付に必要な費用の合計（総事業費）を推計

標準給付費見込額 = 総給付費 + その他費用

総事業費 = 標準給付費見込額 + 地域支援事業費



総事業費

令和6年度●●億円 令和7年度●●億円 令和8年度●●億円

④ 3年間の総事業費の合計の第1号被保険者負担分（23%）から、準備基金取崩額等を引いた費用に対して、保険料収納率を勘案して弾力化した第1号被保険者（3年間）の合計人数で除算し、介護保険料基準額を算出

$$\text{介護保険料基準額} = \left(\frac{\left(\frac{\text{3年間の総事業費} \times \text{第1号被保険者}}{\text{負担分（%）}} - \text{準備基金取崩額等} \right)}{\text{保険料収納率（%）}} \right) \div \frac{\text{被保険者延人数}}{\text{（3年間）}} \div 12$$

・介護給付費の増加に伴い、第9期保険料基準額は●●●●円と見込まれましたが、準備基金（約●億●千万円）を取り崩し、介護保険料基準額の上昇抑制を図ります。

第8期保険料基準額 5, 600円 ⇒ 第9期保険料基準額 ●, ●●●円

※介護報酬改定等の影響を現時点で見込んでいないため、介護保険料は更新される見込みです。

(7) 保険料の段階設定

第9期事業計画においても、保険料を多段階に設定し、低所得者への配慮を行います。

第9期所得段階別保険料

所得段階	対象となる方	保険料率	月額(円)	年額(円)
第1段階	世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方及び生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.30		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の方	基準額×0.40		
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない方	基準額×0.70		
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方のうち、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.875		
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、第4段階に該当しない方	基準額×1.00		
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.175		
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.275		
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.45		
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上350万円未満の方	基準額×1.50		
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額×1.60		
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	基準額×1.75		
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.00		
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額×2.15		
第14段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額×2.30		
第15段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	基準額×2.45		

※国の標準段階の多段階化、保険料率の見直しにより、本表は更新される見込みです。

(8) 今後の展望

高齢者人口の増加に伴う要介護・要支援認定者の増加により、給付費は今後も増加することが予想されます。第9期事業計画策定時点での保険料基準額は、令和12年度は●●●●円、令和17年度は●●●●●円、令和22年度は●●●●●円、令和27年度は●●●●円、令和32年度は●●●●●円と推計されています。

そのため、第9期事業計画において計画している施策を推進し、今後の保険料基準額の上昇を抑えることを目指します。

9 介護保険制度を円滑に運営するための方策

(1) 介護事業者の指導

市では、介護サービス利用者が適切なサービスを受けられるように、介護サービス事業者に対して、運営基準の遵守やサービスの安全性の確認等を指導します。特に、地域密着型サービスや居宅介護支援事業所の指定更新時には実地指導を行い、サービスの質の確保を図ります。

確認や指導を行う際は運営基準と照らし合わせて行いますが、特に制度改正のあつた項目について重点的に確認するとともに、事業所として課題となっている部分を把握します。

(2) 介護保険利用支援の充実

利用者が円滑に介護サービスを利用できるよう介護保険パンフレットの配布や介護保険サービス利用Q & Aの作成、ホームページの充実等を行い、介護保険制度の理解を深めるための情報提供を行うとともに、総合的な相談窓口である地域包括支援センターの更なる周知に努めます。

(3) 保険料・利用料の負担軽減に向けた配慮

① 保険料での配慮

※今後示される国の方針をふまえ、更新が見込まれます。

(ア) 多段階化の推進

第8期の保険料段階については、国標準は9段階ですが、市では本人・世帯の課税状況等に応じて15段階に設定しています。第9期も引き続き、それぞれの被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設定します。

(イ) 介護保険料の減免制度

災害により住居等に損害を受けた場合、生計中心者の収入が急激に減少した場合、生計困難な場合等に介護保険料の減免を行います。

(ウ) 介護保険料の軽減制度

世帯非課税（第1段階から第3段階まで）については、公費による負担軽減の仕組みを引き続き実施します。

② 利用料での配慮

(ア) 介護保険訪問介護等利用者負担助成

訪問介護等の利用者（住民税非課税世帯の方）に対して、市独自の取り組みとして自己負担額の一部を助成し、負担を軽減します。

(イ) 特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給

低所得の利用者が、施設サービスや短期入所サービスを利用した際に負担する食費・居住費の金額が過大とならないよう、負担限度額を設け、その限度額と基準費用額の上限との差額を特定入所者介護（介護予防）サービス費として支給します。

(ウ) 高額介護（介護予防）サービス費等の支給

介護保険サービス利用料の自己負担分が1か月の利用者負担額が規定の限度額を超えた場合には、超えた分について高額介護（介護予防）サービス費等として支給し、自己負担額の軽減を図ります。

(エ) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費等の支給

医療保険制度に加入している世帯に介護保険サービスの利用者で、医療・介護保険の自己負担額を合算した年間の合計額が年間の限度額を超えた場合には、超えた分について高額医療合算介護（介護予防）サービス費等として支給し、自己負担額の軽減を図ります。

(オ) 生計困難者に対する利用料の負担軽減制度

一定の要件によって生計が困難であると認められた方に対して、介護保険サービス提供事業者（本制度により軽減を行うことを届け出ている事業者のみ）のサービスを利用する場合の自己負担額を軽減します。

（4）介護人材の確保・育成及び介護現場の生産性の向上

介護ニーズに的確に対応し、サービスを安定的に供給するとともに、質の高いサービスを提供するため、介護人材の確保・育成に取り組みます。引き続き、市デイサービス認定サブスタッフの養成講座等を通じて、高齢者を支える担い手を養成し、人材確保・育成を図ります。

また、介護職員初任者研修の実施や介護職員初任者研修を受講し修了した方の受講料等の一部を助成することにより、人材の育成を図ります。

ケアプラン点検やケアマネジメントに関する研修の実施によるケアマネジャーの質

の向上の取組み、介護現場の業務の効率化にも引き続き取り組んでいきます。

そのほか、国（ハローワーク）と連携し、介護人材募集の周知に努めるとともに、東京都と連携し、介護職員等の育成に関する講座等や介護人材確保に関する事業及び介護現場の効率化や介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組み等の周知を図ることで、介護人材の確保及び生産性の向上を図ります。

(5) 適切な事業所指定

各介護保険サービスの事業所の充足状況を勘案しながら、適切に地域密着型サービスの指定を行うとともに、東京都が指定を行うサービスについても、必要に応じ意見を提出していきます。

(6) 保険者機能強化推進交付金等の活用

平成30年度に、自治体への財政的インセンティブである保険者機能強化推進交付金が創設され、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を毎年度ごとに評価できるよう客観的な指標が設定されました。また、令和2年度には、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組みを推進するため、新たに介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。市の状況を勘案しながら交付金を活用し、自立支援・重度化防止等に関する取り組みの更なる推進を図ります。

(7) 要介護認定の簡素化

国の制度改正により、申請から認定までの期間短縮、保険者及び認定審査会委員の負担軽減を目的として、認定審査会の簡素化を実施しています。引き続き適用することにより、今後の高齢者人口の増に伴う第1号被保険者からの申請件数の増加に対応し、要介護認定の適正化の推進を図ります。

(8) 文書の削減

少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、専門人材が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するためには、介護現場の業務効率化が必要で、その一環として文書に係る負担軽減が求められています。市では、介護事業所の指定申請関係の文書の簡略化や、介護事業所の実地指導に際し提出する文書の簡略化等を行い、介護事業所の文書作成に係る負担の削減を行います。

第 6 章 計画の推進

1 計画の推進体制

介護保険・高齢者保健福祉事業は、保健・医療・福祉にとどまらず、地域づくり、防災、公共交通など広範囲にわたって関連しており、その理念を具体化して、施策を効果的かつ効率的、計画的に推進していくためには、関係者、関係機関が緊密に連携して取り組むことが必要です。

関係者、関係機関として、特に市民、行政、地域の各種団体、介護事業者、医療機関、教育機関等が連携することが重要であり、それぞれの立場、役割を明確にして協働する必要があります

(1) 介護保険運営協議会の開催

介護保険運営協議会は、公募市民、事業者、関係機関、学識経験者等から構成されています。運営協議会の活動を通して計画の推進状況を毎年度、検討・確認します。

また、地域包括支援センターの運営全般、関係団体との調整、内容の評価を行う地域包括支援センターの運営に関する専門委員会や地域密着型サービスの運営に関する専門委員会等を開催しています。

(2) 医師会等の関係機関との連携

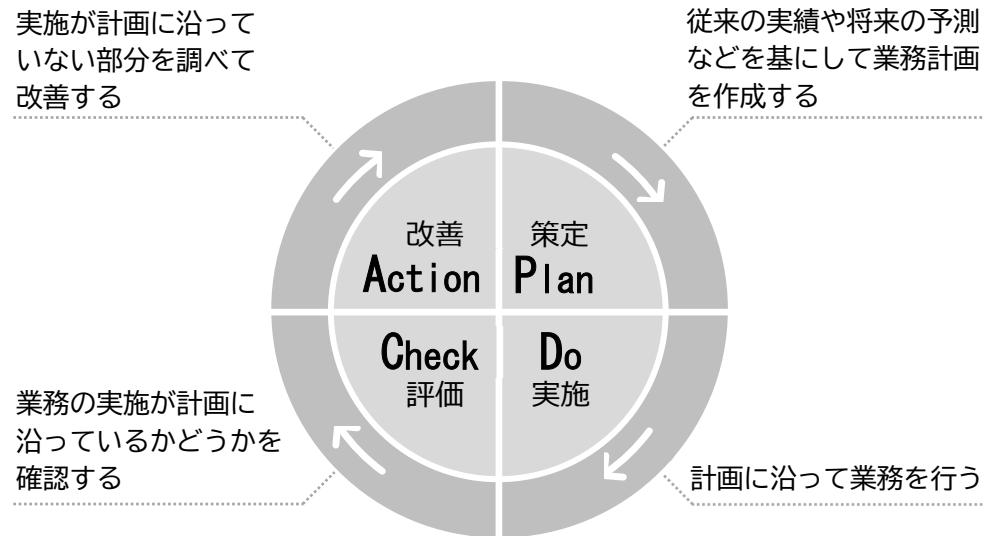
計画の推進に当たっては、関係機関との緊密な連携をもとに推進していきますが、特に医師会や歯科医師会、薬剤師会等の関係機関と連携し、協力を得ることがますます重要になっており、引き続き情報の共有を図ります。

(3) 広域的な連携と国・東京都への働きかけ

計画の推進に当たっては、法・制度の見直しや新規事業者の指定、介護人材の確保・育成等について、必要に応じて東京都と連携して対応するとともに、国や東京都に対して要望していきます。

2 計画の評価方法

市では、地域包括ケア「見える化」システムや、各種調査の結果を活用し、自立支援・介護予防・重度化防止に関する取り組みと目標の進捗状況を検証します。また、本計画で掲げている施策の事業評価等を行い、改善を行うPDCAサイクルを確立します。



市民説明会及びパブリックコメントの実施について

1 市民説明会

(1) 実施概要

- ア 日 時 (第1回) 令和5年11月18日 (土) 午前10時から正午まで
(第2回) 令和5年11月22日 (水) 午後6時から午後8時まで
イ 場 所 両日ともに小金井市役所第二庁舎8階 801会議室
ウ 広 報 市報11月1日号及び市ホームページに掲載
エ その他の手話通訳あり、保育あり（保育は事前申込制）

2 パブリックコメント

(1) 施策名称

第3期小金井市保健福祉総合計画（案）

(2) 募集期間

令和5年11月15日（水）から令和5年12月15日（金）まで

(3) 募集対象

市内に在住・在勤・在学する方、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体

(4) 応募方法

住所・氏名・計画名称を明記してもらい、直接、郵送、FAX又は市ホームページ専用フォームによる募集とする。なお、上記の方法による応募が困難な場合は、電子メールによる応募も可とする。

(5) 意見募集の広報

ア 市報11月1日号及び市ホームページ（現在募集中のパブリックコメント）に掲載

イ 配布場所（市内13か所）に設置

地域福祉課（市役所第二庁舎2階）、広報秘書課広聴係（同庁舎1階）、情報公開コーナー（同庁舎6階）、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センター及び東小金井駅開設記念会館等

(6) 結果公表 令和6年1月下旬を予定